

平成29年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成29年 3 月 8 日～9 日

場 所 第2委員会室

平成29年 3 月 8 日 (水曜日)

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第49号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算 (第8号)
- 議案第50号 平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第51号 平成28年度宮崎県公債管理特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第62号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・ 2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針 (案) について
 - ・ 平成26年度宮崎県県民経済計算について
 - ・ 移住希望者登録制度「宮崎ひなた移住倶楽部」について
 - ・ 宮崎県防災拠点庁舎実施設計の概要 (案) について
 - ・ 新田原飛行場に係る第一種区域等の見直しに関する最近の動きについて
 - ・ えびの高原 (硫黄山) の現状について

出席委員 (8人)

委員	長	二見康之
副委員	長	重松幸次郎
委員		坂口博美
委員		星原透
委員		中野一則
委員		日高博之
委員		満行潤一
委員		来住一人

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	永山英也
総合政策部次長 (政策推進担当)	井手義哉
総合政策部次長 (県民生活担当)	松岡弘高
総合政策課長	松浦直康
秘書広報課長	中原光晴
統計調査課長	丸田勉
総合交通課長	野口和彦
中山間・地域政策課長	奥浩一
フードビジネス推進課長	重黒木清
生活・協働・男女参画課長	弓削博嗣
交通・地域安全対策監	壹岐幸啓
文化文教課長	神菊憲一
人権同和対策課長	工藤康成
情報政策課長	蕪美知保

総務部

総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	畑山栄介
総務部次長 (総務・職員担当)	郡司宗則
総務部次長 (財務・市町村担当)	田中保通
危機管理局長兼危機管理課長	平原利明
部参事兼総務課長	上山伸二
防災拠点庁舎整備室長	志賀孝守
人事課長	吉村久人
行政経営課長	小田光男

平成29年3月8日(水)

財 政 課 長 川 畑 充 代
税 務 課 長 高 林 宏 一
部参事兼市町村課長 藪 田 亨
総務事務センター課長 大田原 節 郎
消 防 保 安 課 長 福 栄 芳 政

会計管理局

会 計 管 理 者 高 原 みゆき
会 計 管 理 局 次 長 中 原 順 一
会 計 課 長 青 山 新 吾
物 品 管 理 調 達 課 長 福 嶋 正 一

人事委員会事務局

事 務 局 長 金 子 洋 士
総 務 課 長 田 畑 吉 啓
職 員 課 長 和 田 括 伸

監査事務局

事 務 局 長 柳 田 俊 治
監 査 第 一 課 長 村 上 悦 子
監 査 第 二 課 長 佐 野 由 藏

議会事務局

事 務 局 長 甲 斐 正 文
事 務 局 次 長 奥 野 信 利
総 務 課 長 外 山 景 一
議 事 課 長 長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長 小 田 博 之

事務局職員出席者

議 事 課 主 査 長 谷 恵美子
総 務 課 主 任 主 事 日 高 真 吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程の案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○永山総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を説明させていただきます。

お手元にお配りをしております総務政策常任委員会資料をめくっていただいて、目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予

算議案は、議案第49号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」と、議案第50号「平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)」の2件でございます。

右側の資料の1ページをごらんください。

総合政策部の一般会計2月補正予算額は、一般会計の表の一番下の合計欄にありますように、合計で7億9,659万4,000円の減額であります。

これは、国庫補助決定、執行残等に伴うものであり、この結果、補正後の一般会計予算額は、一番右側の欄になりますけれども、120億604万7,000円となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように、385万9,000円の減額であります。これは、一般会計への繰出額の確定などによるものであります。

この結果、補正後の予算額は、1,400万1,000円となります。

2ページをごらんください。

繰越明許費補正であります。国が平成28年度補正予算で措置しております事業等に係るものであり、事業実施期間の関係から平成29年度に繰り越すことをお願いするものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長より説明をいたします。

審議のほど、よろしく願いいたします。

目次にお戻りください。

次に、2のその他報告事項についてであります。

今回は、目次に記載をしておりますとおり、2順目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針案についてなど、3件の報告事項がございます。

これにつきましても、後ほど担当課長より説

明をさせていただきます。

なお、本日は、広報戦略室長の藤山が体調不良のため欠席をさせていただいております。関連の質問につきましては、秘書広報課長がお答えをしますので、御了承をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○松浦総合政策課長 総合政策課の2月補正の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の分厚い冊子資料でございますが、平成28年度2月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。

この資料の9ページをお開きいただけますでしょうか。

総合政策課の2月補正の額につきましては、一番上の段でありますけれども、総額で2,921万8,000円の減額であります。

その結果、総合政策課の補正後の予算額総額は、一番上の段の右から3番目の欄であります。7億2,968万6,000円となります。

このうち、一般会計につきましては、その下の段であります。2,535万9,000円の減額、それから、特別会計につきましては、385万9,000円の減額であります。

11ページをお開きいただきたいと思います。

補正の主な内容につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、(事項)職員費、2,111万4,000円の減額であります。

これは、人事異動によりまして、職員構成が変化したことによりまして、人件費が執行残となったものでございます。

その下の(事項)県計画総合推進費266万3,000

円の減額であります。説明欄のところにありますが、主なものとしまして、1の「東日本大震災復興活動支援事業」112万5,000円の減額、それから、4の「新しい豊かさ」見える化事業、207万4,000円の減額とありますが、いずれも委託料や旅費等の執行残であります。

その下の(事項)エネルギー対策推進費158万2,000円の減額であります。説明欄にありますように、内容といたしましては、水素エネルギー等利活用構想策定基本調査事業の委託料等の執行残でございます。

12ページをお開きいただきたいと思っております。

会計といたしまして、開発事業特別資金特別会計の減額であります。その主な内容といたしましては、下のほうの(事項)繰出金のところで、372万6,000円の減額であります。

内容といたしましては、今年度、この資金を充当しております環境森林部所管の新エネルギー地産地消推進事業の事業費の減に伴う繰出金の減でございます。

総合政策課は以上であります。

○中原秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

当課の一般会計補正予算でございますが、お手元の歳出予算説明資料の13ページをごらんいただきたいと思っております。

当課の補正予算、6,539万4,000円の減額であります。

これにより、補正後の額でございますが、右から3列目でございます。4億4,889万7,000円となります。

主な内容について御説明いたします。15ページをお開きください。

まず、1つ目の(事項)職員費でございます。6,309万3,000円の減額でございます。金額

が大きくなっておりますけれども、これは、昨年度、行啓を担当いたしました秘書調整担当の係、4名体制でございましたけれども、年度末で係が廃止されたこと等に伴い、金額が大きくなっているものでございます。

次に、(事項)秘書業務費であります。168万6,000円の減額であります。

これは、知事の交際費用を初めといたしまして、事務費の執行残に伴う減額でございます。

以下、広報戦略室の業務でございますけれども、(事項)広報活動費、2つ下の(事項)広聴活動費、一番下の県政相談費でございますけれども、これらも同様に事務費の執行残に伴う減額でございます。

秘書広報課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○丸田統計調査課長 それでは、統計調査課の補正予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の17ページをお願いいたします。

統計調査課の補正額は、この表の左から2列目、2,101万3,000円の減額補正でございます。補正後の額は、右から3列目、3億3,478万円あります。

補正の主な内容について、御説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

一番下の(事項)労働諸統計費につきましては、229万1,000円の減額であります。

これは、労働状況について調査を行います毎月勤労統計調査におきまして、調査の協力に対する報償費等の経費に不用額が生じたことなどによるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

下から2番目の(事項)経済センサス費につ

きましては、811万6,000円の減額でございます。

これは、経済活動の状況を把握するために、全ての産業分野の事業所などを対象にしまして、5年ごとに行います経済センサス活動調査におきまして、審査等に要する経費や市町村交付金等に不用額が生じたことなどによるものであります。

その下の(事項)社会生活基本調査費につきましては、184万5,000円の減額であります。

これは、一日の生活時間の使い方など、社会生活の現状を把握するために、5年ごとに行います社会生活基本調査におきまして、調査の協力に対する報償費や審査に要する旅費等の経費につきまして、不用額が生じたことなどによるものでございます。

統計調査課の説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○野口総合交通課長 総合交通課でございます。総合交通課の補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の23ページをお願いいたします。

総合交通課の補正予算は、左から2列目、総額で6,975万5,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目、9億3,055万円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、25ページをお願いいたします。

まず、下から2つ目の事項になりますけれども、(事項)地域交通ネットワーク推進費でございます。

説明欄1の地方バス路線等運行維持対策事業

につきまして、485万4,000円の減額補正をお願いしております。

これは、地域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るため、運行費等を国と協調して、または県の単独で補助をするものでございますが、市町村が主体となって運行する広域的バス路線に対する運行費補助につきまして、運行欠損額が当初の見込みより減少したことから、減額補正するものでございます。

次に、説明欄2の離島航路運航維持対策事業につきまして、727万8,000円の減額補正をお願いしております。

これは、離島航路の運航欠損額を国が補填した後、残額を県と延岡市で負担するものであります。運航欠損額に対する国の補助額の確定に伴い減額補正するものでございます。

次に、説明欄3の地域公共交通ネットワーク活性化事業につきまして、1,080万8,000円の減額補正をお願いしております。

これは、市町村が既存のバス路線の一部を見直し、コミュニティバス等に移行する場合などの取り組みに対して、県単独で補助するものでございますが、当該補助金を利用する市町村が、都城市1団体と見込みより少なかったこと等から減額補正するものでございます。

4の新規事業「佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

次に、(事項)航空交通ネットワーク推進費でございます。

26ページをお願いいたします。

説明欄1の「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業につきまして、223万7,000円の減額補正をお願いしております。

これは、宮崎空港振興協議会が実施する事業

のうち、国際定期路線を運航する航空会社に対し、運航に要する経費の一部を補助する事業につきまして、昨年10月の台北線の月曜便の減便に伴い減額補正するもの等でございます。

次に、(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費の説明欄2の高千穂線鉄道施設整理基金補助事業につきまして、3,155万1,000円の減額補正をお願いしております。

これは、旧高千穂線の撤去対象施設の撤去に要する経費を沿線自治体に補助するものでありますが、28年度に撤去予定であった施設のうち、一部の施設につきまして、撤去時期の変更を行ったことにより、減額補正するものがございます。

次に、(事項)運輸事業振興助成費の説明欄2の運輸事業振興助成交付金、宮崎県トラック協会に対する交付金でございますけれども、1,201万5,000円の減額補正をお願いしております。

これは、トラック運送の輸送サービス改善や交通安全対策など、運輸事業の振興を図るため、宮崎県トラック協会が実施する各種事業へ補助するものでありますが、補助に係ります軽油引取税などの算定の基礎数値が年度末に確定をしますことから、例年、当初予算は前年度同額で計上しておりまして、その後、数値が確定したことから残額を減額補正するものがございます。

それでは、委員会資料の3ページをお願いいたします。

新規事業、佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業についてでございます。

佐土原駅につきましては、一番下の参考にありますように、改札口を過ぎてすぐの1番ホームは、佐土原駅発着の列車しか停止できず、ほとんどの利用客は階段を上り、2番、3番ホームで乗降する構造となっており、高齢者や障がい者の安全かつ円滑な利用の支障となっております。

ます。

このため、1の事業目的にありますように、JR九州が行う佐土原駅のバリアフリー化整備に対しまして、地元宮崎市と協調して支援を行うことにより、誰もが安心して利用できる環境を整備するものがございます。

2の事業の概要であります(4)の事業内容にありますように、既存の跨線橋へのエレベーター2基の設置及び多目的トイレに係る本工事設計を行います。

設計にかかります総事業費は1,807万5,000円で、そのうち県が6分の1を補助いたしますので、補助額は301万2,000円となります。

今回、地元からの要望を踏まえ、JR九州や九州運輸局、宮崎市とも協議をし、早期の整備に対応できるよう、補正と29年度への全額繰越をお願いしているものがございます。

また、この事業の国からの補助金につきましては、直接JR九州に補助されるものがございますが、現時点での情報としまして、28年度の国庫補助の採択はかなり厳しいと聞いておりますけれども、29年度予算での採択を目指して、JR九州においてしっかりと取り組んでいることとございます。

県といたしましても、今回の補正により迅速に対応できる環境を整えるとともに、引き続き宮崎市と連携して国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

総合交通課の補正予算につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○奥中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の28年度2月歳出予算説明資料の27ページをお願いいたします。

当課の補正予算額は9,331万8,000円の減額補

正で、右から3列目でございますが、補正後の額は5億2,098万円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

29ページをお開きください。

まず、中ほどの(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費で、8,504万2,000円の減額補正であります。

主なものといたしまして、説明欄の3、みやぎジビエ普及拡大推進事業363万3,000円の減額補正であります。

これは、県内の食肉処理施設の衛生管理状況調査等につきまして、調査日数の縮減による委託料の執行残でございます。

次に、4、明日の地域づくり支援事業4,459万7,000円の減額補正であります。

これは、市町村が住民と一体となって取り組む地域づくりを支援するものでありますが、より補助率が高い国の地方創生関連交付金を活用して事業を実施する市町村があるなどした結果、市町村からの補助金交付申請額が見込みを下回ったことによる補助金の執行残でございます。

次に、7、農山漁村における所得安定・向上モデル事業461万9,000円の減額補正であります。

これは、国の地方創生推進交付金を活用して、市町村等が実施する地域資源を活用した所得向上のモデル的取り組みを支援するものでありますが、先進地視察や国等との協議のための県や市町村の職員の旅費及び事業実施地域への講師派遣等に係る旅費の執行残でございます。

次に、8、ネットワークで明日に繋ぐ!「宮崎ひなた生活圏」モデル構築事業3,100万円の減額補正であります。

これは、国の地方創生推進交付金を活用し、交通・物流のネットワーク構築のモデル事業として、市町村等が取り組むソフト事業・ハード

事業を支援するものでありますが、国の交付決定に伴う事業費の減及び実施市町村の事業計画の縮小等による執行残でございます。

次に、30ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)地域活性化促進費で、644万6,000円の減額補正であります。

主なものといたしまして、説明欄の3、宮崎県市町村間連携支援基金事業507万1,000円の減額補正であります。

これは、各市町村が連携して、地域資源を活用しながら活性化に取り組む事業を支援するものでありますが、年度途中での新規申請の追加分が見込みよりも少なかったこと等による執行残でございます。

説明は以上でございます。

○重黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料33ページをごらんください。

フードビジネス推進課の2月補正額は、2億2,203万7,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄でございますけれども、6億1,524万4,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

35ページをお開きください。

まず、表の中ほど、(事項)フードビジネス総合推進費でございますけれども、646万3,000円の減となっております。

これは、説明欄1のみやぎフードビジネス推進体制構築事業が、外部専門機関への調査業務の委託料等の執行残によりまして、487万7,000円の減となったこと等によるものでございます。

その下の(事項)みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費につきましては、2億2,921万5,000円の減でございます。

減額する額が大きくなってございますけれども、この事業は、厚生労働省の補助金を活用する事業であり、3年間の事業として国から採択を受け、今年度から事業を実施しているものでございますけれども、今年度は採択の初年度ということもありまして、国の交付決定額が9月下旬までおくれまして、必要な期間が十分に確保できない事業が生じたこと等によりまして、減額する額が大きくなっているところでございます。

主な内訳ですけれども、説明欄の1、みやざき成長産業育成プラットフォーム構築事業3,011万4,000円の減につきましては、マーケティング調査などを行う調査委託費の執行残によるものでございます。

次の2、フードビジネス振興構想推進事業から5の木材バイオマス関連産業拡大推進事業まで、合計で1,900万円余の減でございますけれども、これは、各産業分野ごとに実施しました販路開拓や商品開発などの委託事業の執行残による減でございます。

また、1ページめくっていただきまして、次の36ページ、6、みやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業につきましては、民間企業への補助金でございます。当初3億6,000万の予算を計上しておりましたが、先ほど申しました国の交付決定のおくれによりまして、事業実施が9月下旬からの半年となったことに伴いまして、企業からの補助金の申請額が見込みを下回ったことから、1億8,000万円の減となったところでございます。

次の(事項)みやざき地方創生若者定着促進

費15万9,000円の減につきましては、旅費等の執行残によるものでございます。

次の新規事業(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費1,484万6,000円の増額をお願いしておりますが、これにつきましては、委員会資料のほうで御説明させていただきます。

委員会資料の4ページをごらんください。

当課では、平成25年度から厚生労働省の補助事業の採択を受けまして、フードビジネス関連産業の支援を行ってきております。

本年度から、フードビジネスに、輸送機器、医療機器、木材バイオマスを加えて、成長産業4分野を対象に、関連産業の振興と雇用の創出を推進しているところでございます。

このみやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費につきましては、国の28年度補正予算で新たに創設されました厚生労働省の補助事業の採択を受けましたことから、これまでの取り組みに加えまして、1の事業の目的・背景にありますように、新たに情報通信産業と観光産業を対象に、産業の活性化を通じた雇用の創出を図るため、企業等へ必要な支援を行うものでございます。

2の事業の概要でございますけれども、予算額は1,484万6,000円で、財源は、28年度は全額国庫補助金でございます。

事業期間につきましては、国から3年間の事業採択を受けておりまして、28年度から30年度までの3年間となります。

事業内容につきましては、次のページの図をごらんください。

情報通信、学術研究と観光を対象に、まず、産業振興のためのプラットフォーム整備として、チーフコーディネーターと分野別コーディネー

ターを配置いたしまして、体制の整備を図るとともに、企業の新技術開発で販路開拓など、事業の開拓に向けた支援を行うこととしております。

また、図の下のほうの四角囲みですけれども、地域産業求職者支援といたしまして、若年求職者の早期離職防止のための支援窓口の設置等を行うこととしております。

最後に、繰越明許費について御説明いたします。

委員会資料、2ページのほうに戻っていただけますでしょうか。

繰越明許費の追加でございますけれども、表の上から2段目でございます。

ただいま御説明いたしました、みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費1,484万6,000円につきまして、事業実施期間が不足しますことから、来年度への繰り越しをお願いしているところでございます。

フードビジネス推進課の説明は以上でございます。

○弓削生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の37ページをお開きください。

当課の補正予算額は、365万円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目の欄の4億2,432万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

40ページをお開きください。

40ページ、一番下の(事項)消費者支援対策費につきましては、191万8,000円の減額であります。

主な理由としましては、次のページをごらんいただきまして、説明欄3の消費者被害防止・解決支援費について、消費生活相談員の報酬や研修旅費の執行残によるものであります。

次に、その下の(事項)消費生活センター設置費につきましては、233万8,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄2の生活情報センター管理費について、警備や空調設備の保守点検等委託等の入札残によるものであります。

次に、一番下の(事項)男女共同参画推進費につきましては、296万2,000円の減額であります。

主な理由としましては、説明欄1の啓発・活動推進事業について、国の地方創生交付金を優先的に活用したことによる補正減であります。

当課の説明は以上であります。

○神菊文化文教課長 同じ歳出予算説明資料の43ページをお開きください。

文化文教課の補正予算案について御説明いたします。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、1億9,674万9,000円の減額でございます。

これによりまして、補正後の額は、右から3列目の66億1,512万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

45ページをお開きください。

まず、下から2番目の段、(事項)県立芸術劇場費1,909万1,000円の減額であります。

主な内容としましては、次の46ページになりますが、説明欄1の県立芸術劇場大規模改修事業費1,900万円の減額につきましては、県立芸術劇場の空調設備の修繕工事及び舞台音響の改修

などに係る入札残等によるものであります。

次に、その4段下、中ほどの(事項)文化交流推進費121万円の減額であります。

説明欄1の国民文化祭誘致推進事業については、本年度開催されました国民文化祭愛知大会への参加者の旅費一部支援等を行うものでありますが、その対象者が、当初見込みを下回ったことによるものなどであります。

次に、47ページの2段目、(事項)私学振興費1億7,416万6,000円の減額であります。

主な内容であります。説明欄1の私立学校振興費補助金5,740万2,000円の減額につきましては、私立高等学校等に対して、生徒数等に応じて、当該学校に経常的経費の一部を補助するものでありますが、対象生徒数が当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、説明欄2の私立高等学校授業料減免補助金174万7,000円の減額につきましては、私立高等学校等が行う低所得者世帯等に対する授業料の減免措置に対しまして、当該学校にその減免額の一部を補助するものでありますが、対象生徒数が当初見込みを下回ったことによるものであります。

また、説明欄6の私立専修学校教育充実支援事業294万9,000円の減額につきましては、専門学校が行う低所得者世帯等に対する授業料減免措置に対して、上乘せして補助することにより、授業料負担の軽減を図るものなどございますが、対象生徒数が当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

また、説明欄7の(1)就学支援金8,064万3,000円の減額については、私立高等学校等の生徒の授業料のうち、公立高等学校授業料相当額もしくは低所得者世帯等に対しては、これを増額して支援することにより、授業料負担の軽

減を図るものであります。対象生徒数が当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

また、(2)奨学のための給付金2,787万6,000円の減額につきましては、低所得者世帯等を対象として、授業料以外の教育に係る経費の負担の軽減を図るため、定額を給付するものでございますが、対象生徒数が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

最後に、説明欄8の東日本大震災被災生徒授業料等減免事業131万3,000円の減額及びその下の説明欄9、熊本地震被災生徒授業料等減免事業173万6,000円の減額につきましては、それぞれの被災地域から避難生徒を受け入れ、授業料等の減免措置を行った私立学校等を補助するものであります。現時点におきまして該当者の見込みがないことから、それぞれ高校生1名分の予算に減額するものでございます。

当課の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の49ページをお開きください。

人権同和対策課の補正額は、総額で902万1,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3つ目の欄にありますように、1億3,115万円となります。

主な内容について御説明いたします。

51ページをお開きください。

上から3つ目の(事項)人権同和問題啓発活動費であります。295万3,000円の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄1の一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進事業の経費につき

まして、国庫委託金の決定に伴い減額するものであります。

一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費であります。293万6,000円の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄の宮崎県人権啓発センター事業などの事業の経費につきまして、国庫委託金の決定に伴う減額や、研修資料作成経費に係る入札残が生じたこと等によるものであります。

人権同和対策課の補正予算の説明は以上であります。

○無情報政策課長 情報政策課の補正予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

情報政策課の補正予算は、9,029万8,000円の減額補正で、補正後の額は12億6,931万3,000円となります。

それでは、主な内容について説明いたします。

めくっていただいて、55ページをお開きください。

中ほどにあります上から2番目の(事項)行政情報化推進費ですが、178万7,000円の減額補正をお願いしております。

これは、インターネットで提供される行財政情報サービス利用契約の執行残等によるものであります。

次に、(事項)行政情報処理基盤整備費ですが、622万1,000円の減額補正をお願いしております。

これは、職員が使用するパソコン賃借料の執行残等によるものであります。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費ですが、4,941万7,000円の減額補正をお願いしております。

まず、説明欄3の県庁LAN運営費については、単独庁舎向けの回線使用料の執行残等による減額であり、説明欄4の総合行政ネットワーク運営費については、全国の自治体同士がつながれている行政専用のネットワークに係る負担金の額が確定したこと等による減額であります。

説明欄5の県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業については、マイナンバー制度導入で、特定個人情報等を取り扱うパソコン等の新規調達や、各業務のネットワークとインターネット等の分離を行うためのシステム調達等に係る入札残によるものであります。

56ページをお開きください。

(事項)電子県庁プロジェクト事業費2,242万2,000円の減額補正をお願いしております。

まず、1の公的個人認証サービス運営事業については、公的個人認証の認証機関に対する負担金の額が確定したこと等による減額であります。

2のサーバ管理委託事業については、現在推進している各サーバーをデータセンターの仮想サーバー基盤に統合・集約するための移行作業が順調に進んだことから、既存のサーバーを設置するためのラック使用料が一部不用になったことによる執行残であります。

5の社会保障・税番号制度システム整備事業については、情報連携のために必要となる中間サーバーの運営費に係る負担金が確定したことによる減額であります。

次に、その下の(事項)の地域情報化対策費ですが、385万円の減額補正をお願いしております。

説明欄2の電気通信格差等是正対策費については、本年度、椎葉村で携帯電話の不感地域を解消するための事業を実施していますが、その

国庫補助決定に伴う減額であります。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

お手元の常任委員会資料の2ページをお開きください。

繰越明許費補正の上から3番目の欄、行政情報システム整備運営費ですが、8,117万円の繰り越しをお願いしております。

これは、県庁LAN設備の機器取りかえや、先ほど申しました業務用ネットワークとインターネットの分離を行う工事で、資材の入手困難等もあり、その協議や調整に日程を要したことから、年度内の工期が不足することによるものであります。

続きまして、上から4番目の欄、携帯電話等エリア整備事業ですが、9,678万6,000円の繰り越しをお願いしております。

これは、椎葉村の4地区において、用地交渉や2月の積雪の影響で、工事等に日数を要したことから、年度内の事業完了が困難になり、事業主体の椎葉村において繰り越しが行われることによるものであります。

情報政策課の説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○中野委員 予算の減額が総体で7億9,600万あるんですが、その理由に、国庫補助決定等に伴う補正ということで、減額された等にも聞こえたし、それから、決定ができて、事業の進みぐあいがおくれたとも聞こえましたが、大まかにどういうことなんですか。

○二見委員長 これは、全般について。

○中野委員 総体に。

○二見委員長 全体についてということで。

○中野委員 ここでのトータルで。国に責任が

あるのか、事業を進めなかった県に、責任というか、進捗状況がおくれたからということで減額になったのか、その違いだけを。

○二見委員長 それは、フードビジネスのところですか。

○中野委員 総体にと言いました。だから、部長が一言。

○永山総合政策部長 今回の補正で一番大きな金額は、フードビジネスの関係の国庫補助にかかわるものでございますが、これについては、競争的資金ということで提案をしていたものの採択決定が9月になったということでございまして、これは、民間の事業者等に働きかけをして、それに対して支援を行うものでございまして、国の交付決定がおくれたことによって、事業を採択できる範囲が狭まったということによって、補正をやむなくするものでございます。

ただ、トータルでこの事業については3年間実施できますので、この働きかけを続けることによって、来年度以降しっかりと事業実施はできるのではないかなと思っております。

○中野委員 部全体の総体的にいうのをお聞きしたかったんですが、それはいいでしょう。

35ページのみやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費、その6がみやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業、当初予算の約半分が減額ですよね。これも、国の決定おくれ、交付金おくれという説明でしたが、これは、次年度にまた同じ事業ができるということで理解すればいいんですか。

○重黒木フードビジネス推進課長 次年度も、また当初予算の際に御説明いたしますけれども、ほぼ同じ事業を計上させていただく予定となっておりますので、来年も企業等に対する補助金でございましてけれども、同じ事業を執行する予

定でございます。

○中野委員 もう次年度ということですから、交付金のおくれということは、もう来年度は考えられないと理解しておけばいいですか。

○重黒木フードビジネス推進課長 来年度につきましては、年度当初に交付決定いただけるものと考えておりますので、今年度のようなことはないというふうに考えております。

○中野委員 せっかく雇用拡大ということでの事業ですから、1年でも早くどんどん執行されていったほうがいいんじゃないかなと、こう思ったのでお尋ねしました。

次に、47ページの私立学校振興費の補助の件ですが、この私学振興費、かなりの減額ですけども、1番と7番の当初予算と執行額を教えてください。

○神菊文化文教課長 まず、私学振興の中の私立学校振興費補助金につきまして、当初予算は38億4,600万円ほどございます。

それから、就学支援金、こちらの当初予算は17億3,200万円ほどございます。

それから、奨学給付金につきましては、当初予算は2億1,000万円ほどございます。

それぞれ対象の生徒数が減少したと、当初見込みよりも下回ったということから、減額補正をするものでございます。

○中野委員 その執行額は、わかりませんか。当初予算と執行額の違いを知りたかったんですけど。

○神菊文化文教課長 もう一度申し上げます。私立学校振興費補助金につきましては、当初予算が38億4,600万円余り、補正後の予算が37億8,900万円ほどでございます。

それから、就学支援金につきましては、当初予算が17億3,200万円ほどでございますが、補正

後の予算は16億5,200万円ほどでございます。

奨学給付金につきましては、2億100万円ほどございましたものが、補正後は1億7,300万円ほどになります。

○中野委員 その理由が、私立高校の生徒数が見込みを下回ったという説明でしたが、人数的に何人の予定で、何人下回って、実数は何人だったかということをお教えください。

○神菊文化文教課長 まず、私立学校振興費補助金につきましては、当初の見込みが1万1,967人でしたが、実績の見込みとして1万1,814人、差し引きでいいますと153人の減が見込まれるということでございます。

次に、就学支援金につきましては、当初見込みが*8,800人に対しまして、補正後の見込みが8,190人、その差は610人の減少でございます。

それから、奨学給付金につきましては、当初の見込みが2,203人に対しまして、補正後の見込みが1,998人、差し引き205名の減少を見込んでいるところでございます。

○中野委員 もういいです。わかりました。

○日高委員 中山間のほうなんですけど、今回、重点施策に中山間地域の活性化とあがっていると思うんです。今、ちょっと説明をお聞きした中で、市町村のほうから、この補助を使うというマッチングというやつ、それがなかなかうまくいかなくて、減額になったという説明もあつたんですが、例えば、中山間の市町村のほうから、積極的に意見を出してもらいながら、連携のもと、必要だからということで、補正予算を組むと思うんです。活性化せにゃいかんわけだから、この減額というのをしっかり使えるような形で、中山間地域について攻めていってほしいんです。その辺って、予算を組む前に市町村

※15ページに訂正発言あり

とヒアリングとか、どういう形でしているのか、その辺を教えていただければと。

○奥中山間・地域政策課長 中山間地域の特に地域づくりに関する補助金につきましては、各地域に農林振興局の地域企画調整担当という職員がおりまして、彼らが市町村のほうに伺って、市町村のニーズを吸い上げたり、あるいは我々が直接その市町村に出向いて、意見交換をしながら事業をつくり上げていくと、そういうことにはなっております。

ただ、我々のところに第1段階で相談がないときには、なかなかそこまで把握できないということもあるんですが、できる限り情報収集に努めながら、事業をつくり上げるという形にはしております。

○日高委員 町、村というのが結構多くあると思うんですけども、そこはいろんな形で、県から予算を少しでももらいながら、こういった地域の活性化をしたいという声が直接的に聞こえてくるんです。でも、事業には反映していないんじゃないかと、こういう事業あるのに何でそれを使わないんだというふうに、町や村に言わないかんわけです。

だから、そこら辺が、片方はそう言っているのに、片方じゃあ、事業、予算を使い切らないぐらい余る。減額となったら、余れば減額にもなりますよね。次の予算から、使わなかったじゃないかと。

どんどんこれから重点施策で中山間地をどうにか活性していかなきゃいかんということとすると、ここに掲げていることと、事業の進捗状況みたいのところとうまくマッチングしていないのかなという気がするんです。その辺って、どうなのかなと思うんです。

情報というか、うまく、常に情報管理という

か、相手は何を求めているのかとか、相手は何をどうしたいのかというところをしっかりと聞く機会をもっと設けるべきじゃないかなというふうに思うんです。その辺って、どうでしょう。

○奥中山間・地域政策課長 市町村につきましては、中山間地域の施策をいろいろ議論するために、毎年、7地域を全て回って、市町村の職員とも意見交換はしているところではあるんですが、委員がおっしゃるとおり、我々が、それ以外は基本なかなか話す機会もなく、待っているだけではいけないと思っております。直接我々も、今、いろいろと市町村を回っているんですけども、もっと市町村を回る機会をふやして、市町村と意見交換するという時間を確保していかにかんというふうには思います。

○日高委員 最後に。重点施策で29年度、中山間地域にも予算をしています。今まではこうだったけれど、次の29年度からはこういう形を新たにとっていくんだという指針があれば、お伺いしたいと思います。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 今、委員がおっしゃるとおり、中山間対策を重点施策に掲げて、県と市町村の役割分担ももう一度見直しながら、しっかりやっついていかないといけないというふうに認識しております。

これからの中山間地域対策、地方創生の時代、人口減少対策の中でも非常に大事だと思っております。そういう意味でも重点施策に掲げた。おっしゃるとおり、我々も、今現時点でも地域振興ハンドブックなるような、補助金のメニュー表みたいなものを市町村にもお配りして、どれが使えるかという議論をしながらやっていますし、今回のこの事業の中でも御説明したように、より有利な国の補助制度、交付金制度、今回であれば地方創生の交付金等が、新たな制度

として持ち上がって来れば、有利なほうに乗りかえるなど等の議論をしているところであります。

そういういろんな補助メニューも含めながら、市町村ともっと議論をして、県としてどうあるべきか、市町村としてどういうふうな情報管理をしていくのか、県の中もいろいろ縦でありますので、横の連携も図りながら、次年度に向けて検討を今はしているところでございます。

次年度の体制については、もうしばらく検討の時間が必要と思いますけれども、次年度に向けてしっかり、庁内を含め議論をして、市町村とも議論をしてまいりたいと考えております。

○日高委員 ちょうど私は一般質問でやっていたんですが、訪問介護ステーションをいろんな地域に根差す。そこに若い女性の雇用ができる。また、そこに男性と結婚して、子供ができて、いわゆる中山間地の対策という中では、福祉とか介護とか、いろんなことが重なり合っているとしますので、庁内プロジェクト、庁内連携、そういった意味での機転をきかせて、新しい切り口で中山間地対策を講じていただければよいかなというふうに私は思いましたんで。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 現時点での状況下におきまして、福祉のほうで今所管しています介護保険の総合事業、いわゆる地域包括ケアを含んだ総合事業、この主体となるのが、地域によって公民館だったり、ひょっとするとJAだったりしているという状況を我々も認識しております。

こちらのほうの地域づくりでも、JAさんであったり、自治公民館制度であったり、利用しています。最後の現場に行きますと、同じようなプレイヤーの方々となっていきます。そのことに関しましては、県庁の中でも認識はして

おりますので、福祉だけではなく、農政、県土等とも含めて、全部局で中山間地対応を考えてまいりたいと考えております。しっかりやってまいります。

○神菊文化文教課長 先ほどの説明で、少し間違えておりましたので、訂正させていただきます。

私立高等学校等就学支援金につきまして、当初8,800人を見込んでおったと申し上げましたが、それ以外に県単分等がございまして、それを合わせますと8,811人を見込んでおりました。

その後、これが8,209人ということになりましたので、差し引きで減りましたのは602名ということでございます。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○中野委員 私に対する間違った回答をしとったということ。

○神菊文化文教課長 先ほどお答えしましたのは、国費分だけをお答えしておりまして、県単分等を含んでいなかったものですから、就学支援金でございますが、610名の差し引き減少のところを602名の減少と訂正をお願いしたいと思います。

○満行委員 総合交通課、25ページ、地域交通ネットワーク推進費の3、地域公共交通ネットワーク活性化事業、当初予算と決算、事業の概要を詳しくお願いします。

○野口総合交通課長 地域公共交通ネットワーク活性化事業でございます。この事業につきましては、大きく2つの事業から成っております。1つが利用促進事業、それから、先ほど申し上げましたコミュニティバス等への転換に要するそういった事業に係るものでございますけれども、当初予算が1,460万、最終で392万2,000円となっております。今回、補正額として1,080

万8,000円の減をお願いしているところがございます。

その主なものは、先ほど申し上げました市町村が地域住民の意向等を反映しまして、新たに既存のバス路線を見直して、コミュニティバス等へ移行をする、そういった調査事業ですとか、運行費補助、これが、今回は都城市1市の利用ということで。その調査事業が167万8,000円、運行費補助が24万4,000円ということで、1団体という利用であったため、その差額が補正減となったものでございます。

○満行委員 この事業の目標としていた団体は、何団体だったんでしょうか。

○野口総合交通課長 何団体と特定できているわけではございませんけれども、例えば、門川町が前々年度に調査事業を行いましたので、その運行費等の可能性があるというふうに聞き及んでおりましたけれども、まだ本格運行ではなくて、実証したいということから利用がなかった。それから、例えば日南市等々につきまして、調査・検討したいということでありましたけれども、地元の意見調整に若干時間がかかりまして、これにつきましては、また当初予算でお願いすることになります。29年度での調査等をお願いしているということで、若干そういった年度等のずれもでございます。結果として利用が1団体であったということでございます。

○満行委員 あと、26ページの運輸事業振興助成費、バス協会、トラック協会、それぞれの予算を教えてください。

○野口総合交通課長 まず、バス協会でございますけれども、バス協会が、当初予算で1,309万6,000円、今回、61万3,000円の補正減がございまして、最終で1,248万3,000円でございます。

トラック協会につきましては、当初が1

億6,891万4,000円、今回が1,201万5,000円の減をお願いしております。最終で1億5,689万9,000円となっております。

○満行委員 情報政策課、56ページ、2番、サーバ管理委託事業について、もう一回説明をお願いいたします。

○蕪情報政策課長 サーバー管理委託については、各所属のほうにございましたらばらばらになっていたシステムのサーバー機器がございましたが、これを1カ所のデータセンターに仮想サーバーということで、統合をしようという事業に取り組んでおりました。そういったところに取り組む部分につきまして、従来やったサーバーのラックとか、そういったところに保管するための使用料というところが、統合基盤のほうのまとまったところに移行したことによって、不要になりましたので、その部分の使用料が余ったということで、執行残として計上したということでございます。

○満行委員 今まで各課で管理したサーバーは、どこにあったということですか。

○蕪情報政策課長 各課にあったというものにつきましても、基本的にはいろんな場所にあったのもございますが、1つのデータセンターの中に個別のサーバーとして設置をされておりました。なので、そのエリアのところについて賃料を払っていたわけですが、それが1つのサーバーの中にまとまるものですから、その分についてのラックの使用が要らなくなったということでございます。

○満行委員 ラックという説明をもうちょっとお願いします。

○蕪情報政策課長 各サーバーというものが1つのエリアのデータセンターなんかにあるんですが、そういったところに棚みたいにして置く

である機器に一つ一つブレードというようなものを固定しておるんですが、そのエリアに対して使用料を払っているということでございまして、それが、空間ができたというか、使わなくていいところがあったので、その部分を減額するというところでございます。

○満行委員 各課で管理したサーバーは、それは行政、県の所有物を預けていたという。今回は、仮想空間なので、1つにするから安くなるということですか。

○蕪情報政策課長 はい、お見込みのとおりでございまして、1カ所、ハードウェアのちょっと大きいやつを1つ、仮想サーバーということで用意をいたしまして、その中にまとめるということで、結果的に要らなくなったということでございます。

○坂口委員 それと文化文教、45ページ、これの中身をちょっと教えてほしいんですけど、当初のときに説明を聞いているんですけど、忘れてしまって。

県立劇場の大規模改修の当初の予算、これを今見ると、去年の最終予算が5億4,000万で、今回、補正前が6億5,000万だから、1億1,000万ぐらい。全体が、その改修費なりにしても1億1,000万ぐらいかな。そのときの、1,900万の執行残となると、ちょっと大きいかなと思うんですけど、そのところを詳しく。

○神菊文化文教課長 大規模改修事業について御説明いたします。

今回の工事は、全部で4件ございまして、その4件の改修工事を実施したところ、入札残として1,924万8,000円の入札残がございました。その後の契約変更等で増額もありますので、1,900万円の減額をしたところでございます。

工事の内容といたしましては、空調設備改修

工事と防火設備改修工事、これは1本でやらさせていただきます。それから、このほかにコンサートホールのカーペットの張りかえ、舞台音響の改修、劇場屋根防水の次年度の工事のための設計発注をいたしました。それが、全部で4件でございます。

その結果、補正額としては1,900万円の減額をさせていただいたということでございます。

○坂口委員 いや、だから、もともとの予算がどれぐらいだったのか。1,900万が、1億ぐらいの予算に対してじゃあ、ちょっと大き過ぎるから。

○神菊文化文教課長 失礼いたしました。当初予算は1億8,113万円でございます。

○坂口委員 そうなると、管理費がかなり去年に比べて少なくなっている勘定にはならないんですか。27年度の当初予算が5億4,000万でしょう。すると、補正前が6億5,000万だから、単純比較したときに、この差額が1億1,000万ぐらいか。1億1,000万ぐらいの大規模改修費だったら、管理費はほぼ同じぐらいになるのかなというけれど、今度は管理費がかなり少なくなるといって、今回の事業費は幾らと言われたかな。

○神菊文化文教課長 今回の当初予算は1億8,113万円ございまして、こちらについては、工事請負で行う分については県でやりまして、それから、委託につきましては、劇場のほうにするというものと2つございます。金額によって違ってまいります。

○坂口委員 1億8,000万をことしの予算から引いたときに残る金額と、去年の管理費とを比較すると、管理費がかなり減額されたんじゃないかなという感じ。管理費そのものを聞けばいいですね。去年の比較。

○神菊文化文教課長 委員がおっしゃっています管理費は、指定管理料のお話でございますか。指定管理料を含むと、県立劇場費6億5,000万の中には指定管理に要するもの、これは、音楽祭等の開催費も含んでおりますが、それから、管理運営委託費、それから、県民文化振興事業費とあわせて、県立劇場の大規模改修事業費があるということでございます。

○坂口委員 だから、その中身なんです。管理費というのは、大体同年同じ規模で推移するんじゃないかなという、先入観というか、そういうものがあるものですから。大規模改修というのは、そういうときに、突発的に出てくるものを、その費目に合わせてやっているから、これがどんとのっかった。それを今回の減、執行残から引くと、かなり割合が大きいなと思って聞いたら1億8,000万ということで、1億8,000万を引いてしまうと、管理費が通年に比べてというか、前年に比べてかなり低くなる。そういう管理費の組み方ってあるのかなというのを。

○神菊文化文教課長 申しわけございません。この大規模改修事業費については、指定管理料の中には入っておりませんで、県が直接執行する……。

○坂口委員 だから、管理費だけ。

○永山総合政策部長 ちょっと整理しますので、少しお時間をいただければと思います。

○坂口委員 そしたら、もったいないからいいです。というのが、言いたいのが、総務の中で、今後、公共施設の一元管理をやっていきますよね。そうなったときに、こういったものを今度はどこかが、総務なら総務がやるのかもわからんけれど、管理をしていって、そういう公共施設の維持補修とかファシリティーマネジメントなんていう、そういった守備範囲の中で、これ

を管理していくというのは、物すごい高度な専門的な技術とか、知識とかが要るんです。そうなったとき、どこにこういうものを今後預けることになるのかはわからないけれど、これらをしっかり分析して、そして管理していけるようなプロフェッショナルな集団がないと、今の総務が持っている一元管理というのは、これは絵に描いた餅だなというのを心配しているんです。

だから、総合政策あたりが中心になって、今後一元管理をやっていくために、こういった頭脳が要ると、かなりな経費もかかりますよ。やっていかなきゃだめだけれど、単なる公共施設が、何を県が持っていて、どれぐらい老朽化して、どこの修理が上がってきたというものをトータル。これは、ちょっと所管が違うかもわからないけれど、本来、総合政策部あたりがやっていかなきゃ、総務部の施設管理担当あたりでやっていく仕事じゃないなというのがあったから、そのいい参考事例になるかなと、今、ここを聞いてみたんです。

○永山総合政策部長 まず、芸術劇場の大規模改修については、長期間の年次計画を立ててやっていますので、恐らく数字は後で出しますが、27年度に大規模改修費が低かったということなんだろうと思っています。

それから、管理運営等については、これはしっかりやっていかなきゃいけませんから、大きな費用の変更はさせていないというふうに思います。そのあたりについては、後ほど数字は御説明させていただきたいと思っています。

今、御指摘をいただいた件について、今後、公共施設の維持管理をどう効率的に、効果的にやっていくのかについて、これは、県全体にさまざまな大きな影響を及ぼすことですので、我々総合政策部としても無関心であって

はいけないということについては、十分認識はしております。

○坂口委員 だから、大まかに今のようなのでよかったです。大規模改修なんていうのは、それぞれの施設を所管している課が持っている、そこで凹凸が、ファシリティーマネジメントとか一元管理というのは、それをならしていきこうという考え方ですよ。だから、こういったものがいきなり考え方にシフトしていても、なかなかうまくいかないし、まず、頭脳部分がどうしても先に必要じゃないかなと。でないと絵に描いた餅で、パニックしてしまうような一元管理になっていくんじゃないかなというのの一つあったのと。

昨年度の大規模改修費がどれぐらいあったのかはわかりませんが、常識的には8,000万以下と、常識的にはですよ——入り込んだときに、ことしの1億8,000万というのを聞いてちょっと、そうかと思ったんですけど、単純比較すると一億一、二千万かなという数字が予測されるんですけど、その中で1,900万もの執行残があるような、そういったような発注の仕方とか、あるいは設計の仕方というのじゃあ、設計の仕方自体が甘過ぎたんじゃないかとか、あるいは余りにも落札価格がシビア過ぎたんじゃないのかとか、原価割れみたいなことを行っているんじゃないのか。

そういうものは、決してこういった大型施設、特殊な施設を維持管理していくための入札とか契約のあり方が、落札金額を見たときに、決していい方法じゃないよなという。トータル的に損する契約につながっていないかなということ、ちょっとこの事例から見てみたかったです。聞き方が、ちょっとまずかったのかなと思って……。

○二見委員長 もう少し時間がかかりますかね。では、ほかに質疑はありませんか。

○来住委員 総合交通課の25ページの一番下、佐土原駅のバリアフリー化に関連しますけれど、それで、こちらのほうの委員会説明資料の中の3ページに、その補助事業が出ているんですが、お聞きしたいのは、1つは、1番、2番、いわゆるホームごとに便数が出ているんですけど、ホームごとの利用者数、乗降者数というのが、わかっていたら教えて。

○野口総合交通課長 さすがにホームごとは、把握はいたしておりませんが、直近のデータで申し上げますと、1日当たりの乗降者数が2,147名ということになっております。

○来住委員 それともう一つは、これは調査費だと思うんですけど、具体的に今後本体工事が入っていくと思うんですが、30年度に行われると。その工事についても、同じく県は補助率が6分の1ということになるんでしょうか。

○野口総合交通課長 実際的には、今回の調査費用が出されてからの検討になりますけれども、これまでの南宮崎駅、それから都城駅の例で申しますと、地元が3分の1、そのうち半分を県がということでございますので、ルール的には6分の1というふうに認識をいたしております。

○来住委員 では、もう一つ、具体的に事業が終わって、現実にエレベーターなどが設置される、その管理についてはJRが持つんですか。それとも、県のほうとか地元のほうにも幾つか出るんでしょうか。

○野口総合交通課長 それにつきましては、JRというふうに認識をしております。

○来住委員 理解しました。ありがとうございます。

○神菊文化文教課長 先ほどのことにつきまして

て御説明をさせていただきます。

まず、管理費というものでございますが、管理費は9万1,000円の減額とさせていただいておりますが、この予算の主なものにつきましては、もとは547万4,000円ございましたが、その事業の内容といたしましては、劇場設置の備品購入、それから、私どもの課の事務経費となっております、これは、ほとんど変わっていない、9万1,000円の減額で済んでいるということでございます。

それ以外の大規模改修事業については、年次計画に基づいて、優先順位を考えながら実施しているというところでございます。ですから、管理費そのものに響いているといったことはございません。

以上でございます。

○坂口委員 そういうことじゃなくて、大規模改修費が1億8,000なら、1億8,000ということですから、それから1,900万の入札執行残が残ったということは、かなりの、1割以上のお金が残ったなということ、設計自体が少し甘かったのかなというのか、あるいは過当競争の心配はなかったのかというような心配をしている。

音響とか、そういった分野になるとかなり専門的で、これは、やっぱり技術屋さんの集団というのは、そう自分の技術を安く売る分野じゃないはずなんです。そうすると、他の分野で、1割どころか、場合によっては15%ぐらいの競争をやっている空調なり、防火なり、カーペットなりという部分で来ているんじゃないのかな。

そういった競争までさせてやっていって、50年、60年使おうという施設を改修しながら管理していくと、結果的には損することにつながるような契約相手の決定とか、契約金額の決定とかというのは、余りよくないな。そういったも

のをしっかり持ちながら、次の一元管理にこういった今までの積み上げというものを持っていって、一元管理をしっかりとやってくださいね。

ただ、そうなっていくと、個別の施設でさえそうだから、総務部がやる一元管理になったら、これは全く、今、県庁が持っていない頭脳集団、経験や集団、そういったものが必要になってきますよと。ですから、それを総合政策部としても認識しておいて、庁議なりの場所でもいいんです。これって簡単に総務課に行かないぞと。ただものを集めてきて、台帳をつくるだけじゃだめなんだよということをやっているかないと。そこらの中から見たいなというのがあったわけなんです。

数字の中身を聞くんじゃなくて、物事の進め方というのを聞いたかったということです。だから、あんまり今の課長の答弁、数字はそう気にされんでいいんです。大きくりなこと、数字でいいんです。考え方だけです。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

済みません、それでは私からフードビジネスのところ、先ほど、35、36ページ、この減額が厚労省の、国のほうの決定が遅くなったという御説明だったと思うんですが、その後、今度は当初をまた組み直して進めていくということですが、それでも、そもそもこれはおくれるといっても、9月ですから、4月から考えても約4カ月間、5カ月間ぐらいのことであって、どうしてもこれっていうのは、今年度にはできないのかなという、素朴な疑問があるということです。

逆に、9月になっておくれたので、翌年度にしますとなると、じゃあ、どれだけのおくれが実際に発生するのか。国がおくれた理由、そこもわからないんですけれども、来年度、新しく

なれば今度はできるという御説明なので、そのところをもう少し詳しく御説明いただきたいと思うんですが。

○重黒木フードビジネス推進課長 まず、来年度に向けてですけれども、今年度に減額する大きな理由、大きな部分は、企業に対する補助金でございます。全体で3億6,000万あったんですけど、今回は半分にさせていただくということでございます。

これは、外向けに対する補助金なものですから、やはり国の交付決定を受けないと、なかなか責任が負えない点もあるので、交付決定額が9月下旬になりますと、それから補助金の募集等をしていくということになります。実際にその補助金を受けた企業のほうが、事業をやれる期間が半年もないぐらいになってしまうということもあって、できるだけ我々も使ってほしいということで、短期間になりますけれど、お願いしたところ、大体1億8,000万ぐらいのところ応募があって、それはやるんですけれども。

来年度については、この予算は1回、28年度で終わりますので、29年度にまた改めて、国のほうからお金をいただいてやるということになります。その際は、またしっかり年度初めから募集してやりたいと思っています。

今年度、補助金の決定まで至らなかった企業も、こういう補助金があるということについては、3年間やりますよということは周知していますので、来年度はそういう前提で、企業さんのほうでは早目の応募があるのではないかなというふうに期待しています。引き続き事業の周知を関係団体とともにやっていきたいと思っています。

それから、おくれた理由でございますけれども、これは、国の事務の話になってしまいます

けれども、この補助金につきましては、厚労省のほうで採択をした後に、我々が交付申請をして、個別のこういった事業に補助金はしていかという協議をしていくんですけれども、その過程の中で、厚労省の事務方だけではなくて、第三者委員会なるものを厚労省のほうがつくっておりまして、厚労省のほうで第三者委員会の意向をその都度聞きながら、この経費は交付の対象になるかどうかというのを確認しながら進めたということございまして、その結果、通常は年度初めに交付決定される見込みだったのが、ちょっとずれ込んだということで聞いております。

○二見委員長 重ねてですけれども、ことし起こったようなことは、来年度は起こらないということなんですね。

○重黒木フードビジネス推進課長 はい、そういうことのないように、しっかりと事業の周知に努めてまいりたいと思っておりますし、厚労省に対しましても、できるだけ早期の交付決定をお願いしていくということでございます。採択の2カ年目になりますので、こういうことはないというふうに聞いております。

○二見委員長 もう一点、これは、私が一番関心を持っている水素という言葉が出たので、総合政策課にお伺いしたいんですけれども、今年度の中で560万ほどの予算があって、150万ほどの減ということだったんですが、御説明では委託料等の残ということだったと思います。この「等」ということは、委託の減額だけじゃなくて、何かほかにもあったのかなと、御説明を。

○松浦総合政策課長 もともとこの事業として、全体事業費は、予算として528万5,000円を予定しておりました。その中で、委託料につきまし

では、500万ぐらいの予定でしたが、これを入札した結果として、調査事業等が既存データをかなり使えるというようなことも出てきたもんで、すから、そういったことを含めまして、200万円余の減というふうなことでなっております。

一方、全体の予算の中で、若干旅費とか、そういったものが足りない状況がありましたので、その分が若干増になっているというふうなことでありまして、全体としては委託料の減と御理解いただければありがたいかなと思います。

○二見委員長 何か、えらい逆に差がないですか。500万が200万ぐらいで済んだとなると、300万ぐらいの減で、150万ふえてしまったという考え方になるんですが。

○松浦総合政策課長 申しわけありません、ちょっと説明が足りませんでした。委託した内容といいますのが、委託でもともと予算として組んでいた内容が、研究のための会議の費用とか、その委員さんの関係の費用でありますとか、会議室を借り上げていくとか、そういうようなものを全部含めた形の委託という形で組んでおったんですが、その分については、検討会議を開きますとか、会場を借り上げる手間でありまして、そういったものについては直営でやりまして、その分はなるべく使わないようにしたというふうなことで、実際の調査といいますのは、水素のエネルギーとして、どれだけうちの県の中で取り出せるような可能性があるんだろうかというものは、データ等も使いながら調査をしたんですが、その分については、70万円ぐらいの減額ということになっております。

○二見委員長 わかりました。

よろしいですか——そうしたら、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○松浦総合政策課長 常任委員会資料の6ペー

ジをお開きいただきたいと思います。

2 順目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針の検討状況につきまして、経過報告をさせていただきます。

まず、1の基本的な考え方でありまして、(1)の2 順目国体の開催に向けまして、大会がスムーズに運営できるか、あるいはその後の施設の活用、地域振興への波及、さまざまな観点から、今、検討しているところでございます。

2 段落目の「また」とありますけれども、国体の開催に当たりましては、競技等も含めて全県的な対応が必要になってまいりますので、3 施設について方針を決定しました後は、競技会場の検討におきまして、競技団体あるいは市町村の協力体制をしっかりと構築してまいりたいと考えております。

(2)のスポーツランドみやぎの展開であります。

前回の国体の際に、県総合運動公園を整備しておりまして、それが今日のスポーツランドみやぎを支える基盤となっております。

今回の検討に当たりまして、施設整備については、そういった新たなスポーツランドみやぎの展開に資するよう取り組んでまいりたいと考えております。

(2)の整備候補地選定の流れでありまして、(1)の候補地の抽出、それから(2)の第1段階での候補地の絞り込みにつきましては、前回の委員会で御報告をさせていただきました。

(3)が今回であります、それぞれ抽出いたしました候補地につきまして、総合評価を行いまして、陸上競技場、体育館、プール、それぞれ2 候補地に絞り込みをしているところで

ざいます。

その内容であります、次の7ページをごらんいただきたいと思ひます。

3の総合評価の結果であります。

(1)の候補地ごとの条件の評価につきましては、交通アクセスあるいは周辺環境、そういった各候補地の客観的な条件につきまして、機能性、将来性、安全性、経済性、そういった視点から評価を行ったところでございます。

(2)の競技団体ヒアリングにつきましては、前回御報告したとおりでございます。

(3)の市町村の意向の調査でありますけれども、この中で、ポツの4つ目、一番最後のところですが、なお書きにありますように、整備費あるいは維持費の一部負担について今後協議していくということについての回答があったのは、都城市と延岡市ということになっております。

以上のような状況を総合的に勘案した結果として、(4)の候補地の絞り込みを行ったところでございます。

表にありますように、陸上競技場につきましては、県総合運動公園と都城市の山之口運動公園、体育館につきましては、宮崎市の錦本町県有グラウンドと延岡市の市民体育館の敷地、プールにつきましては、県総合運動公園、それと県有グラウンドという2候補地ずつにしているところでございます。

次の8ページをごらんいただきたいと思ひます。

それぞれの候補地について、概略といいますか、ポイントをそれぞれ御説明させていただきたいと思ひます。

まず、(1)の陸上競技場の県総合運動公園であります。

表の真ん中あたりのところに、安全性とありますけれども、ここは、津波浸水想定地域に位置しておりますので、それなりの対策をしっかりと打っていく必要があるというふうに考えております。

それから、その下のほうに整備費用とございます。まず、陸上競技場の整備ですけれども、フルセットで整備いたしますと150億円程度と見込んでおりますけれども、米印にありますように、補助競技場等は既存施設を活用できるということでありまして、その分を差し引きまして、約130億円というふうに見込んでおります。

一方で、(2)にありますように、津波対策等につきまして、それなりの金額がかかってくるだろうと思っておりますけれども、どのような形の対策がいいのかについて、今、検討している最中でございますので、ここについては、そういうふうな方法と金額をこれから詰めてまいりたいと考えております。

一番下にその他とありますが、ポツの2つ目、直接国体とどこまで関係するののかというのがまだあるんですけれども、先々スポーツランドみやざきの中心施設として、県の総合運動公園を使っていこうというふうなことでやっていく場合には、全体での津波対策は必要になってくるだろうと思っております。

次の9ページをごらんください。

都城市の山之口運動公園であります。

利便性のところををごらんいただきまして、アクセスのところを米印がございまして、近くに山之口スマートインターチェンジがあるんですけれども、ここについては1カ所しかゲートがないということがありますので、大会時には渋滞をする可能性はあるというふうに考えております。

その下の安全性について、津波の心配はありません。

その下、大会利用等であります。スポーツランドみやぎの新たな展開を図っていこうということを考える場合には、県西地域のスポーツ振興の拠点となると考えております。

それから、その下のポツですけれども、都城地域は、審判員あるいは補助員といった方々が不足しておりますので、大会運営コストが増加するといったような課題があるというふうに考えております。施設を十分に活用していくためのソフト対策が必要であろうと考えております。

それから、その他のところの整備費用をごらんいただきますと、施設整備、フルセットでいきますと150億円程度と見込んでおります。

しかしながら、米印にありますように、フルセット、今のところ観客席3万人というふうに見込んでおりますから、そこまでの規模を想定しなくてもいいんじゃないかということであれば、整備費用をそれなりに削減できるというふうに思っております。

それから、用地造成費等ではありますが、山之口運動公園は高低差がかなりありますので、用地造成費が多額になる可能性はあるというふうに考えております。これについては、まだ詳細検討中でございます。

それから、財源等のところをごらんいただきたいと思っております。ポツの2つ目のところですが、都城市の都市公園に県が施設を整備する、県立施設として整備をする場合には、国の交付金の対象外というふうになっております。そういったところについては、工夫が必要であろうと思っております。

それから、その他のところのポツの2つ目で

すが、これは、直接山之口運動公園とは関係ないかもわかりませんが、県の総合運動公園をスポーツランドみやぎの中心として使っていこうということであれば、やはり津波対策が必要であろうと考えております。

次の10ページをごらんいただきたいと思っております。

体育館であります。

まず1つ目が、錦本町の県有グラウンドであります。国体開催というところの欄をごらんいただきたいと思っております。

ここの国体の際の利用として、屋内競技場としての利用はあるんですけれども、あわせて、荒天時の開閉会式場としても想定をされるところでございます。

それから、安全性のところをごらんいただきますと、ここは雨による浸水地域に入っておりますので、そういった意味での洪水対策が必要であると考えております。

下のほうに行きまして、整備費用でありますけれども、施設整備として約70億円を見込んでおります。それから、造成費等につきまして、15億円程度は必要であろうと思っております。

次の11ページをごらんいただきたいと思っております。

延岡市民体育館の敷地であります。国体開催のところの欄をごらんいただきたいんですが、米印にありますように、陸上競技場を木花あるいは山之口のいずれにするかという点については、少し距離的な関係があるものですから、荒天時の開閉会式場としての活用は、なかなか難しいというふうに考えております。

それから、安全性のところではありますが、ここも、雨による浸水地域に入っておりますので、対策が必要であると考えております。

その下の大会利用等とあります。スポーツランドみやぎきの展開ということで考えた場合に、県北地域のスポーツ振興の拠点となると考えておりますが、その下のポツにあります、延岡地域でも、審判員、補助員等の不足の問題はありと聞いております。

下のほうの整備費用をごらんいただきますと、フルセットで整備いたしますと、施設としては70億円程度と思っておりますが、開閉会式場を想定しないということであれば、観客席を減らすといったようなことによつて、この金額規模というのは減らせるのではないかと考えております。

用地造成費等については、15億円程度を見込んでおります。

12ページをお開きいただきたいと思つております。

プールであります。市町村からは、いずれも手が挙がってこなかったというところがございます。県の運動公園、それから、錦本町の県有グラウンドと一緒に書いておりますけれども、整備内容をごらんいただきますと、プールの整備といたしまして、今の県営プールと同じ形、50メートルの競技プールについては屋外、それから補助プール、25メートルについては屋内というふうな想定をしております。

その下の津波対策、視界対策であります。県の運動公園に整備する場合は、やはり津波対策は必要であると考えております。

一方で、県有グラウンドに整備いたします場合に、屋外プールにつきまして、周辺に高層マンション等がありますので、視界対策が必要であろうというふうに考えております。

下のほうを見ていただきまして、整備費用の欄であります。一部屋内プールの他県の例等を参考にいたしますと、大体30から50億円程度

が必要であろうと考えております。

13ページをごらんいただきまして、今後のスケジュールでありますけれども、議会終了後は、この最終的な絞り込みの検討に入つてまいりますので、延岡市、都城市、それから競技団体、いろいろな方々と詰めの作業、意見交換をやりながら、できるだけ早い時期に絞り込みを行いたいと考えております。

次の14ページ、15ページには、それぞれの施設整備についての現時点での積算方法、それから、単価を出す上での他県の事例等を書いておりますので、参考にござんただければと思つております。

私からは以上でございます。

○丸田統計調査課長 統計調査課でございます。

委員会資料の16ページをお願いいたします。

本日公表を予定しております平成26年度宮崎県県民経済計算の結果について御説明をいたします。

なお、お手元に別冊の資料もお配りしておりますけれども、この委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

県民経済計算につきましては、本県の1年間の経済活動につきまして、新たに生み出されます付加価値の面から把握するものでございます。

まず、枠囲いの中の平成26年度の本県の経済成長率につきましては、名目で1.5%の増、実質で0.2%の増ということで、いずれも2年連続のプラス成長となったところであります。県内総生産は、名目で3兆6,434億円、実質で3兆8,514億円となっております。

県民所得につきましては、2兆6,531億円で0.7%の減、1人当たり県民所得は238万1,000円で0.2%の減となっております。

次に、図1の実質経済成長率の推移でござい

ますが、点線で示しております国の推移につきましては、平成20年度から21年度にかけては、リーマンショックの影響で落ち込んだ後は、東日本大震災の影響などを受けながらもプラス成長を続けておりましたが、消費税率引き上げが実施されました平成26年度は1.0%の減となっております。

また、実線で示しております本県の推移であります。国と同じく平成20、21年度はマイナス成長となりましたが、その後、口蹄疫の影響などを受けながらも、おおむねプラスで推移をしております。平成26年度もプラス成長となっております。

図2につきましては、濃いほうの棒グラフが、本県の1人当たり県民所得であります。

平成13年度から、おおむね210万円から220万円台でございましたけれども、平成25、26年度は230万円台となっております。

また、折れ線グラフにつきましては、1人当たり国民所得を100とした場合の本県の県民所得の水準でございますが、平成26年度は83.0となっております。

なお、先ほど申しましたように、県内総生産が増加しているのに対しまして、県民所得のほうが増加をしておりますけれども、その状況については、後ほど御説明をさせていただきます。

17ページをごらんください。

県民経済計算につきましては、生産、分配、支出、この3つの側面から把握するものでございますが、まず、2の県民総生産につきましては、各産業の生産活動によって生み出された付加価値を名目値ベースで推計したものでございます。

産業別に見ますと、下の表にございますように、第1次産業が、農業が畜産などで伸びたこ

とに加えまして、木材の単価上昇によりまして、林業が伸びたことから、第1次産業全体では、0.6%の増加となっております。

次に、第2次産業につきましては、建設業が、消費税率引き上げに伴います駆け込み需要の反動の影響がありまして、民間建築部門の落ち込み等がありまして、減少しておりますけれども、製造業が、食料品、電気機械などを中心にしまして、順調に伸びたことから、第2次産業全体では0.1%の増加となっております。

第3次産業につきましては、卸・小売業がわずかに減少はしておりますものの、運輸業、情報通信業などが増加しております。第3次産業全体では1.6%の増加となっております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

3の県民所得分配についてでありますけれども、表にありますように、県民所得は、県民雇用者報酬、財政所得、企業所得で構成をされております。

雇用者報酬は増加しておりますけれども、企業所得におきましては、民間法人企業や個人企業の所得が減少したことから、県民所得全体におきましては、0.7%の減少となっております。

県民所得は、県内総生産から、いわゆる企業の減価償却費に相当します固定資本減耗を差し引いて計算しますけれども、表の下のほうに、真ん中ほどですけれども、参考の欄に、固定資本減耗をつけておりますけれども、これを見ますと、近年の企業の設備投資が伸びておることから、本県におきましては、増減率が3.0%と、国の1.3%よりも増加幅が大きくなっております。

この設備投資の伸びによる固定資本減耗が増加しますとともに、雇用者報酬も増加しております。その結果、企業所得が減少したことから、

平成26年度は、県内総生産が伸びたのに対しまして、県民所得のほうは減少となったところがございます。

下の図の3は、近年の県民所得の推移を示したものでございます。

申しわけありません、表題が「県(国)民所得の推移」となっておりますけれども、正しくは「県民所得の推移」でありますので、まことに申しわけございませんけれども、訂正をお願いいたします。

続きまして、19ページをごらんください。

最後に、4の県内総生産(支出)につきましても、県内総生産について、これは、消費や投資などの支出の面から見たものでございます。

消費税率引き上げの影響もございまして、表にあります民間最終消費支出が減少をしております一方で、政府最終消費支出は増加をしております。

また、総資本形成におきましては、民間の住宅投資が減少をしておりますものの、企業の設備投資は増加をしておりますことから、支出全体では1.5%の増加となったところがございます。

県民経済計算の説明につきましては、以上でございます。

○奥中山間・地域政策課長 それでは、資料の21ページをお開きください。

移住希望者登録制度宮崎ひなた移住クラブについて御説明いたします。

この取り組みは、効果的な移住希望者の把握と移住情報の提供を行うため、官民が連携し、創設したものであります。

まず、1、会員の募集開始日でございますが、平成29年2月17日に、県の移住のホームページ

に専用の窓口を立ち上げ、会員の募集を開始したところでございます。

次に、2、対象者でございますが、県外在住の本県にゆかりのある学生や社会人、本県への移住に関心がある方などを対象としております。

3、会員の特典でございますが、(1)に記載しておりますとおり、県や市町村が開催いたします移住相談会、あるいはセミナーなどの開催情報ですとか、あるいは県内市町村の支援制度などの移住に関する情報を提供いたしますとともに、(2)に記載しておりますとおり、県内の34社の応援企業に御協力をいただきまして、レンタカーや引っ越しの利用料金の割引など、移住に役立つ特典を提供するものでございます。

また、4、会員登録申し込み及び特典の利用でございますが、(1)に記載しておりますとおり、会員登録申し込みにつきましては、パソコンや、あるいはスマートフォンで申し込みができますとともに、宮崎ひなた暮らしUIJターセンセンター窓口へ、ファクスや郵送による申し込みも可能性がございます。

また、(2)にありますとおり、特典の利用方法につきましては、県が交付いたします会員証を応援企業へ提示することによりまして、サービスが受けられるということにしております。

今後も情報発信に努め、移住促進につなげてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について、質疑はございませんか。

○中野委員 県有スポーツ施設のことでお尋ねしたいと思うんですが、結局、3つの施設をずっと2つずつ選んでいるんですが、結果として、県総合運動公園はゼロということも想定はされ

るわけですね。

○松浦総合政策課長 今検討しておりますのは、それぞれ陸上競技場、体育館、プールについて、どこに整備していくかということでありまして、それぞれについての最終的な結論によっては、県総合運動公園に整備するものはないというふうな結論もあり得ると考えております。

○中野委員 それと逆ですが、錦本町、どこか知りませんが、県有グラウンドが2カ所ということも考えられるわけですか。

○松浦総合政策課長 陸上競技場で考えますと、面積が非常に広く要るということがありますので、そんなことはないと思うんですけど。ここに挙がっておりますのは、体育館とプールということなんですけれども、最終的にそうなる可能性として持っているというふうなことでございます。

○中野委員 現在の施設が、今の総合運動公園に集約されて、ここにも書いてあるんですが、いわゆるスポーツランドみやぎを支える基盤となってということで今までやっていますよね。それで今度は、新たなスポーツランドみやぎの展開に資するよう取り組むというこのくだり、新たなスポーツランドみやぎの展開に資するというのは、ここは、今言った総合運動公園が全くゼロということを含めても、このことが展開する、資するという事に読めるんですか。

○松浦総合政策課長 一応、考え方といたしまして、これまで県の総合運動公園は、かなり集約をされているところがあります。そこに施設を新たに付加をすることによって機能を高めるという考え方が、方向性として一つあるんだと思うんですが、スポーツランドの展開としては、全県展開ということもうたっておりますので、面的な展開という意味で、新たな展開というよ

うな考え方の方向性もあるだろうと。それを一緒には、ちょっと今回は選択できないんですけども、いずれにするかというふうなところは、これからの検討の中心だろうなと思っております。

○中野委員 可能性として、県総合運動公園が、全く施設がなくなった場合、今展開しているスポーツランドみやぎ、これが全県的といっても、新たなスポーツランドみやぎの展開に資するということになりますか。何か含みがあるような気がするんだけど。

○松浦総合政策課長 今回、検討しておりますのは、あくまで陸上競技場と体育館とプールをどこにつくるかということでありまして、それぞれ木花の運動公園は、今の形で基本的には使っていこうというような、スポーツランドの中心施設として使っていく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますので、そこを中心としつつ、さらに高度化を図っていくのか、あるいは面的な展開のほうに力点を置いていくのかというような考え方のいずれかになるんだろうとっております。

○中野委員 それから、体育館が延岡と県有グラウンドの2つだけですよね。そして、荒天時の場合は、屋内競技場として活用したいというわけでしょう。そうすると、おのずから県有グラウンドしか、荒天時の場合も必ず想定せないかんことですよ。すると、延岡にこれが決まった場合には、荒天時の競技はどこでするんですか。

○松浦総合政策課長 現時点で、どこというふうなところが、私からは申し上げにくいところがありますし、最終的には、いろんな議論をしながら決定されていくことになるとは思いますけれども、仮に延岡に体育館をつくろうとなった

場合、そこが、天気が悪いときの開閉会式場としては、距離的になかなか難しいというふうなことであれば、例えば、木花であれば宮崎市内のそういった施設を使う。あるいは、山之口の都城であれば、例えば都城市の体育館を使わせていただくと、そういったような工夫は必要だろうと思っております。

その際に、どういうふうな開催形式にするのか、人数をある程度絞っていかなきゃいけないのかというふうなところの検討は、必要になってくるのではないかと思っております。

○中野委員 無理して全部2カ所に集約されたような気もせんでもないんですが、荒天時に利用できる、体育館を利用したいということであれば、県有グラウンドを荒天時の場合に、県総合運動公園にあれば、全てがあそこです予定ですか。決まった場合、今、どこにつくるかわからんのに、県の体育館だけを、県総合運動公園も含めた3カ所で、何でしなかったんだろうかなという気がするんです。

それと、もうついでに言えば、県総合運動公園は、ずっと見れば、津波対策が可能であれば、ここは全部非常に有力だというふうに読めるんです。津波対策というのは、今の時点で、きのうの夜の12時からでしたか、津波のことで、NHKで放送して、ずっと最後まで見ておったんだけど、すごいですよね。あんなのが来たら、もう幾ら対策をしても対策にならんと思うんです。

そういうことを考えたときに、津波対策が必要だと書いてあるのに、本当に必要だからせんないかんわけですよね。できるのかということを知りたいんです。できるのであれば、これは、逆にできるとあなたたちが踏んでおれば、非常にここが可能性として一番いいような書きっぱ

りなんです。その辺を。

○松浦総合政策課長 津波対策として、どういったところまでを考えるのかというのが一つあるんだろうというふうに思っております。考え方の一つとしては、想定される津波が来ても、もう絶対に波はかぶらないというようなところまで考えるとすれば、周りを堤防で囲むなり、そういったようなところになってくると思うんですが、それは、金額的になかなか難しいのかもわからないなと思っております。

どういった対策が必要なのかということについて、県土整備のほうには検討をお願いしているところではありますが、もう一つの考え方として、今ある運動公園を使っていこうとするときに、万一津波が来たときに、人命は守るんだという線で対策を打とうというような場合には、それに必要な高台をつくっていくということが考えられると思います。

どのあたりに線を引くのかというふうなことが、一つの判断の分かれ目になってくるのではないかと思っております。

○中野委員 安全対策が、もう何といても一番だと思うんです。県総合運動公園に仮につくった場合、この競技場には、何万という人が1カ所に集まるわけでしょう。その対策をして、本当に安全対策ができるのかです。東日本震災をみると、きのうの映像を見て改めてびっくりしたというか、もうなすすべはないんです。

それで、南海トラフの津波、あれよりも大きいのが来るという想定ですが、本当にこのあたりのことを基本に書いて、想定ですから、想定がないとする想定も含めてですけれども、本当に安全ということについては基本に置くべきことだと思うんです。そのことを含めて、いろいろとまた斟酌して決めるんだろうと思うんです

が、ぜひお願いしておきたいと思います。

○永山総合政策部長 津波については、しっかり蓋然性を考えながら、この施設整備はやっていくべきものだというふうに認識をしております。

木花地区の総合運動公園につきましては、プロスポーツも含めて多くの方に利用していただいているわけですから、これは、宮崎の財産です。国体とは別に考えても、ここに津波対策を行うかということは、まず必要だと思っています。

それから、国体をここで開催し、あるいは全国障害者スポーツ大会をここで開催するとなった場合に、どのレベルの津波対策が必要なのかというのは、一般的なスポーツランドとしての津波対策を超えるものとして何が必要なのか。あるいは、それをやったとしても、例えば、身障者スポーツ大会については、別の場面を考える必要もあるのかということも含めて、さまざまなことは考えなければならぬ。

そういうふうな意味で、今、2つに絞っていただきますけれども、その中で、金額と本当の安全対策はどうなのかということを経済的に勘案をしていくということになるだろうと思っています。

○二見委員長 12時になりました。引き続き、午後1時10分再開でよろしいでしょうか。

では、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後1時9分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○星原委員 2巡目国体に向けた施設整備の予算が比較しながら示されたところなんです、

初めて見させていただいたところなんです、私は、この国体というのは、何が目的でやってきたかということ、やっぱり、ある部分、国民全体がやって、だから47都道府県でやってきたんじゃないかなと。だから、施設をつくるのに一番便利などろにつくれば一番いいというのは、もう東京なら東京にできた施設を全国の人が使えば、毎年やるのに、ただ行くだけでいいわけです。

多分そういう目的じゃなくて、やっぱり47都道府県で地方開催をやりながら、その各都道府県の経済力やらいろんなそこの伝統文化やら、いろんなものを見れるとか視察できる、そういう部分もスポーツだけじゃなくてあると思うんです。そういう場合に、じゃ今度、宮崎国体に向けての場合に、この運動公園だけに一極集中してやるのが宮崎を見せることになるのかなと。

我々が、通常、均衡ある県政の発展と言うと、やっぱり県北から県南までが宮崎県としての一つのエリアになる。そうしたら、やっぱりそういう施設づくりもそういうものでやっていかないと、皆さん方がよく言われるのは、中山間地域を何とかしようと言うけれども、じゃ、中山間地域は雇用も生まれぬ、何もぬいというふうになっていくのも、いろんなこういう施設もある程度ないと、やっぱり若い人たちはその地域に残らぬと思うんですが、そういう考え方で、今回のこの施設づくりの判断が出て、そういうことも入れながら決断されようとしているのか。

ここに書いてあるのを見ると、競技団体はどうのこうのとか書いてあるわけ。要するに、審判がどうか。そんなのは、どこでも行くわけです。人は動かせるわけです。経費がと言うけれど、1年間やるわけじゃなくて限られた期間

の経費だから、そういうことよりも、県全体がどういふふうになつていくとかというのを、国体が終わってから後のこととか、そういうものをどういふふうにつけていくのかということも一方では考えていかないと、競技のことだけを考えれば、それは人が一番集まりやすいところに施設をつくるのが一番ベターだと思う。

だから、これからの国体2巡目が終われば、多分3巡目が同じように全国を回るのか。各県の財政状況から見て厳しい状況になれば、各地域ブロックごとに、我々のところで言えば九州で、じゃ陸上競技はどこで、体育館はどこで、九州各県を利用してつくるような、人口減少が進む中では、そういうこともこれからの時代は考えていかなくちゃいけない時代がやってくるんじゃないかなと、私は思います。

だから、そういうことも、やっぱり想定しながらいったときに、じゃ、今回のこの9年後にある宮崎国体に向けても、県全体のバランスをとるために、スポーツ施設もそういうふうにつけていかないと、全て経済的なもの、あるいは、いろんなスポーツ施設以外のものでも全部宮崎市周辺だけに来る。お医者さんでもそうだけれど、何でも全部がそういう形になってくるわけです。そしたら、宮崎県というのがどういふ方向になっていくのかな。

私は、逆に、こういう施設をつくる時こそ、その辺の県全体の中山間地域から都市部から全体をまとめた形で、考えた取り組みも一方でない、間違つた方向に行くんじゃないかなと。まず、それが1点。

それと、あと安全性というのが、さっきから出てるようにまず一番じゃないかなと思うんですけれど。特に、地震の場合は、東北地震でも、まさかあそこであれだけの地震が起きると

想定されなかつた。熊本地震も前震と本震があつて、まさかあそこに、熊本地震がああいう形になるということも想定されない。じゃ、南海トラフ、この20年前後に確実に来るであろうと想定する中で、そういうものがわかつてなきやいいけれど、わかつてる中で、そういうものに備えただけの施設ができるのか。この9年の間の前のほうで、もし地震が来たときは、競技の準備をしててもだめかもしれない。終わった後でも使いものにならなくなるかもしれない。

そうすると、あそこの運動公園周辺を津波から守ろうとしたときに、どの辺の想定をするのかにもよるんだけど、仮に、満潮時で台風が来たり、大雨が降っているときで、何かと重なつたときには想定外のものに耐え得る防波堤というか堤防なんかの構築ができて人命が守れるのかどうか。

そういうことを想定したとき、ないとは限らんわけで、やっぱりそういうものをひっくるめたトータルで物事を判断していかないと、今回は、そういう施設づくりというのが大事じゃないかなと思うんですけれど、その辺は、こういう形で比較する中で、どういふ話が出てきたもんなんですか。その辺も十分想定された上で選んでいるんですか。まず、そこを聞かせていただきたい。

○松浦総合政策課長 お答えします。

まず、施設の整備を検討するに当たって、そういうスポーツといいますか、競技だけのお話ではなくて、地域の振興なりそういったものも含めた形で考えていくべきではないかというふうなお話であつたと思いますけれども。

私どもの総合政策部の考え方としては、やはりそういった視点というのは常に持つておく必要があると思つております。そういったものが

基本的にベースにあって、今、地方創生というのをどういうふうにしていくかというのを考えていかなきゃいけない立場にありますので、私どもとしては、そういうふうな視点は常に持つておくべきだというふうに思っておりますし、一方で、教育委員会のほうの立場としては、恐らく競技力なりそういったところをどう図っていくかという視点が重要だと思っておりますので、そういう中で、どういう形を今後つくっていくのかというのは、考え方として、対等に議論をし合う中で最終的な結論を出していかなきゃいけないと思っております。やはり視点として、きょうの御報告の中にもありましたけれども、国体そのものもスムーズに運営する、開くという視点、それも当然必要なんですけれども、その次の時代にどう生かしていくのかということもあわせて考えていく必要があると。

ここは、私どもとしても大事にしなければならぬのではないかと考えているところでございます。一方で、実際に国体となってまいりますと、競技団体なりの協力が相当必要になってまいりますので、そういった方々の、例えば分散のようなことを考えていこうとすると、理解をどう得られていくのか、そういった形をどうつくっていくのかというようなこともあわせて考えていく必要があると思っておりますし、そういった詰めの作業というのは、これからしっかりやっていきたいと思っております。

それから、安全性の問題であります。

県の木花の総合運動公園は、今、スポーツキャンプなりも含めて、やはり、うちの宮崎県のスポーツランドの中心であると思っておりますし、その牽引役であると思っておりますので、これをしっかり機能を果たしてもらって使っていくという考え方は当然必要だと思っております。

そのためには、想定される津波が来た場合にも、少なくとも命は助かるというような形のものはとっていく必要があると思っておりますので、そういうことを考えつつ、あとは、将来のことも含めたスポーツランドの展開の中で、集中していくのか分散でいくのかということはこれからの結論になってまいりますけれども、そういうことを考えていく必要があるというふうに思っております。

十分なお答えになっていないかもわかりませんが、我々も悩みながら、今、検討しているところでございます。

○星原委員 言われることは、今あるところに寄せるのも一つの方法だとは思っています。

ただ、あのころの昭和54年かな、そのころの時代は、高速道路もできてなくて、いろんな利便性が全然違っていたと思うんです。今もう高速道路もできて、陸路でも福岡からでも3時間半とか4時間とかぐらいでは来れる。

県内でいろんな行事をやるでも、そういう地域で、宮崎を中心に起点にすれば1時間ちょっとで、延岡でも都城、西諸までエリアに入る。じゃ、どれだけの範囲が時間がどうなのかということになると、私はもう1時間とか1時間半は、東京なんかでも大体もうそれぐらいの距離の中が通勤圏でもあるし、生活圈でもあって動いてるわけやから、やっぱり、そういうことを考えると、距離の問題、時間の問題は、もう、今、宮崎も、どこでやっても構わないんじゃないかなという思いがあります。

仮に、安全性の場合で言ったときに、あそこが海拔どれだけで、今想定される津波の最高の、今言われているのは幾らだったっけ。

○松浦総合政策課長 海拔はそれほど高くなく、あっても一、二メートルぐらいだろうと、運動

公園の一番低いところがそれぐらいだったろうと思うんですが、想定されております津波、一番大きな南海トラフがあった場合のお話としては、たしか2から4.5メートルぐらいの津波高が想定をされていたというふうに記憶をしております。

○星原委員 2メートル。2メートル、4メートルね。そんなもんだったかな。私は10メートルぐらいだと思っていた。

○松浦総合政策課長 済みません。また、ちょっと整理させていただきたいと思うんですけど、最大のところが、1000年に一度というところは置いといたとしまして、通常の津波、300年に一度とか、100年に一度というふうなところの津波の想定のところ、L1と言われるものがああたりで1メートルぐらいというふうに想定されていまして、L2というのが、それを超えるものなんですけれども、これが、先ほど申し上げました2から4.5メートルぐらいの高さになっておるようでございます。

○星原委員 後で、周辺のそこの高さとか津波の高さのことは、また教えてもらえばいいと思うんですが、そういうものが、もうこの二、三十年の中には間違いなく想定している中で、あえてどうするのかという問題と。それから、あそこの今ある施設は、今、話が出ているのは陸上競技場とその体育館とプールということなんですけれども、国体の場合に、あそこの今ある施設で幾つぐらいの競技ができるのかな。この3つだけで国体をやっているわけじゃないんで、競技種目のどれぐらいが、あそこでやるのかということになってくると、同じ時期に同じところにそれだけの数の人が集まってきたときに、何か起きたときに、それをさばけるだけのものが本当に可能なかどうかというのもありま

すよね。

だから、その辺があそこの施設はスポーツランドの施設として、いろんなほかの競技もいろいろあるわけで、その3つの競技だけじゃないはずなんで、そういう使い方、生かし方は十分できると思うんです。

だから、そういうほかの競技種目は、あそこの中ではどれぐらいの種目が、人が動いたり、人数的なものを想定されるもんなんですか。

○松浦総合政策課長 競技開催の人数のところなんですけれども、私、詳細把握しておりませんが、過去にあったイベント等で見てみますと、大体3万人ぐらいの数が、例えば1年に1回ぐらいとか、2年に1回ぐらいとかいうような感じでの使われ方になっております。競技等になりますと、もう少し人数的には少ないのではないのかなというふうに思いますが、少なくともそれぐらいの人数規模は想定が必要なのかなと思っています。

○井手総合政策部次長(政策推進担当) 昭和54年の宮崎国体の場合ですけれども、全会場32競技、17市町村で行われております。大体、選手、監督で2万2,000名強の方々が集まっています。もちろん観客はそれ以上に集まっているという状況でございます。

○星原委員 いや、あそこでやった競技種目よ。何種目、今の3つの陸上とプールと体育館以外で行われた競技があるんだとすれば、何種目ぐらいのができたの。

○井手総合政策部次長(政策推進担当) 合わせて、表で順番に行きます。

まず、水泳と陸上は総合運動公園です。テニス、ホッケー、あと自転車でございます。硬式野球と……。今、見る限りではその程度でございます。

○星原委員 ということは、今、陸上競技場、プール、それから体育館というのは、やっぱりそこにまとめたほうが、ほかの競技がそのぐらゐの競技であれば十分やれるというのと、あと、ほかの市町村使って、ほかの競技は行われるということで判断すりゃいいということですか。

仮に、じゃ運動公園なら総合運動公園に仮に寄せた場合と、違うところに分散した場合、私は、やっぱり、さっきから言うように、県内全体がバランスよくという、我々もここに住んでいて、特に言われるのが、東京一極集中じゃないかとか言う。じゃ、今度、宮崎に帰ってきたら、全て宮崎市も中核市で、別途いろんな施設も持っておるわけで、宮崎市に集中する。さっき言ったように、人口が、中山間地域が減っていくのは、やっぱり便利なほう、いろんなことができるところに、やっぱり利便性の高いところに生活圏を求めて、みんな住んでいくわけで、宮崎の場合が宮崎市に寄ってきたほうが、本当に県民にとってプラスであるというなら、それはそれでいいけれど、そうじゃなくて、やっぱり県北から県南まで、それぞれの地域を守っていく、そういうことにすると、やっぱりその一つの中に、こういうスポーツ施設も配置していった交流していく。我々の都城地区からは、逆に延岡の大会があるときに、体育館使うときに、延岡に出かけていく。逆に、延岡の方面の県北の人たちが陸上競技場を使うようなとき、ここ来て、地域のいろんな交流が始まるとか、いろんな、お互いにそういう動きがあることで経済的なものから、そういう施設の利用のものから、いろんなものがあるわけです。

ただ、国体だけを、大会だけを考えればそういうこともあるかもしれんけれど、そういうその県全体が付与するようなことも、やっぱり考

えなくちゃいけないし、この中で出てきた競技団体の人たちが、審判がどうのとかと言うけれど、そんなときの、一時のためだけにそこに施設を寄せるのかという、そういう考え方もありますよね。だって、もう小学校のスポーツ少年団でさえ地元だけでやるんじゃないくて、福岡辺まで練習試合に出かけていたり、いろいろするぐらい人は動いているわけです。

だから、やっぱり、私は、そういうことで、本当の意味では、こういう施設をつくる中には、県全体がどういうふうに、今後10年後、20年後、30年後、こういうスポーツ人口もどういふふうに変化しながらどういう形になっていくのか、そういったところまで考えた上で決めてもらいたいと思うし、そういう方向性をとらないと、同じ県民として、そうじゃなくても今までもいろんなもので不公平の格差がある中で、スポーツのこういう問題まで全て格差が出てくることで、中山間地域を守りましょうとか、いろんなことも言っているけれども。違う角度から見れば、本当にその役割は何で果たしているのかなというふうに捉えるんですが。そういう面については、どういうふうに捉えたらいいんですか。我々も地元で聞かれたときに、いやいや、こういうことでこうなったんだと言えるものを、やっぱりちゃんと持っていないといけないんで、その辺はどう捉えたらいいんですか。

○永山総合政策部長 私たち、この国体の主要3施設の整備について物を考える際に、これは国体のためだけじゃなく、おっしゃったとおり、その後どう使って、それを競技力の向上、あるいはスポーツを活用した地域の活性化にどうつなげていくのかというのが、これが観点だろうというふうに思っています。

特に、宮崎の場合には、昭和54年の国体に向

けて整備した木花の陸上競技場が、その後のスポーツ産業の振興に大きく寄与したと、成功体験として持っているわけですから。

今回の施設整備については、いかにそれを広げていくのかという観点で物を考えてきております。その際に、今回案として、現所在地案と都城あるいは延岡という案をお示ししてはいますが、もしも現所在地、あるいは宮崎で整備するとすれば、その効果、機能を高めることによって、いかに県下全域の活性化につなげていけるか、その方法は何なのか、今まで、やっぱり宮崎にあることで、宮崎を中心に活性化してきたもの、それを県下全域に広げる方法は何があるのかということを考えなければならないと思います。

例えば都城の陸上競技場に整備しましょうということになれば、それが利用者数的にはどうやって確保していくのか、それを全体として、県西地域を中心としながら、県内全体にどう波及するのかということも考えていかなければならないと思っています。

ですから、論点としては、かなり包括された状態で、今2案があると思いますけれども、それは、単に金額とか云々ということだけではなく、将来にどう生かして、それがいかに地域の活性化につながるのか、そのための方法は何なのかということも含めて、特に総合政策部としては、そこを考えるのが役割であると認識をしております。

○星原委員 今、部長の話で、そういう部分については十分理解するんですけど、もう9年後なんで、多分この方向性を決めるのも時間的なものがそんなにないと思うんです。そこまでの判断をできていくのかなという気がするわけです。というのは、このその他のところに、結

局、総合運動公園の場合は津波対策が必要となっているんで、この9年の間に、仮に、津波対策が、そこまでのものが、本当に大会が開けるだけの施設をつくりながら、現実には、そこにそれだけの対策が打てるのかどうかと。

どういう方法で、どういう形でやれば、この津波の高さ、守れるいろんなことが、地震でもだいじょうぶだという、そういうものを示してもらわないと、予算的なものもここで、都城の山之口のそこは150億、こっちだと130億でできますよ。何となくそっちに数字的なものを持っていこうとしているような形やら見えるんだけど。本当に、安心安全なものをつくるための津波対策が、まずどういう数字で、我々が判断するのにどれぐらい対策費が要って、そこで安心して全国から来た人たちが大会が開けるんだというものに係る数字的なものをちゃんと教えてもらっておかないと、判断材料が、今のままじゃ津波が一番危ないと言いながら、その対策の面がどういうふうになってくるのかというのを、数字やら期間的なものがどれぐらいかかるのかわからんのに賛成もできないし、その辺を示していただきたいと思うんですが、その辺の示し方はいつになったら、出てくるのか。

○松浦総合政策課長 まず、県の総合運動公園の津波対策がどういったものが必要なのかというふうなことについては、今、県土整備部のほうで御検討いただいておりますので、それがある程度整理される段階では出せていくと思いますので、そんなに時間をかけてじっくりというふうなことでは多分ないだろうし、概算なり方法としてどういうものがあるというようなことなり、そういったところぐらいは早目に整理をしていきたいと思っております。

あわせて、先々の活用と地域振興とを含

めてどう考えていくのかというようなことにつきましても、できるだけ早く整理をしたいと思っておりますので、基本的な方向性として年度明け、できるだけ早い段階で、そういったものを決めて御説明できるような形に持っていきたい。できれば、6月とか9月とかいうふうな、そういう早い段階までには、そういう結論を得るような形にしていきたいと思っているところでございます。

○星原委員 県病院の話も、我々に説明したときは185億とか言いながら、いつきたったら倍以上の数字でなってくるわけです。今回の場合でも、ここまでしか見てなかったんですよとか、本来はここまでやらなくちゃいけないんだけど、ここまでのところしか見てなかったとかって、そういうことには、ぜひならないような数字で、やっぱり安心安全の面からいけば、想定される範囲内のことが起きて津波が起きたときでも、ここまではやっつくんで大丈夫なんだというものを積み上げた形の数字で言ってほしいわけよね。でないと、いや、あのときはここまでしか見なかったとかいう数字で上げられた形だと判断できないんで、そこはやっぱり、しっかり間違いのないように捉えて、この津波対策についてはしっかりやってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○坂口委員 いや、今までの、ずっと最初この誘致が決まって、教育委員会側でずっとやってきてから今日までの流れを見ると、委員会としては、安易に現有施設を使ってやろうということで手を挙げて誘致が決まった。ところが、その中で、津波対策として、一つには防災庁舎というものが、これももう絶対必要なんだと、最優先なんだということは、やっぱりそれだけの

レベル2が来ることを前提ですよ。だから、ない中、金をはたいて、それはもう最低限必要なんだと。

そうして、今度はずっときてて、説明がつかなくなって、じゃ分散して、まず、あそこはサブとして、どうせ投資するのなら、新たに別な場所に、安全な場所につくれば、宮崎県は2つのスポーツ拠点を持つことになるじゃないかという考え方に県は傾いていった時期があったって、それは証拠も何もないけれど、感覚的に流れを見るとそうなんです。そして、そこで総合政策部が、これはおあずかりということで、うちらで総合的にやっていこうということ。

ところが、何かの事情になって、また県としては、現有施設を使おうというところに考え方をシフトされているんじゃないのかなという気がするんです。これは勘ぐりかもわからない。というのが、この3つの比較案を詰めていって、そして、スポーツ団体だとか将来の本県のスポーツ振興がということを言われると、煮詰めていったら、落ちるところは全てあそこです、そこは当然落ちますよ。まして、ここでスポーツ団体、関係団体の意見を聞くなんてしたら、聞いて、そんなもの全然もう耳にしないとなりや大騒ぎです。今言われるように、国体を成功させるためには、あの人たちの考え方を入れるのが必要だという説明されたということは、もう我々はこの場所に決めていますという場合にしか受け取れないんです。

本県のスポーツランド構想というのは、一体何だったのか。全県下にスポーツを広げていこうということが一つ。新たなスポーツランド構想を練るというのが、じゃ、宮崎市を拠点にしたスポーツランドでいくのかということです。団体なんていうのは、あそこにできたから、宮

崎中心で拠点がここで定まって、中心になってきたわけです。拠点を移せば、またそこを中心に広がっている。まして、太いものがメインとサブを2つ持てば、これは、宮崎はスポーツに対しては物すごい優位に立ちますよ、それが一つ。

先ほど星原委員が言われたように、これから3,000日余り先に大会をやるのに、その日のうちに津波が来たら、もう施設は全部ないんです。その大会のときに津波が来れば人は助ける方法はあるかもわからんけれど、施設がなければもう何もできないんです。もうそこに人が来ないわけで、避難タワーすら必要ないんです。

だから、そこらをしっかり説明しないと、トータル的に病院で300億も400億も、防災庁舎で150億も、これで500億も600億も突っ込めば、宮崎市のたったこの狭い範囲に1,000億を投資することになるんです。これは県民全部の金です。そして、新たな構想は、宮崎市を拠点に何もかも進行していくので、都城につくったって人は来ないんだ。来ないような土地政策を間違ったわけです。均衡ある発展を宮崎県はようやれなかった。だから来ない。つくれば来る次の手だてをやるべきです。

だから、その考え方というのは、どうも今聞いていて、もう落としどころを決めている、後はどうやってガスを抜こうかっていう、見え見えなんです。延岡とか都城は金出してでもうちに来てくれよって、切実に願っているわけ。宮崎は、ほくそ笑んでれば自動的に来るなということで、金は出さないというのが、そういうのが透けてしょうがないんです、見てて、今の説明とこれまでのずっと2年ぐらいの推移を見ると。そこら全くないんですか、ニュートラルですか。もし、それを今決めているんだって

ら、我々何ぼ議論をしてもむなしくて悲しいです。もうこれも放置したほうがいいですよ。

○永山総合政策部長 2案に絞って、今、お示ししております。それについては、全くニュートラルです。いろんな思いがそれぞれの組織であったり、個人の中にさまざまな思いがあることは事実かもしれませんが、今御提示しているものについては、どちらをどう選んでいくか、さまざまな要素があるということをお示しをして、ただ、委員から言われたように、金額面でまだお示しできてないところもあります。そのあたりも含めて、短い期間ではありますけれども、しっかり材料を提供してやっていこうというための案でございますので、もし我々の説明で、例えば宮崎現有地ということに聞こえたとすれば、我々の説明不足ですので、そこはぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

先ほど私が言ったのは、もしも都城なり延岡なりに施設をつくるとすれば、人が少ないわけですから、そこでも十分に利用できて、それが県北地域あるいは県西地域、ひいては県全体の地域の活性化等にどうつながるのかということを考え、ソフト面も考える必要があるだろうと。

もしも県央地域で再び整備するとすれば、今まで行き渡ってないわけですから、その効果を県全体に波及するにはどうしたらいいだろうということをさらに考えないといけないと。そういう意味では、課題はどちらも重いということも含めて、私たちは考えようとしてますということをお説明させていただきました。

繰り返しですけれども、予断を持って臨もうとはしておりませんので、しっかり課題に向き合っていきたいというふうに思っています。

○坂口委員 そうなると、やっぱり団体に2案

を示したら、それはおのずと、その圧を跳ね切れる自信が県にあるかどうかというのと、宮崎に施設をつくって、この何十年の間に、その波及を、じゃ県全体に行き渡すことができなかつたのに、今回はできるんだというそのあかしを示してほしいってことです。

今度は県下全体、人が減っていく中で、今までできなかったことを本当にやれるのかっていうこと。それと、なぜ、その1案に絞るという時期を、まだ今2案を示して、今度は、今のようない説明をしていったときに、おのずと僕らが推測すると、落とすところはもうこれしかないような気がする。でなければ、今、金額が出されてなきやおかしいです。

言われるように、津波対策なんて膨大な金がかかるんです。それも、そのときの避難施設をつくりますというそれぐらいの説明しか僕らは受けてないです。施設をそれまで守り抜きますというものがありません。せっかくそれだけ投資をするんなら、別個に新しいものをつくって、あれも生かしたときにどうなるのかっていう投資比較もやっていない。そんだけの金を突っ込んで、拠点が1つしかならないわけです。

だから、そういったものが出てこないじゃないですか。利点、欠点両方比べて、そしてスポーツ団体の意見を、決定の中の何点、だから100点満点配分の中の何点評価、100点の30点でもいいですよ。じゃ、こういった議会なんかの考え方が、もし集約できればどうするんだとか、納税者全体の点数は何点入れるんだと、総合評価をやって決めるんじゃないと、これはもう、おのずと今のようない姿勢だったら、その団体のスポーツ当事者の協力ももらわないと成功しないからなんて言いながら、そこにどうしましようとなったら、これは落ちるところは決まってい

ます。宮崎市でやってくれてなりませんよ。じゃ、そこに、本当これだけで1,000億の投資が要るかもわからないんですよ、あつこにそんなものをつくって津波対策、1,000億じゃ足りないかもわからない。そんな金、宮崎市に突っ込むのかと。突っ込んで、本当に責任持つて、県下全体にその波及効果を示せるのかと、それはどういう手法を持っているんだって、だから、今度は高千穂さん大丈夫ですよ、西米良さん、スポーツランド構想の恩恵にあずかれますよと。説明できるのかって言ったって、その言葉だけで、それ実感できないんです。きょうは黙ってこう思ったけれど、どうも流れがそっちに行きそうだから。

障がい者の避難とか、会場を別にするというのでも、これもやっぱり限界が、投資の限界があるかなって思ったから、もうしょうがないと思ったけれど、県外から見たらどうなりますか。宮崎は、障がい者は別でやっているんですよと、これは障がい者が使えない施設なんです。それは、福祉後進県という烙印を押されるかもわからない。それは県全体の利益を、どう全国で確保していくか、そんな福祉後進県なんて言われたら、物すごい利益の喪失です。

そんなものをトータル的に、やっぱり評価をすべきで、今のはどうもここ落としどころに決めているような気がしてならんから言ったんです。僕の勘ぐりかもわからないけれど、そこだけは避けてほしい。

○永山総合政策部長 私たちの説明不足であれば、それは申しわけなかったというふうに思いますが、全く予断を持って臨んでおりませんので、宮崎をどうしたらもっとよくできるかという観点で、私たちは真剣に考えていますし、結論を早く出せるように努力をしたいと思ってお

ります。

○坂口委員 ですね。くどくなるけれど、だからニュートラルで行かれるんなら、ニュートラルの判断材料を出していただかないと。今の、ここが有利な材料ばかり、まして、今、星原委員が言ったように、審判とかそういう人たちのコストがかかるなんて、どれぐらいかかるのと、今の場所でやるのと分散するのでどれぐらい違うの。それが1,000億の中の幾らなの。それを決定づけるような大きな要因なのということ。だから、そんなのを僕ら、げすの勘ぐりかもわかんないけれど、どうも誘導されているような気がしてならんわけです。

だから、本当にそういうニュートラルなら、両方の利点、欠点をしっかり出して、誰が見ても客観的な評価基準だなというものを提出していただかないと、何度やっても一緒だから、何度やっても一緒のことを我々はエネルギー使うのはむなしいです。それならもうこう決めたと、知事が決断したんだと、もう金もないと、ここでやろうと、それならそのほうが、まだ、むしろすっきりします。

○永山総合政策部長 数字等をこの時点でしっかりお示しできるのが一番是であったというふうには思います。が、悲しいかな、津波対策について、どこまで何をやる必要があるのか、それにどれだけのお金がかかるのかということについて、ここで数字を示すことができる状態にはなりませんので、こういうふうなものが考えられますよという表現にとどめております。これについてしっかりと、ある程度把握をした上で、ただお金の問題だけではないと思いますので、最終的には、それをどう判断していくのかということをしっかり考えた上で案をお示しをしたいと思っています。

もちろん、競技団体等と話す際にも、県としては、何が一番大切なのかということをしかり持った上で、さまざまな議論をすることになるのではないかなと思います。

先ほど、松浦課長から6月あるいは9月というふうに申しあげましたけれども、できるだけ早い時期にしっかり議会、委員会に対しても、私たち県としては、あるいは知事としては、こういう判断基準でここを選びましたということがしかり御説明できるように、あるいは納得いただけるようなものをお示しできるようにしたいなと思っております。

繰り返して申しわけないんですが、今、予断を持って臨もうとしているわけではございませんので、そこはどうぞ御理解よろしくお願いたします。

○坂口委員 そこは、もうそれを信じることにして、問題はお金だけじゃないというけれど、お金が全てという考え方もあるんです。我々は、やっぱり財政健全化というものを、大きな、だから身の丈はこれまでだぞということ。そこに入れるしかないよと。入れるものは、より理想的なものに展開していこうじゃないという、お金が、やっぱり、全てじゃないけれども、かなりの部分を今回のこの投資の限界に挑戦するような。だって、この前の本会議でもあったように、本県は0.7%マイナスの予算しか組めない現実なんです。全国は1%伸びるんです。

そういう中で、お金は別問題だと言ったって、議会の判断は、それはそうじゃないです。やっぱり総合的な判断が、我々は責任を求められているんです。もうこれ以上言いませんけれど、セットで示してほしいということです。

○中野委員 さっき部長が予断を持って進めようとはしていないと言われたけれども、例えば、

この陸上競技場の場合、とにかく安全対策で津波対策をせないかんわけです。都城につくるときでも、スポーツランドみやぎを中心にしたとしての県総合運動公園の津波対策は、もちろん必要ですよ。ここに必要で、どうせ津波対策は、今の総合運動公園には必要だということをご自分で言っているということは、逆に言えば、やはり対策をするんだから総合運動公園でいいんじゃないかとしか私は読めないのよな。

そういう書きぶりだから。そうしたときに、スポーツランド構想を一生懸命言われる中で、ほかに施設もまた、それを中央につくってもいいんじゃないかと、どうせ津波対策をするんだからというふうに。

だから、私は、ここは津波対策をしなければ、もう南海トラフの地震が来て、津波が想定されているわけだから、そこで津波対策をしなければ、行政の不作为ということになってしまいますよね。だから、せざるを得ない。とすれば、ここに幾らの金がかかるかということも最初に数字も出して、そして、どこがいいかということを選択すべきじゃないかなと思うんです。

今、今度3施設を2カ所としたということもしたから、それもそれなりに判断せないかんと思うけれど、さっき言ったことも含めて、もう一度したほうがいいんじゃないですか。

○永山総合政策部長 木花の運動公園は、さまざまなプロ野球等にも御使用いただいておりますので、それが、今後も安全に使っていただくための津波対策は必要だと思っています。それが、国体までにやるのか、どういうタイムスケジュールでやるのかということは今後考えていかなければなりません。

もしも、あそこに陸上競技場をつくるとなれば、本当に堅牢な、津波が来ても大丈夫な陸上

競技場をつくらなければならないということで、これが通常の陸上競技場に比べると、恐らくかなりの高いものになるだろうということがあります。それは、考えている条件は違っているということでございます。

ここに数字をお示しできなかったことについては、先ほど言ったように、まだその段階まで精査ができておりませんのでお示しはできませんけれども、なぜ、きょう御議論をいただいたかということ、こういうふうな状態で案を示したときに、委員の先生方がどのような御意見、それを踏まえて、我々としては当然次回は数字を示しながら、こういう意味合いで選びましたということをご説明できる状態に資料を持っていますけれども、きょうの御意見を踏まえて、我々としてはもう一度しっかり理論構成もしながら、検討もしながらということになるのだろうというふうに思っています。

○満行委員 部長の答弁、良としたいと私は思うんです。それを信じたいと思っています。部長は去られても、その総合政策部、ぜひ、それは担保いただきたいと。もう二度と同じこと言いたくはないんですが、ただ、都城とおっしゃるけれど、山之口ってすれば、県庁から、空港から30分で着くんですよ。宮崎の中でも近いほうだと私は思うんです。

ただ、そういうことも必要だし、その安全性、将来性を越して、機能性とか利便性で、また木花かもしれないんですけど、この市町村意向調査結果、先ほど坂口委員もおっしゃったけれど、結局、都城、延岡は困っているわけです。県有施設がない、負担をしてでも県有施設が欲しいというのが切実な思いなんです。でも、ここに宮崎市が来ないわけです。当然、宮崎市は黙ってても、今ある、今後も当然宮崎市になる

だろうという思いで、黙っていれば宮崎に来る、そういう思いなのかと思うんですけど、都城、延岡は一部負担してでも手を挙げたいと言っている。そしたら、現状見ても、宮崎市に今後も負担を求めないのかと、そのことはどうなんでしょう。

○永山総合政策部長 都城市それから延岡市が費用負担をしてでも県有施設をつくってほしいという要望をいただいたことについては、本当にありがたいなと思っています。そのことも含めて、今後、総合的に判断をしていくことになります。

もしも、宮崎市にという判断になった場合には、では、そこで宮崎市には何を願うのかという議論はやらなければならない場面もあるだろうと思っています。

ただ、今の時点では、費用負担についてはお話をいただいているというのが実態でありますので、その条件のもとで、今検討をしていると。その後、具体的な整備に当たって決定した場合にはどうするのか。例えば、延岡市、都城市にしても費用負担の覚悟はあるといただいていますけれども、じゃ具体的にどうなのかという議論になってきますし、宮崎市となれば、じゃ宮崎市には何も費用負担を求めなくていいのかという議論も、やっぱりそこは出てくるのではないかなというふうには思います。

○満行委員 ぜひ、そのことは担保して、しっかり頑張ってくださいと思います。

以上です。

○日高委員 この津波対策のことで、都市計画課に多分投げていると思うんです。これ、財政課からちょっと話がありまして、都市計画が、今やっていますと。これは、いわゆる木花総合運動公園に対する津波対策ということで、競技

場のどうのこうのではないと思うんですけど、そういうのは、国体施設も関係するんだからと、都市計画は、やっぱりきちっとその辺は連携してやらないかんし、あんたたちは、いつ言われたかわかんけれど、時間稼ぎしているんじゃないかと。言ってみれば、これを引き延ばすために。だから、本当やったら、知事が表明したぐらいのときに、分散型で行くとか、いろんな形があれば、あらかじめ県は方針を示すべきだったと思うんです。

それと、今回この新たなスポーツランドの展開です。これ、新しい響きなんです。スポーツランドみやぎきが、これからどんどん発展していく中で、ずっと同じことをしてても、やっぱりいずれはほかのところに負けてしまう。だから、新たなスポーツランドの展開は、宮崎県としての指針はこういうものがあります。これから、宮崎がこの2巡目国体を一つのきっかけとして、こういうような宮崎県のスポーツランドみやぎきをつくっていきますというのを、きちっとやらんやいかんと思うんです。

これは、ただ、活字が躍ってるだけのようない感じがするんですけど、新たなスポーツランドみやぎきの展開といえば、どういうことですか。

○松浦総合政策課長 現時点でのスポーツランド構想の今後の展開のストーリーとして、一つは多目化、それから通年化、そして全県展開というふうなものが掲げられておりますので、どういう施設整備を、その中のどこに包括してやっていくのかというふうなところが、これからの検討のしどころなのかなと思っていますのでございます。

○日高委員 いや、検討というか、新たなスポーツランドの展開といったら展開なんですよ。もう県としては、今後、スポーツランドをこう

いうふうにやっていくんだという方針のもと、こういったものが決められていかにゃいかん。私、前回、教育長にも言ったんですが、いや、それは私が決めることじゃないと言うんです。決めることは何もなくて、ただ漠然とこういうことをやっておっても、示せるものも示せんと思うんです。

先ほど、坂口委員が言ったように、ニュートラルで、部長もニュートラルで考えますってです。どう見ても、坂口委員が言ったように、現有施設がもう有利なように書いて、ほとんどそういう状況なんです。

ただ、これもいろいろお二方と話すんですけど、津波が来ると想定をされている場所につくると、県が、この2,200億、300億をそこに作りますと。もう来るのはわかってると想定されているわけです。それって、何かおかしいことじゃないかなって。わかっているのにつくるというのは、ほぼお金を捨てるみたいなもんかなと。その辺も、都市計画とはしっかりと議論していかなと。都市計画なんかというのは、ほとんど当事者意識はありませんから、この辺をちゃんとしてやっていかなくちゃならないと、そのことをまず1つお伺いします。

総合公園はそういった厳しいような条件があります。それで、今度は山之口とか延岡からしてみると、じゃ、ここに、周辺整備はどうするんだとか、アクセス環境はどうなのかとか、また、実際的に、延岡と都城がどれぐらい本当に出してくれるとか、いろいろ要件があると思うんです。やはり地方は地方なりにあります。

だから、そこら辺の部分をしっかり出す。そして、またこっちの分にも出す。だから、きちっとニュートラルになって、判断基準をピシッと出して、こうだからこうだ、競技団体が後か

らこうだと言って、いや、これはこういう段階でこう決めました、こうしましたとしっかり言えるような立場をとっとかんと、私はいかんのかなと思うんです。その辺について、2つ、ちょっとお伺いします。

○松浦総合政策課長 まず、最初のほうの県土整備部都市計画課と津波対策について、基本的な考え方のところをしっかりとやってくれというようなお話でありました。

ここの要請は、財政からというようなお話がありましたけれども、私のどものほうから県土整備のほうにもお願いをして検討を始めていただいておりますので、そこは、途中途中での協議等をはさみながら今の状態があるんですけども、最終的なところまで今はちょっと、津波対策をどういうふうにすればいいのかということまできてないというのが現状でありますので、詳しいところまで、今御報告できないというふうな状況はございます。

それから、その他の条件も含めて御判断いただけるような形に持っていくべきだと、これも当然の話であります。

ただ、内容によって、例えば、市町村の負担がどうだというふうな話になってまいりました場合に、ここを御報告できるのが市町村の意思決定の過程等もありますので、それが同じタイミングでできるのかどうかというのは、まだこれからの調整ではありますけれども、委員から御指摘のありましたさまざまな論点といたしますか、そういったところでの御判断をいただけるような整理をこれからやっていかなきゃならないと思っておりますし、競技団体とこれからやりますというふうに言っておりますのは、競技団体からは、今いただいている御意見としては、例えば分散でやった場合に審判員、補助員が少

ないんじゃないかというようなお話はいただいているんですけども、実際それがどういう影響を、どれだけの対応が必要なのかというようなところを具体的に腹を割って話さないといけないと思っています。そういったことをやった上で解決できる部分もたくさんあるんじゃないかと思っています。そういった努力をしながら、最終の選定に向けて調整も図っていききたいという意味でございますし、延岡市、都城市についても、どういった協力関係でやっていけるのか、それから次のステップをどう踏んでいくのか、一緒に協力してやっていけるのかということも協議をしていかなければならないと。そういうようなことを、これから急いでやって、結論に導いていきたいということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○日高委員 まず、1つ目のですけど、都市計画は、言われて今の整備をやっているだけなんです。ところが、ここが、ちゃんと国体でも可能な陸上競技場をつくれるという前提で、設計から何もかもでどんぐらいかかるか、本当にそれができるのかも含めて、やっぱり判断基準というのは、そちらのほうにもある程度責任転嫁をしてもいいと思います。これ、なぜかというと、専門家だからです。できないですよというのは、できません。できたとしたら、これですわっていったら、相当ハードルが高くなるでしょう。もちろん、坂口委員が言ったように、障がい者競技も当然同じレベルでさせてやるべきか、本当に福祉先進県にならにゃいかんわけですから、そういうことは絶対必要だと。だから、そこら辺のはもう、全庁を挙げて、当事者意識をやっぱりもってもらおうということは当然のことであるから、ここら辺をちょっと徹底してもらいたいというのと、あと、すみ分けじゃ

ないけれど、この条件のやつなんですけれど、全て出し切っている、出し切る、やっぱり必要がある。延岡と都城がどれだけ負担をするかというのは、それはあると思うんですが、大体の線ぐらい見えてくると思うんです。

ただ、判断基準というと、やっぱりそこら辺も必要とはなってくるでしょうし、やはり、例えば土地の買い増しとかも出てきたりしますよ。建物と建物をただ比較するんじゃないくて、実際、国体が行われた場合に必要なものは、これとこれが必要だと。こっちは、これとこれが必要だと。じゃ、それを比較した場合どうなのかということを見るべきやったんです。でないと、建物だけ考えると病院局みたいになってしまうんです。また、その辺も必要だと思うんです。その辺を考えるべきだと思うんですけど、その辺はどうですか。

○永山総合政策部長 1点目の都市計画の話ですけども、この国体の施設整備で大きく絡むのは教育委員会、そして私たち、そして商工観光労働部、スポーツランドをどうやっていくのかと、そして県土整備部です。

これについては、部長同士の話し合い、特に県土整備部長と私との間では数回にわたって話し合い等を行っているところでございまして、部としてしっかり巻き込みながら、ただ、トータルは、やっぱり我々が最終的には取りまとめをしていくという姿勢で臨んでいるところでございます。決して無関係ではないという意識を持ってもらい、足りないとしたら、そこをもってもらえるような努力も今後もやっていきたいというふうに思っています。

比較について、いろんなものを出してやるべきではないかと。そのために、今回も出せる範囲のものは出して、お示しして、どうなのかと

いう御意見もいただきました。これで十分だというふうに、私たちが思っているわけではありません。これから、さまざまなデータ等も集めながら、ただ、例えば、体育館で言った場合に、観客席をどこまでつくるか、閉会式、開会式に使わないとすれば、もうちょっと小さな規模でできるのではないかとかということを含めて、さまざまなパターンがあると思っていますので、それについてのそういう要素については、今回言葉としてお示しをしています。それが具体的な数字としてどうなのかというのは、もう少し時間がかかりますけれども、6月あるいは9月に向けて、さまざまな、今申し上げた例示ではありますけれども、そういうことも含めて、こういうふうなことであったので、我々としては、このような判断をしたいと思っていますということを御提示できる状態にしていきたいと思えます。

○日高委員 わかりました。もう出せる範囲を出したということではありますが、これ、どう考えても書き方が現有施設が有利だというようにしか見えない。本当、誰が見ても、都城、延岡については、もうアクセスがどうの、洪水対策、人がどうのこうのとか、国は負担をできないとか、そういうのはやり方次第ですよ。だから、こういうのを先に見せられると、当然、みんなは本物は内々決まっちゃったなというふうにししか見えない。

ただ、もう部長が言われたんで、ニュートラルだということで、これは、次にもう引き継いでいかにやいかに、また来月になると、ころっと変わっちゃったって問題になるんで、両次長がいらっしゃるわけですから、その辺はちゃんと引き継いでもらわないかんわけですから。

○永山総合政策部長 済みません、繰り返して

あれですけど、予断はありませんのでニュートラルでやっています。そして、今の私の発言は、永山というよりも総合政策部長としての発言ですんで、総合政策部としてそういうふうに説明をしたということで御理解をいただければというふうに思います。

○日高委員 井手さんも一言言ったら……。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） この委員会、総合政策部として臨んでおります。もちろん私も含め、次長、課長、もっと若い職員もずらっと来ております。このように発言をして、このように議論があったということはきちんと組織として受けとめておりますし、おっしゃるとおり、スポーツランドみやぎの新たな展開といったらどういうものなのか。津波リスクのあるところに、県が新たに投資することについては、どういう課題があるのか。それをどうクリアしていくのか。

あともう一点としては、どのような数字がどの程度まで示せるのか、いろいろ疑念も課題もあろうと思いますけれども、部を挙げてきちんと、しっかりと検討して、お示しできるところを全部お示しして議論を深めてまいりたいと考えております。

○日高委員 ありがとうございます。

○星原委員 最後に、せっかくここに比較表を出していただいているんで、陸上競技場の場合でちょっと教えてほしいんですけど、まず、プロスポーツというところを見ると、こっちはJリーグを目指している県内のクラブのホームスタジアムとして活用の可能性と書いてあって、山之口のほうには何も書いていない。

次に、維持管理費として年間1億円というふうに、県総合運動公園かかっている、山之口のほうは1.5億円と年間の5,000万の違いが何なの

か。

あと、財源等というところで、県の総合運動公園の場合は、社会資本整備総合交付金が活用できる。今度、都城市のほうは、社会資本整備総合交付金の活用が制限される。この3点を参考に教えてください。

○松浦総合政策課長 まず、プロスポーツのところの表現でありますけれども、一応、話として、宮崎市のチームがJリーグを目指しているという話はあるということです。

○星原委員 だったら、まだ書かんでもいいんじゃないの。

○松浦総合政策課長 済みません。

○星原委員 あるという話ぐらいの、こっちには書いて、こっちには書いてないから、そういうふうにする。

○松浦総合政策課長 申しわけございません。それから、その下の維持管理費でございます。

木花のほうにつくる場合は、ほかの施設と全部合わせて維持管理をしていくことになりますので、全体の人件費なりが、それなりに節約できるのではないかとということで1億円というふうな数字になっておまして、そういう考え方ということで、ここもまだ、これからの詰めをしていく必要はあるのかなと思っております。

それから、もう一つ、都城のほうの財源等のところで、都城市の公園内に、県が直接つくる場合には、国の交付金の活用が制限されるとあります。これは、もともと国体施設をつくるというふうな場合の国の交付金の上限額というのが一応50億というふうにもう設定をされておるようでございます。それが満額出るかどうかというのもわかりませんが、その充てられる施設としては、公園の管理者がつくる場合というふうな、そういう取り扱いになっておるよ

うですので、例えば、都城の山之口につくる場合は、補助グラウンドは都城市につくっていただくとか、そういうような工夫は必要なのかなと、思っているところがございます。

それから、国の交付金、上限50億というのは、全部の国体に必要な整備費用についてのものでありますので、ここだけということではありません。ただ、ここには制限がありますよという表現でございます。

○星原委員 そういうことなら、結局いろんな制限やいろんなものを考えるんなら、募集するときに、県内の自治体に対して、市町村に対して、こういう制限はあって、これぐらいの負担があってとか、いろんなことをちゃんと均等に並べて出して、それで、じゃ手を挙げてもらえるのか、挙げてもらえないのか。挙げるところなければ、もう、県でつくらざるを得ないわけだから。挙げさせておいて、後で負担はこういうのが出てきますよとか、いろんな話になると、県がつくろうとした施設であれば、県がもうどこかにどうせつくらなくちゃいけないわけだから、財政負担の厳しいところは、もう最初から手を挙げられないわけだから。県有施設を均等に、全県下にだから、県北、県央、県南と違っていろんな形でつくろうとしたときには、やっぱりそういうものは見ますよというふうなもので考えていかないと、こうやって募集しちよって、今度こういうことの交付金を受けない、それはもう地元で負担してくださいよという話になっていくんだったら、多分それは厳しいですよ。

だから、やっぱりそれはもう国体で国からの補助金、あるいは県の金で、宮崎県としてやろうとするものにおいては、これはちゃんとそうやって整備していきますと、どこにつくるでも

同じだから、そういった形で作りますよというものでないと、それはやっぱりもう厳しいでしょう。

○松浦総合政策課長 今の国の交付金の関係について言いますと、この分でない分を市町村に負担してくださいという意味では全くありませんので、県が整備する場合に、県の費用に対する交付金が出てこないということでもありますので、全体の国体に向けた施設整備の中でほかのところに使うとか、場合によっては、都城市なりが協力してくれるのであれば、一部都城市のほうで整備していただくような形で活用できるようなもの、形をつくっていくとか、そういうような工夫は協議をしていく必要があるのかなと思っておりますけれども、その中で出ない分を市に負担してくれというふうな意味合いでの性質のものでは全くありませんので、そういうことです。

○星原委員 わかりました。

○日高委員 その土地の関係なんですけれど、例えば、延岡とか都城の今の土地を県にただで寄附するとします。ただで寄附したら県の土地になります。そしたらお金が使えるんじゃないですか。それが1つ。

それと、今の県の体育館、あれを違うところにつくりますよね、これは確実ですよ。あれを高値で売り飛ばして、これが原資になることも考えられますよね。これも考えられる。両方が考えられるから、土地と、それを使うということも考える。

まず、そこら辺、その2つって考えられるのか。

○永山総合政策部長 県が土地を寄附していただいて、あるいは買って、そこを都市公園としてやります、都市計画上の都市公園として位置

づけて、そこに施設をつくろうとなれば、当然県として社会資本整備交付金は使えるということになります。

ただ、県が、都市公園を別の地域にもう一つ持つという、単に所有だけじゃなくて、都市計画上の都市公園に位置づけなければなりませんから、それが全体の都市計画上どうなのかという議論が必要になってくるというふうに思っています。

それから、現有施設の売却等も含めてなんですが、ここに書いていないことも含めて、さまざまな要素があると思っています。現有施設を、例えば体育館であれば、しばらくの間使い続けることが妥当なのか、あるいは売却をして、それを原資として使うことがいいのか、そういうことも含めて、ここに書いていないことも含めて、さまざまな条件があると。先ほどの社会資本整備交付金についても同じですけれども、そこは検討材料はまだまだたくさんあると思っています。ここに、全ては表現し切っておられません。そういうことも含めて、最終的に執行部としての案をお示しする際には、そのあたりも含めて、さまざまな方法論を含めてお示しをするということになるだろうと思っています。

○日高委員 わかりました。そういうことであれば、活用は制限されると、そっちのほうが、色濃いですよね、ちょっと書き方の問題かなという気がします。

これは、別個の質問ですが、サッカーのJ2、さっき目指している、こっちはあって、そっちはないということになっていましたが、今、こういうことなんです。Jリーグのコメントで、もう陸上競技場形式のサッカー場はビジネスにならないと、もうサッカースタジアムをつくってもらわんと、J2は認めないというような、

来ないということです。ということは、陸上競技場をつくっても、J2は望めないということですね。

○永山総合政策部長 本当に観客席と近いサッカー専用でなければ、なかなかお客さんが集まらなくなってきているというのは、これは事実だと思います。陸上競技場形式でのサッカーだと、なかなか集客力が難しいというのが、それはおっしゃるとおりだと思いますが、一方で、Jリーグのチームがないというこの宮崎の状態も含めて、希望的な観測として、活用の可能性というふうに書かせていただいたということで御理解をいただければと思います。

○日高委員 彦根市は、もう外されとったです、Jリーグは、蹴られて(「だからもう時代が違う」と呼ぶ者あり)違うんですよ、もう、彦根って滋賀県といたら関西圏ですから。そこでもだめで、宮崎でとおるわけじゃないですか。そういうのをわかっていてとなると、ニュートラルとはやっぱり思えないなという……。

○永山総合政策部長 私はサッカーの大ファンなんで、Jリーグがあればなという思いはあります。これが、私のその思いがここの記載に反映されたわけではありません。あくまでも全体は、繰り返して申しわけありませんけれども、ニュートラルで、ただ、表現がまずかったとすれば、そこは謝りたいと思いますので、しっかりと検討をして、次回は「なるほどね」というふうなものをお示しをして御議論をいただければと思っております。

○坂口委員 だから、さっきから言うように、身丈に合って、最低、しかしこれだけの機能は必要だというぎりぎりをまず示していただかないと、もう運営の事情があるということですね、ぜい肉はもう外していくと。それを率直にやっ

ていただきたいというのと、津波対策を、どうもさっきから聞いていると、避難台とか盛り土台ですね、それを土木が考えているんだったら、余りにも甘いです。それは施設を守るということを一つ、現有施設とか、あそこをやるなら。そうなると、やっぱり延長四、五キロになるでしょう。そこに、それだけの応力を持ったものをやろうとしたら、あそこを囲むのは10年、20年では無理です。そして、高潮だって、あそこは、たしか5メートルぐらいの高潮警戒区域だと思うんです。それに津波、仮に2メートルの小さい津波でもいいです、来たらもう途端に7メートルです。その水は、上の2メートルというのは移動しながら来るんです。下は盛り上がるだけ。移動するのは、今度は丘に上がったら、摩擦力でぐんぐん、頭を蛇が鎌首もたげるように奥に行くほど高くなって行って、山にぶつかったら、今度はその落差、引力でバーンと流すんですよ。あんな広場で、何も残らないですよ。

だから、あそこやるなら、まず、これは1,000億そこらの金じゃとても取り囲めない思うんです。本当に重量計算から何からやってから、それに耐え得るだけのものをつくるんですから。そういうものは、どちらにせよ、あそこは取り囲む必要があるんだよと言うけれど、それは、もう身丈から見たときに、別につくれば、ここはサブとして、万が一、1,000年1回がこの近いうちに来たときは、もうしょうがないと、それは。やりたいけれど、やれないと、もうそういった力がない。それはもう放棄しなきゃならない選択肢です。2つとも、どこにつくろうと津波対策、あそこにいるんだなんていうのは、それは、多分盛り土高台ぐらいを県土整備部が考えていると思うんです。あそこのグラウンドを守ろうということじゃないわけです。そして、堤防

沿い、両方囲まなきゃだめなわけですから。これは莫大な金が要ります。莫大な金が要るんです。

だから、そういう理想論を言わずに、とにかく国体を誘致して責任があるんだと。そのために、最低限これだけの金しか、最高かけられないんだと。その中でどうやっていくかということから始めないと、こっちにつくっても、あれもこれも要るんだなんて言ったら、先ほどから言うように、誘導策しか見えない。だから、あそこを取り囲む場合に、どれぐらい避難対策、津波対策が要るのかと。それを何カ年でやるのかと。1日も早くやらなきゃだめですよ。可能性があるんなら、流されないように。その上でもって、そこにつくるのに、じゃ、今の施設を壊してつくるのか、それとも、新たに2つ設けていくのかと。そのためには、どうやるのか。壊せば何ぼ撤去費が要るんだとか。これは建築費だけやないですか。その作業日数がどれぐらいかかるんだとか、そんなお金をもう次は出していただかないと。

避難台についても、何人ぐらいがどう行かれるんだと。この前からみたいに、障がい者の人たちは、ここでは競技はもうやらないんだ。それは、よそから見たら、宮崎県はやっぱり障がい者がある意味差別されているなんてとられたときは怖い話です。これ、イメージも大切ですから。やっぱりそこに一緒に集って、みんなが、仲よくやれるだけのものをやらないかん。だから、そういうことに財力が耐え得るのかどうかです。

これは、県は簡単に障がい者の人たち、万が一のときに守れないから、その人たちは安全のために別な場所で開会式もしてもらおうとか、競技も別にやらしてもらおうなんて考えるのかもわ

からんけれど、よそから見たら、なぜ同じ場所で同じ楽しめるような施設をつくらないんだって、そんな力もないのに、なぜ手を挙げたんだってということになります。

だから、この次はしっかりしたものを、どこに説明しても耐え得るような説明を持ってきていただきたいということです。そのためには、特にお金の面については、やっぱり裏づけをちゃんと説明してほしいと。

今、日高委員も言ったように、市の、あるいは他人の土地に県の施設をつくれば、それは交付金の対象にならないけれど、そこは方法、テクニックってあるじゃないですか。お金出しても欲しいというところは、うちの土地提供するから、ここにつくってくれと、あと使うのは、うちの市民が一番便利がいいだろうという判断で、交渉すりゃそういうことは可能です。そういう知恵を出して行って、最低限これだけの施設はどうしても必要なんだというものを、やっぱり議会に示していただかないと、ぜいを尽くされてもだめだし、不適格な、条件的に届かないような施設をつくってもらっても困るし、その上で、僕たちは、やっぱり財政判断なんかもさせていただいてやっていかないと。あくまでもスポーツランド構想で、県下全域に、本当はスポーツの恩恵なり、スポーツの振興がいつてなきゃだめだったのを、それが達成できなかった。

今度、そこにつくったとき、本当のことはやれるのかって、そういうものをしっかり説明していただかないと、やっぱり議会は総合的に判断するなと思うんです。そういうのをこの次は準備しておいてほしいということです。

○中野委員 繰り返しの発言になりますが、この津波対策、もちろんしなきゃならんと思うん

ですけれども、私は生半可な津波対策ではだめだと思っんです。きのうといっても今朝早朝になるわけですが、NHKのこの津波の映像やら、ずっとドキュメントを見ておったんですが、津波が押し寄せるときよりも引くときのほうが、もう何倍という破壊力があるという説明でした。スピードも時速四十何キロやったかな。それで行方不明者が出ているという説明がありましたから、そのことを含めた津波対策が必要だと、そうすると莫大なお金がかかると思っんです。

それで、あの運動公園にある施設は、それが何十年後かわかりませんが、いずれ全ての施設をつくり直さないかんでしょ。その耐用年数が来てつくりかえるときに、津波対策はもうせずに、全て移転すべきだと思っんです。想定されているわけですから、想定に対するそのことが行政がとるべき道だと、方向だと私は思っんです。

宮崎市自体も含めて、どっかそういうような津波が想定されないところに少しずつ年度的に移転する。そういう大きな方向で、その第一弾として、国体で来るわけだから、その国体の施設も要所要所つくっていくべきだと。県土の均衡ある発展に資することだと、こう思っんですから、私はそういう目線でのこともやってほしいなど、こう思っっております。

○永山総合政策部長 県全体の活性化、それから防災安全の確保ということについて本当にさまざま、そして財政面ということについてさまざまな御意見をいただきました。いただいた意見をしっかり踏まえて、次の検討のときにしっかり御説明できる状態にしたいと思っっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○二見委員長 よろしいですか。

ほかに、その他報告で何かありませんか。

○中野委員 その他の報告ね。

宮崎県県民経済計画について、このことを確認させていただきたいと思っんですが、県内総生産のことが書いてありましたが、前、沖縄県がこのことでしたか、計算のやり方が他県とは違うという話でありましたが、そうすると、この計算式は、計算方法は幾らでもあるということですよ。宮崎県がとってる計算方式は、国が示したものか何かわかりませんが、一応日本全体共通の計算式でやっているかということを確認させていただきたいと思っます。

○丸田統計調査課長 この県内総生産、そして県民所得、国で言いますと国内総生産、そして国民所得という形になるわけなんですけれども、県民総生産そして県民所得につきましては、各都道府県が、各種統計あるいは関係機関からのデータ、こういうものをさまざまな基礎資料を活用して、推計をしております。

ただ、都道府県ベースでのデータが入手できないような数値、項目等もございまして、そういう場合には、国全体の数値から案分をして出すなどの各県での推計作業で若干違う場合が出てまいります。

特に、今回沖縄県が違ったという部分もございまして、なるべく推計する場合には、精度の高い方法でやるようにしまして、各県とも工夫してやっているという状況で、若干データがない場合に推計方法に差が出ていると、各県で違うという場合も異なる場合もあるということでございます。

○中野委員 ということは、宮崎県は沖縄みたいな指摘をされるような計算式ではやっておりませんよというふうに理解しておけばいいですね。

○丸田統計調査課長 国のほうからも、この推計方法、それについては、各県で事情もあるということで、各県に任されているというか各県のやり方でやるということで、特に問題は問題になっておりません。

○中野委員 次に、宮崎ひなた移住倶楽部についてですが、対象者が本県にゆかりのある云々と、こう書いてありますよね。このゆかり——縁というのは、この範囲というか概念というか、これはどんなふうに読めばいいですか。

○奥中山間・地域政策課長 ゆかりと書いてありますけれども、基本的には出身者ですとか、その親戚がいらっしゃるとか、何らかの形で宮崎県とつながりがある方ということで広く捉えていただいて、宮崎県に興味がある方については、もう皆さん対象にしたいというふうに思っております。

○中野委員 ということは、誰でも対象だというふうに理解しておけばいいですね。

○奥中山間・地域政策課長 こちらのほうからいろんな移住の情報を提供するのに、なるべく多くの方に入会していただきたいと思っております。

○中野委員 そんなら、もう誰でも書けばいいようなものを回りくどく、ゆかりとは何じゃろかというような疑問に思ったんですよね。何か平たく書いておったほうが、対象者はいいような気がするけれどな。私のような質問を、疑問に思う人もいないと思うんですよね。

○奥中山間・地域政策課長 主な例として書かせていただきましたので、本県の移住に関心のある方などということで、広く募集したいというふうに思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○日高委員 この14ページなんですけれど、国

体陸上競技場の推計事業費の中で、2番の平均単価に施設規模を乗じた推計事業費を算出と書いてある、36.2万円ということです。これ、面積が4万平米になっているんですよね、4万平米。これですよ、私たち山口県の維新百年記念スタジアムを見に行っただけですよ。最低限のことでも身の丈に合うようにやりましたというところが、2万で半分なんです。これでできるんですよ。4万って倍、というか、何でこれ倍なんですか。

○松浦総合政策課長 一応、今回の積算に当たりまして、面積につきましては、全体として補助競技場、補助トラックとか投てき場とか、その他の附帯施設も全部含めた形での4万平米としておりまして、その中に、例えば山口であれば、観客席の収容が2万であるところを、今のフルセットで整備した場合の観客席の想定として3万にしておりますし、先ほど言いましたが、これに加えて、補助競技場とかそういった附帯の施設も含めた形での面積というふうな出し方をしておいて、こういうふうな形になっております。

○日高委員 でも、この維新百年記念公園の行ったところ、国体自体は、これでできたんですよね。

○松浦総合政策課長 ここに上がっております山口のものについては、メインスタジアムのお話になっていますので、それ以外のものと観客席の想定が1.5倍違うというふうなことで、面積にはそういう積算はしているというところがございます。

○日高委員 これがメインスタジアムになって、陸上競技場になっているんですよ。我々行って、相当厳しいたたき合いがあつて不落になったと。もう一回やり直して、本当にこの時期は

物すごく仕事がない時期で、単価もぐっと下がって、本当に安くこの球場ができたんですわってということで、理事長さんからその話を受けたんです。でも、私だけは、あのときはもっと高いなど、高くなるなど考えたんですけれど、これの平米単価も39万円で、宮崎はまだ36万、これより安くなっているということ。この数字って、いまいち正確じゃないのかな。

○松浦総合政策課長 全体的に平米単価が高くてコンパクトにつくってあるものとか、それから、ある程度規模が大きくて単価が安くなっているところとか、さまざまありますので、過去に参考とするべき、ここに表に上げております施設の平均の単価を出しまして、そこに想定される面積を掛け合わせてるという出し方を今の現時点ではしているというふうに御理解をいただければと思います。

○日高委員 最後ですけれど、これは、ちょっと要望というか意見ですが、やっぱりその数字はひとり歩きしますんで、例えば、もう陸上競技場で150億だなというのはきょう大体目安としてわかったんですけれど、また、これが本当は平米単価がもっと高いと、もっと面積減らせば、もうちょっと安くなるんじゃないかという議論も当然出てくると思います。

この辺についても、より正確な数字で上げていかないと、病院局みたいなことになってしまうと、もう手がつけられなくなりますよね。その辺も、やっぱりしっかりと、今後取り組んでいただくようお願いいたします。

○松浦総合政策課長 今、御意見いただきました作業については、恐らく整備場所を決めて、どれぐらいの観客席数にするのかというふうなところもある程度決まった上で基本設計に入っていくと思いますので、その中である程度の金

額、現実的などところというのがもう少し詳しく見えてくるんだろうというふうに思いますので、現段階での数字としては、これぐらいのつかみにならざるを得ないのかなと思っております。

○井手総合政策部次長(政策推進担当) おっしゃるとおり、条件が変われば数字が変わっていくだろうと思います。その条件が、基本的にきちんとお示しできるのかどうか、どういう条件下でこの数値を出したんだということをはっきりわかるような形でお示しをして御判断いただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○二見委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしいですか。

それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時46分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○桑山総務部長 総務部でございます。よろしくお願いたします。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思
います。

平成28年度2月補正予算案の概要についてで
あります。

今議会に提出しております一般会計の補正予
算案は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴う
もの、その他必要とする経費について措置する
ものでありまして、補正額は268億1,256万1,000
円の減額でございます。この結果、一般会計の
予算規模は5,992億247万9,000円となります。

この補正によりまして一般会計の歳入財源の主
なものを申し上げますと、県税が30億円余、そ
れから2つ飛びまして地方交付税が27億円余の
それぞれ増額となっております。一方、上から
2つ目の地方消費税清算金が27億円余、それか
ら中ほどの国庫支出金が90億円余、それから繰
入金が79億円余、それから諸収入が104億円余の
それぞれ減額となっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の歳出の款別の内訳でございますが、
表の3列目の今回補正額の欄をごらんいただき
たいと思います。

補正額全体といたしましては、上から2番目
の総務費が、県税や地方交付税の増収等に伴う
県債管理基金などへの積立金の増、それから2
つ飛びまして労働費につきまして、国の交付金
により造成しました緊急雇用創出事業臨時特例
基金につきまして、事業実施期間終了に伴い基
金残高を国に返還するための償還金の増などに
よりましてそれぞれ増額となっておりますが、
それ以外の款につきましては、いずれも減額と
なっております。主に、国庫補助決定やそれか
ら執行残の発生に伴う減額でございます。

続きまして、ページ飛びますが7ページをご
らんいただきたいと思

7ページでございますが、総務部における2
月補正予算の課別の集計表でございます。

今回お願いしております総務部の一般会計の
補正とそれから下から2番目の特別会計を合わ
せました補正額、一番下の表に記載してありま
すが、補正額の欄、太枠の欄にありますよう
に、57億5,396万9,000円の増額補正となつてお
ります。この結果、その右隣りの補正後の予算
額は、2,705億8,480万円となります。

続きまして、8ページをごらんいただきたい
と思

います。繰越明許費補正でございます。ここに記載の
総合情報ネットワーク設備更新事業、1事業に
なりますけれども、これは、防災行政無線中継
局の更新工事におきまして、資材調達の調整に
日時を要したことから、翌年度への繰り越しを
お願いするものでございます。

予算議案については、以上でございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思
います。

議案第62号「宮崎県税条例の一部を改正する
条例」であります。

これは、消費税の税率改正実施時期の延長等
による地方税法等の一部改正に伴いまして、法
人県民税法人税割の標準税率改正実施時期が延
長されたことなどから、関係規定の改正を行う
ものでございます。

特別議案につきましては、以上でございます。

最後に、その他報告事項であります。10ペ
ージをごらんいただきたいと思

います。本日御報告申し上げますのは、ここに記載し
ております宮崎県防災拠点庁舎実施設計の概要
(案)についてなど、以下のページに記載して
おりますが、全部で3件となっております。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局

長、それから担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○川畑財政課長 議案第49号の歳入予算について御説明をいたします。

常任委員会資料3ページをお開きください。

今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。それでは、内容につきまして御説明いたします。

太枠の中の今回補正額の欄をごらんください。主なものを申し上げますと、まず自主財源につきましては、一番上の県税が30億円余、上から6番目の寄附金が2億円余のそれぞれ増額となっておりますが、それ以外はいずれも減額となっております。

続きまして、依存財源につきましては、上から2番目の地方特例交付金が9,000万円余、3番目の地方交付税が27億円余のそれぞれ増額となっておりますが、それ以外はいずれも減額となっております。

今回の補正による歳入合計は、一番下の欄にありますとおり268億1,256万1,000円の減額となっております。補正後の一般会計の予算規模は、右の欄にありますとおり、5,992億247万9,000円となります。

次に、4ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要であります。県税及び地方消費税清算金につきましては、後ほど税務課長が説明いたしますので、それ以外の主なものについて御説明します。

まず、一番上の分担金及び負担金ですが、土地改良事業費の減等によりまして2億8,545万8,000円の減額となっております。

次に、下から2番目の繰入金でございますが、

財政調整積立金繰入金の減等によりまして79億9,481万円の減額となっております。

次に、一番下の諸収入ですが、各種貸付金元利収入の減等によりまして104億7,073万3,000円の減額となっております。

次に、5ページをごらんください。

地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金につきましては、いずれも国の交付決定に伴い、それぞれ減額もしくは増額を行うものであります。

次に、国庫支出金ですが、災害復旧事業費の減等に伴い90億6,138万5,000円の減額となっております。

次に、県債ですが、災害復旧費等の減等により17億9,047万7,000円の減額となっております。

歳入につきましては、以上でございます。

○高林税務課長 税務課から地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

まず、地方消費税清算金につきましては、表の上から3段目、そこから右に2列目、太枠で囲った今回補正額の欄に記載してありますとおり、27億3,551万円余の減額補正をお願いするものでございます。これは、清算対象期間であります平成28年2月から平成29年1月までの本県を含めた全国の地方消費税総額等が当初の見込額よりも少なかったこと等によるものでございます。

つぎに、県税収入につきましては、6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

県税全体につきましては、表の一番上の段となりますが、県税計の予算額①の欄のとおり、当初946億9,000万円を計上したところでございますが、今年度の収入見込額につきましては、

現計予算に比べ法人事業税、軽油引取税等の税目で増収が見込まれますことから、その2つ右の列の収入見込額②の欄のとおり、977億3,000万円、現計比103.2%としております。その結果、その右の補正額②マイナス①の欄にありますとおり、30億4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、増減の大きかった主な税目について御説明いたします。この右側のほうの補正額の欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、上から2段目の個人県民税でございますが、配当割及び株式等譲渡所得割が減少したことによりまして5億8,225万円余の減としております。

次に、その4つ下の法人事業税は、企業業績が堅調に推移したことや地方法人特別税の一部が法人事業税へ復元されたことによりまして26億9,656万円余の増としております。

次に、その3つ下の不動産取得税につきましては、新築家屋に係る大口課税が増加したことによりまして1億6,897万円余の増としております。

次に、その3つ下の自動車税につきましては、新規登録車の増によりまして1億2,228万円余の増としております。

最後に、その3つ下の軽油引取税につきましては、軽油の消費量の増加によりまして3億6,413万円余の増としております。

説明は、以上でございます。

○上山総務課長 それでは、総務課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の59ページをお開きください。

総務課の補正額は、1億4,586万6,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の

予算額は13億7,905万8,000円でございます。

それでは、主な補正内容について御説明をいたします。

61ページをお開きください。

ページの中ほどより少し下、(事項)文書管理費139万5,000円の減額及びその下の(事項)浄書管理費196万3,000円の減額は、文書管理システムの運用経費や印刷機器類のリース料など事務費の執行残でございます。

ページ変わりまして62ページをごらんください。

まず、(事項)情報公開推進費179万6,000円の減額であります。これは、審査会や審議会の開催や県民情報センターの運営に係る事務費の執行残でございます。

次に、(事項)文書センター運営費2,597万円の減額であります。説明欄の1、文書センター運営費につきましては、非常勤職員の人件費などの執行残であります。4の文書センター移転整備費は、書庫や物品等の移設経費及び備品購入費の執行残でございます。

次に、(事項)庁舎公社等管理費3,796万4,000円の減額であります。説明欄の1は、本庁舎、総合庁舎等で使用する光熱水費及び企業局庁舎の知事部局所管部分の維持管理経費の執行残でございます。2は、職員宿舍の維持管理・保守点検業務委託の入札残でございます。

次に、ページの一番下、(事項)防災拠点庁舎整備事業費1,374万5,000円の減額であります。防災拠点庁舎につきましては、平成29年度の建設着工に向けまして、今年度は実施設計を行い、整備に必要な事前調査や関連工事を実施しております。今回の減額は、関連工事の入札残や埋蔵文化財調査に係る経費の執行残でございます。

続いて、63ページをお願いいたします。

(事項) 公有財産管理費2,703万5,000円の減額であります。説明欄の1につきましては、公共下水道受益者負担金などの執行残、説明欄の3につきましては、県有資産所在市町村交付金の確定に伴う減額でございます。また、2と4につきましては、公有財産管理システムの保守委託料や未利用財産の運用、処分に要する経費など事務費の執行残でございます。

次に、(事項) 県有施設災害復旧費3,297万2,000円の減額であります。これは、庁舎等の災害復旧に要する経費の執行残でございます。

総務課の説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉村人事課長 人事課の2月補正予算について御説明をいたします。

同じく歳出予算説明資料の65ページをお願いいたします。

人事課の平成28年度2月補正予算は、1億3,739万4,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右側から3列目の補正後の額の欄にございますように44億3,059万5,000円となります。

主なものについて御説明いたします。

めくっていただきまして、67ページをお願いいたします。

上から4段目、(目) 一般管理費で4,106万5,000円の減額補正であります。内訳といたしまして、その一段下の(事項) 職員費で1,161万6,000円の減額補正となっております。これは、当初と比較しまして、人事課づけでの派遣職員が2名減となったこと等により減額をお願いするものであります。

次に、その下の欄、(事項) 人事調整費で2,944万9,000円の減額補正であります。これは、説明欄にありますように、1の非常勤職員の雇用か

ら6の本省等への派遣研修職員宿舍借上料の経費につきまして、いずれも執行残に伴う減額補正であります。

次に、(目) 人事管理費で9,632万9,000円の減額補正であります。内訳といたしましては、まず(事項) 人事給与費で6,115万4,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、説明欄2の退職手当につきまして、当初見込んでおりました人数よりも退職者数が少ない予定であること等によるものでございます。

一番下の(事項) 県職員研修費で207万6,000円の減額、1ページめくっていただきまして、68ページ、(事項) 職員派遣研修費で424万9,000円の減額、続きまして、(事項) 東日本大震災被災地職員派遣事業費で442万6,000円の減額、さらに(事項) 熊本地震被災地職員等派遣事業費で2,442万4,000円の減額でありまして、いずれも執行残に伴う減額補正であります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○小田行政経営課長 行政経営課分の補正予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の69ページをごらんください。

行政経営課の平成28年度2月補正予算は233万4,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は1億735万9,000円となっております。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

資料めくっていただきまして、71ページをお開きください。

下のほうの欄の(目) 文書費(事項) 法制費102万5,000円の減額でありますけれども、これは法人の公益性認定、監督等に係る諮問機関として

設置しております宮崎県公益認定等審議会の委員報酬等の執行残及び事務費の節約等に伴う減額補正であります。

行政経営課分につきましては、以上であります。

○川畑財政課長 財政課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の73ページをごらんください。

財政課の2月補正予算は、一般会計、特別会計合わせて85億7,134万円の増額をお願いしております。

その内訳は、一般会計が95億7,297万6,000円の増額、公債管理特別会計が10億163万6,000円の減額となっております。この結果、財政課の補正後の予算額は、この表の一番上の行の補正後の額の欄にありますとおり、2,170億4,005万8,000円となります。

次に、75ページをお開きください。

補正予算の内容であります。今回の補正の主なものは、このページの中段から少し下になりますが、(目)財産管理費であります。これは、財政課において所管している財政調整積立金など5つの基金への積み立てに要する経費で、合計で107億5,748万4,000円の増額を行うものであります。

その主なものは、ページの一番下、(事項)県債管理基金積立金が67億6,876万円の増額、また、次のページ、一番上の(事項)県有施設維持整備基金積立金が39億9,221万7,000円の増額であり、それぞれの事項の説明に記載のとおり、追加積み立てを行うものであります。

これは、今回の全庁的な歳出の減額補正等により確保された資金について、今後の県債償還や県有施設整備のための財源として基金に積み

立てを行うものであります。

次に、このページの下段から77ページにかけて、公債費でございます。

まず、76ページ、下の段の(目)元金の(事項)元金償還金が1億3,548万6,000円の増額であります。この主な理由としましては、財政融資資金が每期、元金と利子を合わせて同額を償還する元利均等という償還方法をとっておりますが、金利の見直しによりまして利子が減額となったことから、結果として元金の償還が増となったことにより増額となるものでございます。

次に、77ページ、(目)利子の(事項)利子償還金が12億9,875万2,000円の減額となっております。これは、県債の支払利子に執行残が生じたことによるものであります。

次に、(目)公債諸費の(事項)事務費であります。これは、県債の発行に係る登録手数料の減などとして2,069万6,000円の減額を行うものであります。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、78ページでございます。

公債管理特別会計について御説明いたします。

公債管理特別会計は、県債に係る元利金の償還等を行うための特別会計であります。今回の補正では10億163万6,000円の減額となっております。

その内訳は、(事項)元金償還金が1億3,578万7,000円の増額、(事項)利子償還金が11億2,895万8,000円の減額、(事項)事務費が846万5,000円の減額となっております。

補正理由につきましては、先ほどの一般会計の公債費での説明のとおりでございます。

財政課からの説明は以上であります。

○高林税務課長 税務課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の79ページをお開きください。

税務課の2月補正予算は、21億9,670万2,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが、434億4,058万9,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、81ページをごらんください。

表の中ほどに記載しております(事項)賦課徴収費でございますが、5,183万6,000円の減額をお願いしております。

その主なものといしましては、まず、その下の説明欄の1の(1)徴税活動経費でございますが、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料、税務電算システム機器等の賃借料などの執行残に伴いまして、2,291万1,000円の減額。また、2つ下の(3)個人県民税徴収取扱費交付金でございますが、個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で市町村へ交付するものでございまして、その所要額が当初見込みよりも上回ったことにより138万円の増額となるものでございます。

また、その下の(4)地方消費税徴収取扱費交付金でございますが、地方消費税の賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収とあわせて行うため、その事務に係る経費の補償といたしまして国に徴収取扱費を支払うこととなっており、その徴収取扱費の算定基礎となります地方消費税の収入額が当初の見込みを下回ったことにより348万4,000円の減額となるものでございます。

次に、2の(2)の各種団体との協力体制推進費でございますが、397万1,000円の減額となっ

ております。主に、イ、軽油引取税徴収取扱費報償金につきまして、交付対象となる27年度収入が当初見込みを下回ったことにより394万5,000円の減額となるものでございます。

ページをめくっていただきまして、82ページをごらんください。

3の(3)の税務電算トータルシステム運営費でございますが、自動車税環境性能割の導入延期に伴うシステム改修費の執行残によりまして2,092万5,000円の減額をお願いしております。

次に、3行下の(款)諸支出金につきましては、全体で20億8,598万1,000円の減額をお願いしております。

まず、(事項)地方消費税清算金でございますが、これは、本県に納付されました地方消費税について都道府県間で清算を行うために支出するもので、平成28年2月から平成29年1月までの対象期間の実績等に基づき1億8,689万9,000円の減額としております。

次の利子割交付金から次のページの自動車取得税交付金までの事項につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金であります。それぞれの交付金の算定対象期間の税収の増減に伴いまして補正をお願いするものでございます。

まず、利子割交付金が3,308万3,000円の減額、次の配当割交付金が3億5,320万2,000円の減額、次のページになりますが、株式等譲渡所得割交付金が1億5,392万8,000円の減額、次の地方消費税交付金が13億6,861万3,000円の減額、次のゴルフ場利用税交付金が1,056万6,000円の減額、次の自動車取得税交付金が2,092万円の増額となっております。

次に、一番下の行から次の84ページにかけてでございますが、(事項)利子割精算金につつま

しては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属すべき額について関係する都道府県で精算するために要するものでございまして、61万円の減額となっております。

補正予算については、以上でございます。

次に、資料が変わりまして、常任委員会資料の9ページをお開きください。

議案第62号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由でございますが、さきの第192回国会におきまして、消費税率改正の実施時期を平成31年10月1日に延期することとなる関係法案が可決、公布され、それに伴う地方税法も改正されましたことなどから、これらの法改正を伴う条例の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、まず、(1)の地方税法の法人県民税法人税割の標準税率改正の実施時期が延期されたことに伴う条例の改正でございます。

これは、平成28年6月議会におきまして、平成29年度から適用される税率について条例改正を行ったところでございますが、その改正理由でありました地方税法の標準税率の改正が消費税率改正の延期にあわせて延期されましたことから、従前の税率に戻す改正を行うものでございます。

なお、法人税割の税率は、条例本則で定めております本則税率と、附則で定めております社会保障関係費等の財源確保のために実施しております超過課税に係る税率がございまして、今回両方をあわせて改正するものでございます。

次に、(2)の地方法人特別税の廃止及び法人事業税の復元の実施時期が延期されたことに伴う条例の改正でございます。

これは、(1)と同様に、消費税率の改正延期

に伴い、法人事業税の税率改正と地方法人特別税の廃止が平成31年9月30日まで延期されたことから、現在の法人事業税の税率が適用される期限について改正を行うものでございます。

次に、(3)の地方税法の法人事業税の標準税率の事業区分が変更されたことによる条例の改正でございます。これは、地方税法が改正され、収入金額に課税する収入金課税法人の事業区分に貿易保険業が追加されましたことから、条例を改正するものでございます。

次に、(4)の所要の改正でございます。これは、引用する法の法律番号の加除、県税・総務事務所に委任している事務の整理、地方税法改正に伴う項ずれによる引用条項の整理及び不要な読みかえ部分の削除等を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、(4)の所要の改正については、公布の日から施行することとし、それ以外については、改正されました地方税法の施行日に合わせ、平成29年4月1日から施行することとしております。

説明は、以上でございます。

○藪田市町村課長 それでは、市町村課の2月補正予算について説明をさせていただきます。

また、歳出予算説明資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

ページは、85ページになります。

市町村課の補正予算は、2億4,376万4,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、表の右から3列目になりますけれども、21億4,712万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明をさせていただきます。

資料の87ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、上のほうにございます(事項)の地方分権促進費でございますけれども、777万4,000円の減額をお願いしております。これは、県から市町村へ権限移譲しました事務の執行に要する経費として市町村に交付いたします権限移譲交付金の額が確定したことに伴い、執行残が生じたものでございます。

次に、その同じページの下のほうになりますけれども、(事項)自治調整費の2,150万2,000円の減額であります。

主なものといたしましては、説明欄の5にございます住民基本台帳ネットワークシステム事業費が1,794万2,000円の減額となっております。これは、ネットワークシステムを運用するため全都道府県共同で負担しております経費につきまして、本県の負担金の額が確定したこと等に伴いまして執行残が生じたものでございます。

次に、88ページをごらんいただきたいと思えます。

上のほうにございます(事項)市町村振興宝くじ事業費の7,879万8,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されておりますサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金等の配分額が確定したことに伴いまして、宮崎県市町村振興協会に対する交付金を減額するものでございます。

次に、89ページをお願いしたいと思います。

中ほどにございます(事項)県議会議員補欠選挙執行費の979万4,000円の減額であります。これは、昨年10月に実施いたしました県議会西都市・西米良村選出議員補欠選挙に係る経費の執行残でございます。

次に、その下にございます(事項)参議院議員選挙執行費の1億134万4,000円の減額でございます。主なものといたしましては、投開票経

費やポスター掲示場費などの市町村に対する交付金や立候補者のポスター印刷経費などの選挙運動費用公費負担分に執行残が生じたものでございます。

次に、90ページをごらんください。

(事項)海区漁業調整委員会委員選挙執行費の1,391万2,000円の減額でございます。これは、昨年8月に実施いたしました宮崎海区漁業調整委員会委員選挙が無投票となったことによる経費の執行残でございます。

市町村課は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○大田原総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の91ページをお開きください。

2月補正予算は、5,815万8,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は7億9,606万3,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

93ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)総務事務センター運営費であります。468万4,000円の減額をお願いしております。これは、本庁総務事務センター及び各県税・総務事務所にあります総務事務センターの運営費や人事給与オンラインシステムに係る経費の執行残であります。

次に、その下の(事項)健康管理費ですが、652万5,000円の減額をお願いしております。

説明の欄の2の職員のからだの健康に関する事業につきましては、職員の定期健康診断や特殊業務従事職員の健康診断経費等の執行残であります。

また、3の職員のこころの健康づくり総合支援事業につきましては、ストレスチェックシステムのリース料やメンタルヘルス対策に係る経費等の執行残であります。

総務事務センターは、以上でございます。

○平原危機管理局長 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の95ページをお願いします。

危機管理課の補正額は1,813万5,000円の減額でありまして、補正後の額は6億9,441万6,000円となります。

主なものについて御説明いたします。

97ページをお願いいたします。

まず、一番下のほうの(事項)防災対策費の3,464万8,000円の減額でございます。

主なものでありますが、まず説明欄の一番下の6、減災力強化推進事業の2,454万2,000円の減額は、市町村が行います津波避難タワーや避難路等の整備事業の事業費が確定したこと等に伴う補正であります。

次に、98ページをごらんください。

説明欄の上から2番目の8、南海トラフ地震応急対策強化事業の794万円の減額は、広域物資輸送拠点等におけるエアレントなどの資機材購入の入札残等に伴う補正でございます。

次に、99ページをごらんください。

最後の(事項)災害救助事業費の2,860万円の増額であります。

これは、主に熊本地震に関する補正でありまして、救援物資等の提供など熊本地震に対する支援に要した経費のうち、災害救助法が適用されるものにつきましては、熊本県に対して求償をいたしますが、そのうち市町村及び病院局の支出に係る求償分を一旦県の一般会計で受け入れまして、それぞれに支払うためなどによる補

正でございます。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○福栄消防保安課長 消防保安課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の101ページをごらんください。

消防保安課の補正額は1,501万8,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、5億4,953万4,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

103ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)防災行政無線管理費の673万4,000円の減額であります。

その主なものとしましては、まず、1の無線設備の維持管理の373万4,000円の減額であります。これは防災行政無線に係る電波利用等、維持管理に要する経費の執行残に伴う補正であります。

次に、2の無線設備の保守委託の300万円の減額であります。これは防災行政無線設備の保守委託に係る経費の入札残に伴う補正であります。

次の(事項)航空消防防災推進事業費の168万7,000円の減額であります。これは防災ヘリに係る機材購入費や隊員の研修経費等、運営経費の執行残に伴う補正であります。

一番下の(事項)予防指導費の408万1,000円の減額であります。次の104ページをお開きください。

これは、消防設備士・危険物取扱者免状交付委託や再講習・指導等に要する経費につきまして、当初計画より交付件数が減少したことによる委託料の執行残に伴う補正であります。

次の(事項)消防学校費の175万円の減額であります。これは消防学校の庁舎管理業務委託等、管理・運営に係る経費の執行残に伴う補正であります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

総合情報ネットワーク設備更新事業であります。これは、大森山中継局局舎新設工事におきまして、必要な資材の入手難等により、工事の工程調整に日時を要したため、事業が繰り越しとなることとなり、繰越明許費2,200万円をお願いするものであります。

消防保安課につきましては、以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○日高委員 人事課のやつなんです。退職手当の見込みがちょっと甘くてとなったけれど、これは退職者ってほとんど見込めるんじゃないですか。

○吉村人事課長 当初予算を設定します昨年度の秋といいますか11月ぐらいから算定するんですけれども、そのときに当然翌年度の定年退職者というのは明確に出ているんですけれども、そのときに見込まれた方が、その間に、年度末までに、定年よりも1年前に退職されたりする方もいらっしゃるものですから、定年退職者も、若干、前の年度に繰り上げて退職されると、今年度、28年度の定年退職者も減っていることと。あと、希望ですとか通常の定年前の退職者数も見込んでいるんですけれども、その分が数字が減っていたということで、減額ということになります。

○日高委員 その辺までを見込むということですね。前もって、予測すると。大変ですね、頑

張ってください。

○来住委員 全くわからないものですから、議案第62号の税条例の一部を改正する条例なんですけれど、改正の内容のところで、地方税法の法人県民税法人税割の標準税率改正の実施時期が延期されたことに伴って改正すると。現在は、改正以前が1%だと、これをこの4月1日からですか、3.2にするということになるんですけれど。

そこをもう少し、何で延期されると改正するのかなというのがわからない。僕だけでしょうけれど、済みません。

○高林税務課長 今の改正内容の(1)のところをまず説明いたしますと、まずここでは、地域間の税財源の遍在性を是正して、財政力格差を縮小するために、法人県民税の法人税割の税率を下げ、その分を国税、地方法人税というのをつくりまして、交付税措置という形でしたわけなんですけれども、それについて29年度から、実はこの税率をさらに、最初は5.0から3.2だったんですけれど、これを3.2から1.0に29年から実施するというので、これにつきましては28年の6月議会で御承認いただきました。

ところが、今回延期になったものですから、今のままになりますとこの低い税率のままになってしまいますので、改めてまたもとの税率に、3.2%に戻すという改正でございます。

○二見委員長 ほかに質疑はございませんか。

私も1点聞いていいですか。

財政課のところで、78ページの一番下なんですけれども、県債発行手数料が減額補正で補正後ゼロ円となっているんですが、これはどういうことなのかちょっと教えていただきたいんですが。県債は発行しているのに手数料がないというのが。

78ページが一番下、補正前の額が、補正額なんですけれども、補正後はゼロ円になるんです。27年度も当初からあって、最終予算は80万円という、非常にこの減額率の大きい。

○川畑財政課長 当初、証券発行と証書発行と2つの方式を見込んでいたんですけれども、証書発行については手数料がかからないということで、証券発行という方式をとらなかったため、見込みでゼロになっております。

○二見委員長 なぜ、そちらを選んだのか。やはりそれぞれのメリットがあるはずなんだと思いますけれども、どういう判断があったんでしょうか。

○川畑財政課長 銀行との交渉を行いまして、毎年度借入れを行っておりますが、その証券発行よりも証書発行のほうが今回交渉の中で有利だと判断したため、そちらを選んでおります。

○二見委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

防災拠点庁舎につきましては、県議会の皆様から数多くの大変貴重な御意見を賜りながら検討させていただきました。このたび、実施設計の概要(案)がまとまりましたので御説明いたします。

委員会資料の10ページをごらんください。

1の経緯でございますが、平成26年12月に基本構想を策定いたしまして、これに基づきまして、27年3月から設計に着手しております。28年1月には基本設計を終えて実施設計に移行し、途中で、熊本地震を踏まえた一部設計の見直し

もございましたが、今月末完成予定でございます。

本日、皆様にごらんいただいております模型は、設計業務の成果品の一部でございます。

次に、2の実設計の概要(案)でございますが、別冊の宮崎県防災拠点庁舎実施設計の概要(案)の1ページをお開きください。

まず、1の建設計画概要でございますが、ほぼ基本設計の内容に沿って設計を進めまして、2行目の延床面積は、5号館等を含めまして約2万5,251平方メートルとなります。

中ほどの絵は、県庁を東から見たものでございますが、新庁舎の位置は、基本設計どおり現在の外来者第一駐車場の南側でありまして、庁舎の北側に引き家をした5号館と防災広場を配置する構成となります。

防災広場につきましては、周辺の道路との段差をなくし、災害時には自衛隊等の車両の駐車場とするほか、平常時には楠並木通りと一体的にイベント等に活用できるような設計としております。

2ページをごらんください。

北側の外観イメージでございますが、一番上の階のデザインを基本設計から若干変更しております。各界の窓に茶色い部分が並んでおりますが、窓越しに見えるCLTパネルでございます。

3ページ以降には、庁舎の機能と性能の概要を整理しておりますが、まず3ページと4ページは基本構想で掲げました整備に当たっての2つの基本的な考え方のうちの1点目、「県民の生命と財産を守る庁舎」という点についての概要でございます。

①の耐震性・耐浸水性、その下の②の十分な応急対策活動の場の確保、4ページでございま

すが、③の災害時のライフラインの確保のそれぞれにつきまして、基本設計に沿って設計を行いました。

このうち耐震性につきましては、9月議会で認めていただきました補正予算を活用いたしまして、熊本地震の地震波に対する検証を追加いたしまして、耐震性能をより一層高めたところでございます。

4ページの上の左側の絵は、災害時に応急対策の司令塔となる総合対策部室のイメージでございます。

現在の総合対策部室は、大変手狭であります。新しい総合対策部室は、本館の講堂の約3倍の面積とし、大規模災害時に多数の要員が参集する場合でも十分な広さを確保しております。

次に、5ページをお開きください。

ここは、基本的な考え方の2点目でありまして「人や環境にやさしい庁舎」という点についての対応でございます。

この点につきましても、基本設計に沿って設計を進めておりまして、主な点といたしまして、①の機能性につきましては、多目的トイレの整備やわかりやすい案内表示、聴覚に障がいのある方への対応など、②の環境保全性につきましては、自然換気やひさし等による太陽熱の制御、雨水の再利用など、自然をうまく利用することなど、6ページでございますが、③の経済性につきましては、執務室を所属ごとの間仕切り壁のないオープンオフィス形式とすることによる業務内容の変化への対応など、④の社会性につきましては、エントランスホールやエレベーターホールなどの多くの来庁者の目に触れる部分の木質化など、⑤の安全性につきましては、台風などの暴風対策のため、通常より耐風性能の高い建具を採用したことなどがございます。

5ページの下側の絵をごらんください。

天井や展示パネル等に木材を多く用いたエントランスホールのイメージでございます。

次に、6ページの中ほどの右の絵をごらんください。

C L Tパネルを設置する執務室のイメージでございます。

なお、7ページと8ページには、各階の平面図を添付しております。

恐れ入りますが、委員会資料の10ページにお戻りください。

3の今後のスケジュール(予定)でございますが、29年度から31年度にかけて工事の実施を考えておりまして、29年度当初予算に関連費用を計上させていただいております。

29年度は、5号館の引き家を行った後に、11月議会に本体工事の契約締結議案を上程させていただきたいと考えており、可決いただけたら、12月末から着工して、約2年間の工期で、31年12月末竣工を予定しております。

本体完成に前後しまして、5号館の改修や外構・植栽工事等を行い、31年度末の供用開始を目標にしたいと考えております。

宮崎県防災拠点庁舎実施設計の概要(案)についての説明は、以上でございます。

○平原危機管理局長 危機管理課から2点御報告をいたします。

常任委員会資料の12ページをごらんください。

まず、1点目は、新田原飛行場に係る第一種区域等の見直しに関する最近の動きについてであります。

説明をいたします前に、申しわけございませんが、1カ所、資料の訂正をお願いいたします。

1の(4)の下の方の米印の中で、「新富町の3箇所」とありますが、正しくは「新富町の

2箇所」でございますので、訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、まず1の航空機騒音の体感・測定の実施につきましては、地元市町からの要望を受けまして、(1)から(4)のとおり、2月13日から24日までの平日の10日間、日中及び夜間において防衛省職員による体感・測定が行われたところでございます。

測定場所につきましては、右側の13ページのほうに記載してございますが、2市3町の要望などを踏まえまして、ここに記載の35カ所となっております。これらの場所を、防衛省のほうで2班体制で3時間ごとに巡回するという形で行われましたが、この中で、黄色とピンクで着色をされました7カ所の固定点につきましては、期間中、常時調査が行われたところでございます。

防衛省は、関係自治体の意見を踏まえて、今月にも再度調査を実施するとしておりまして、現在、関係市町と日程調整中であるというふうに伺っております。

また、調査結果につきましては、防衛省で分析の後、県及び関係市町に説明を行うと伺っております。

次に、2の在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会につきましては、2月14日に協議会が開催をされまして、県からもオブザーバーとして参加をさせていただきました。

会議では、新田原基地周辺協議会のほうから、今回の見直しに関して、6基地協議会の支援を求める要請書が出されまして、6基地協議会としても、防衛省へ「地元の意見を聞いて調整を進めるべき」といった要望を行うということとされたところでございます。

次に、3の第一種区域等の解除に係る官報告示の実施時期についてでございます。

防衛省は、今回の区域見直しに当たりまして、現在、防音工事の対象とされていない平成5年の区域指定告示の後に建てられたいわゆる告示後住宅を防音工事の対象とするために、まず現在の区域指定の官報告示を一旦解除いたしまして、改めて新たな区域指定の告示を行うということとしております。

この区域の解除告示の時期につきましては、11月の最初の説明段階では、昨年12月に行うということにされており、その後、地元の反発を受けまして、この3月に先延ばしをされていたところでございますが、2月20日の衆議院の予算委員会におきまして、防衛大臣から3月実施を見送る旨の考えが示されたところでございます。

県といたしましては、国の動きを見きわめつつ、関係市町の意向を最大限尊重し、真摯に対応するよう求めるなど、今後とも関係市町と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

次に、14ページをごらんください。

2点目の報告事項のえびの高原(硫黄山)の現状についてでございます。

まず、1の新たな噴気の発生についてですが、先月2月13日に、硫黄山火口の南西側の地点、下の図で申しますとM18と書いたところでございますが、この地点で新たな噴気が確認をされましたことから、火山ガスの測定を行いましたところ、高濃度の人体に有害な火山ガスである硫化水素が測定をされました。

このため、2の新たな噴気への対応にありますように、噴気が発生した地点周辺を立入禁止といたしまして、ロープを敷設するとともに、注意喚起の看板を設置したところでございます。

また、この地点につきましては、他の地点とあわせまして、週3回、火山ガスの手動測定を行いまして、測定結果を関係機関で情報共有するとともに、県ホームページで公表いたしております。

なお、硫化水素の濃度につきましては、噴気の発生直後は30センチの高さで400ppmを超える非常に高い濃度でございましたが、その後は比較的低い濃度で推移しておりまして、直近の測定日でございます今月の6日、月曜日には、10ppmということになっております。

今後とも、火山ガス濃度の測定を続けまして、必要に応じて火山ガスの専門家の助言も受けながら、注意喚起等を行ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○中野委員 防災拠点庁舎のことで、7から8ページでお尋ねしたいと思います。

いわゆる福祉保健部は1階と2階、県土整備部が8階と9階、この部の人たちはこの階に全て入れるということですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 現在、1号館あるいはその3号館にあります県土整備部及び福祉保健部につきましては、全ての課がこの1、2、8、9階のフロアに入居できます。

○中野委員 それと、3階と4階。まず、3階ですが、総合対策部室、総合対策部ってどこですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 総合対策部室といいますのは、大規模災害時に県職員ほか政府ですとか自衛隊ですとか消防ですとか、そういった関係機関の職員がそれぞれここに集まりまして、ここで情報共有をして対策を検討すると、

そういった場でございます。

○中野委員 ということは、平常時もここはやはり何か使っているということですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 平常時につきましては、使っておりますのはその南側にあります執務室でございまして、ここには危機管理課と消防保安課が入居いたしまして、平常時は総合対策部室の部分はあいているといったようなことが多いかと思いますが、小学生等には見学をさせたいということを考えております。

○中野委員 危機管理局は、この3階の執務室というところに全員入るわけ。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 3階の下側にあります執務室と書かれた部分が、現在の危機管理課と消防保安課の執務室となります。

○中野委員 そうすると、さっき、その上、北南はちょっとわかりませんが、総合対策室は、普通は使っていないわけですね。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 普通は、あいております。

○中野委員 これは研修室というわけにはいかんわけですか、会議室とか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 3階の総合対策部室とそれから4階の政府・自衛隊等関係機関執務室がございまして、これらの部屋につきましては、平常時から防災関連の研修等を行う場として活用していきたいというふうに考えております。

○中野委員 1階ずつ聞こうと思ったら4階まで答弁をされましたが、4階に行きましょう。

政府・自衛隊等関係機関執務室ということで、上も下も、北か南ということでしょうが、普通は、ここはあいているわけですか、通常は。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 平常時は、あいております。

○中野委員 いわゆる通常で、平常でないときだけ使う部屋で、平常時はこの5階から7階まで普通はあいていますよね。だから、会議室ないし研修室ということで書いてあるんですが、5、6、7階と同じように、4階も同じ状態であるということですね。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 6階は、自治学院と病院局が入居しておりまして、6階にあります平常時研修室と書かれた部分につきましては、平常時は自治学院が県職員あるいは市町村職員等を対象に研修を行う部分というふうに考えております。

それから、5階と7階につきましては、県職員が主に使用する会議室となります。

繰り返しになりますけれども、3階の総合対策部室それから4階の政府・自衛隊等関係機関執務室につきましては、防災関連の研修を県民等も対象としまして行う部屋と考えております。平常時もあいているというふうに申しましたけれども、そういった研修等に活用するということとなります。

○中野委員 研修とか会議室に使われるんだと思うんですが、ここを利用するというので、今まではどこを利用していたわけですか。どこの部屋を。もう、言えば4階から7階まではあいている状態ですわね。今まではどこを使っておったんですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 県職員が会議をする会議室につきましては、1号館から10号館まで各棟にそれぞれ会議室がございますので、分散はしておりますけれども、それぞれの会議室を利用しております。

研修につきましても、既存の会議室を利用して行ってきております。

○中野委員 おたくの言うのは、何かよう聞き

取れんとですが、今度はここを使うようになれば、今まで使っていたのは何に使うんですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 福祉保健部とそれから県土整備部それから病院局、こういったところが防災拠点庁舎に入居することによって既存の庁舎に空きスペースが出てまいりますので、それにつきましては、庁舎全体の利活用をにらみながら、現在検討を進めているところでございます。

今後は、国体関連の事務等も出てまいりますので、そういったところも考慮しながら検討しているところでございます。

○中野委員 建物のほとんどが研修室、会議室に使われているようですから、宮崎県防災拠点研修センターってつくればいいのになと思いました。終わり。

○坂口委員 今のところはすごく大切なところだと思うんです。僕は、この建物は消防自動車みたいなもので、つくったけれど1回も使わなまま廃車するのが一番いいというもので、最初からもう空き室のまま置いとかないと、例えばそこで3つも4つも研修室持っていて、その部屋使わなきゃならないような研修というのが、一体、年間何日あるかということです。そこに研修がだんだんそれがもうマンネリ化、通常化してくれば、そこに物を持ち込んだり、いろんなレイアウトをやったり、そのとき起こったときは何だったのということになります。だから、無駄が一番いい、無駄だけれど必要だということで我々ずっと議論を詰めてきたわけです。何のための免震なのか。

しかも、さっきも熊本地震まで参考にしたと言われるですけど、スペクトルで4秒周期を恐らく意識されて4秒周期のでかいのを意識されたんでしょうけれど、それが、東南海震源の

やつで、実際この現場で4秒周期スペクトルのそれだけの震動のやつが本当に来る可能性ってあるのかという、この地盤で。しかし、それも来るかもしれないって、それだけのぜいを尽くして、ぜいというか、安全を担保した建物なんです。そこに、職員の人たちの研修とか、ましてや小学生、中学生の見学なんか入れているときに、問題が起こったときは、それはパニックって、出ていけというわけにはいかないです。だから、これは空き家でいって、消防自動車考えが僕はいい思うんです。1回も使わないまま終わったって、よかったな、宮崎はというような。

どうも考え方がだんだん違って、そんなのを詰めていったら、職員の人たちが立派なビルに入りたいって、そこで研修受けたいからつくったんだということになります。これは、納税者の立場から見たら、それはちょっと違うんじゃないかな思う。

僕らは、こんなのを想定していなかったです。空き家だけれども、いざというときこれが必要なんだというものをつくってもらえるもんだと思っている。これは、職員の人だけの研修施設に使うとか、見学施設だというのは、ちょっと今からでも検討を加えてほしいです。この機能を一番、目的は一つです。いざというときに、これがやはり役に立つとか、いざというとき、そういうことがあって障害になっておくれましたとか、その人らをどこに持っていくか、この人たちの安全を確保する場所が今度は要るんです。

だから、そこらをもう一回、やはり今言われたことは僕は非常に重大なことだと思います。無駄が一番いい思うんです。いつもあいていましたというのが。

○上山総務課長 今、坂口委員がおっしゃった

とおりの、防災拠点庁舎につきましては、やはりそういう性格であるべきだと思います。

中野委員のお話とちょっと重複するんですけども、今回、防災拠点庁舎ができたときに1号館と3号館が動いていきます。あと、その動いたところにまた今度は別のが入ってきます。会議室につきましても、現在は非常に狭い状況になっております。執務室につきましても、いろいろスペース的な問題もあります。そういったところにつきましては、今後、いろいろな方面からじっくり検討して、できるだけ現状の庁舎につきましては効率的な使い方を検討していきたいと考えておりますので、坂口委員のおっしゃった点も踏まえて、検討させていただきたいというふうに思っております。

○中野委員 今、坂口委員が言われたことでちょっと思い出しましたが、東京都庁のこの防災の大きいビルに、3階か4階か、くり抜けたような大きな部屋があって、そこに万が一のときには、知事を含めていろいろな人が集合して、そこから指示をして、防災のことをいろいろするという部屋があるんです。1回行ったことがあるんです。何か、非常に大事があったときに、災害が発生したときに、そこに詰めて、もう全て画面が出て、どこはどうだとわかるような、県警本部に事故あったとき等の部屋あります、あれを大きくしたような部屋があるんです。ああいうのをイメージしよったんです。

そういうのはないんですか。どの部屋がそういう部屋になるわけですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 先ほど御指摘のありました3階、この図でいいますと上のほう、北側になりますが、総合対策部室、これが災害時の指示の中核になる部分でございます。

○中野委員 この北側というと、上が北側にな

るんですか。この部屋は、普通はあいているわけですよね。ここに画面みたいないろいろなものがここに配置されるわけですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 この総合対策部室が災害時の司令塔となりますので、ここにいろんな現場の情報をモニタリングするようなモニターですとか、そういった機器類がここに設置されることとなります。

○中野委員 私が東京都庁のあれを見て記憶した、そしてまた今度、防災拠点庁舎ができるについてイメージしていたとすると、何か普通の部屋があるというだけです。私は、せめて2階ぐらいの、議会じゃないけれど上下が目いっぱい使うようなそういうホールがあって、何かやるような、全県下を網羅してやる。そして、万が一のときにはいろんな機関とやりとりをせんにゃいかんわけでしょう。そういう何かイメージしよったけれど、こういう部屋だけで、本当にこの防災上の拠点となるような施設が、部屋というんですか、それがこのぐらいの部屋で全てを対応できるわけですか。そのためにつくった拠点庁舎だと思っただけなんです。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 まず、この総合対策部室につきましては、現在、演習のときなど、県庁本館の講堂に詰めてこの演習を行っておりますが、本館の部分が、本館の講堂でございますけれども、この部分が床面積が約200平方メートルということで、やっている状況を見ましても大変手狭でございます。

まず、面積を3倍程度確保しまして、あと御指摘のありましたようなモニター類につきましては、これはちょっと別途工事になりますけれども、ここに設置をしまして、各災害現場の状況等をここで情報集約をして把握ができるような施設をここに集約をするといったようなこと

を考えております。

○中野委員 一応わかりましたが、何か万が一のための拠点施設じゃないような気がするなという気がして、もうつくるのにこういうことを言ったらいけません、何かそういう気がするんです。東京都庁の危機管理のときのあの部屋を見ているもんだから。あそこを見られたですか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 報道で見たことはございます。

○中野委員 報道で、行ったことはなかということですね。見られていればいいのに。何か、大丈夫ですか。

○二見委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたしますが、本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、引き続き委員会を続けます。

質疑は。

○来住委員 たわいのない質問ですけど、この拠点庁舎と5号館の並び方がちょっと並列じゃないんです。何か理由があるんでしょうか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 この模型をごらんいただくとおわかりいただけるかと思いますが、楠並木とそれから楠並木に接続をしております周辺の道路、すなわちこの敷地を囲んでおります4周の道路は直交しておりませんで、それぞれ角度を持っております。この2棟の建物を建てるに当たりまして、この5号館につきましては楠並木に平行に設置をいたしまして、あと防災拠点庁舎本体につきましては、裏側の通りといいますか、東側の通りに合わせて位置の設定をしておりますので、2つの庁舎につま

しては平行ではなくて、少し斜めに構えたような配置で考えております。

○来住委員 それがいいんでしょうけれど、僕はわからないんですが、一般の人が来たときに、何で、これこんなに斜めになっているんだろうかというふうに思われるでしょうから、そのときには楠並木に合わせたんだということで、標識か何か書いておかないとわからないかなと思います。

もう一点、その他報告の新田原のことで聞いていいですか。

○二見委員長 どうぞ。

○来住委員 統括監にちょっとお尋ねします。僕、メモしなかったもんですから、きのう例の資料がありますかと聞いたら、幾つか持っていらっしゃるというようなことだったんですが。もう一遍、済みません、どんな資料を防衛省からいただいていたらいいのかなと思って。

○平原危機管理局長 大きく2つありまして、1つはきょう説明をさせていただきましたこの体感・測定調査の場所、13ページの資料はまさに防衛省からいただいた資料でございます。

もう一点は、前回御説明をいたしました見直しの内容の資料と一緒にいただいたんですが、一般的な騒音調査のやり方ですとか、そういう資料をいただいております。

○来住委員 一つはこれだと。もう一つのやつは、今は我々議会のほうにはお示しされていないですか。

○平原危機管理局長 現時点では示しておりません。

○来住委員 見てもわからないんでしょうけれど。それは、いただけないのかなと思うんですけど。

○平原危機管理局長 それでは、説明が必要で

しょうか。わかりました。次回の当初の委員会で資料をお配りして、説明をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○二見委員長 ただいまの来住委員より資料請求がありました件についてお諮りしますが、資料は全委員へ提供ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、要求のありました資料については、次回の当初委員会の際にお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 さっき来住委員が言われたこの5号館の件ですが、ここまで、今から引っ張ってくるんですが、もうここに移動してあるんですか。今から移動させるの。移動してやるんですか、ようわからん。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 29年度に入りましてから、5号館を現在地から敷地のななめ北側になりますけれども移動させます。

○中野委員 何でここに引っ張ってくるのかと思っておれば、災害時の一時避難スペースとして使うということで書いてあります。何か、新しいのをつくるわりには、この古い、資料館ですから歴史的に色合いも似たような色合いだということだと思んですが、何かこの近くで、それでさっき見たんだけど、西側のところで大きな地震のときには衝突しそうな場所にありますよね。もう少し、せめて楠並木通りのところまで持ってきて、もう完全に独立してあったほうが見栄えがいいような気がするけれど。どんなもんですか、引っ張ってくる経費はあんまり要らんですよ。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 5号館につきましては、引き家で移設をしました後、用途とし

ましては、通常は多目的ホールとして活用いたしますが、災害時には防災拠点庁舎の1階とあわせまして、仮に災害が発生したときに、たまたま県庁に見えていた県民の方ですとか、あるいはその周辺におられた観光客の方、こういった方々を一時的に収容する一時避難スペースとして活用することも考えております。

それと、あと防災広場の使い方としまして、なるべく楠並木と一体的に、イベント等としても活用できるようなものとしたというふうにご考えまして、5号館につきましては防災拠点庁舎に沿わせるような形の位置にしたところでございます。

○中野委員 いろいろ使い勝手があって、仮に災害のときにそういうスペースで使ったにしても、この楠並木通りから来た場合に、この防災拠点施設もきちんとわかりやすいし、離れたほうがいいような気がするがな。この防災拠点施設の前に広い空間をつくっちゃったほうが、いろんな広場になるんでしょう。左側のこの庭園も将来的には何かするでしょうから。

要は、この防災拠点庁舎と5号館は、何か平行に並んでいないということは、5号館を楠並木通りに平行して置くということでしょう。それで、防災拠点施設は、本町通りに平行してつくるというだけのことですわね。それで、こんなふうに斜めにしても、何か、見栄えも、よく検討してみなさい。何か将来の使い勝手も含めて、スペース、一時避難の使い勝手からも見てそのほうがいいような気がするな。何か邪魔になる。また、何で、これを、せめて本町通りに平行して5号館もつくりゃ何も思わなかったけれど、何でこれをこの楠並木通りに平行して、ここに移動しなきゃならなかったんだろうかと思えますが。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎本体の入り口が、この7ページの図面で申しますと中央やや右寄りに設定をしております。

それと、あと5号館と防災拠点庁舎の関連で申しますと、1階に設けます食堂ですとか、売店、こういったものも5号館に見えるお客様にも御活用いただきたいということも考えております。そういったところも種々勘案しまして、現在の位置に設定をさせていただいたところでございます。

○中野委員 これ、今、この7ページの2階というところを説明されたんですか。これを見ながら。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 1階の図面で御説明させていただきました。

○中野委員 1階でも、2階でもどうでもいいんだが、2階のこの屋根とかつくり方も何かへんちくりんな屋根をつくってみたり、何か素直じゃないな。複雑過ぎる。

それで、ここを利用する云々と今ちょっと言われたようだけれど、あんまりここには利用する人はおらんよ、この5号館は。資料がある家でさ、資料館、あそこを県民が1日何人利用するの。3人おれば多いほうだと思うがな。

○上山総務課長 5号館は、前、文書センターということで使っておりましたけれども、年間1,200人ぐらい利用しておりますので、委員がおっしゃるように、1日に直せばそれぐらいの数かなとは思いますが。今は、文書センターは移転しておりますので、今はもう使っておりません。

○中野委員 たった3人しか利用しない建物を、ここになりゃちょっと利用はふえるかもしれんけれども、せつかく県の歴史がわかるあそこですがね、書類が、あそこじゃないの。昔、第一

勸銀か何かあったあれじゃないの。宝くじを買
いよったあそこですがね。よう考えてみいや。

○坂口委員 もともと、これは残そうとしたの
は外観とか建築法とか、価値あるということで
残そうとしたことですよ。そういった意味から
すると、やはり今のはちょっと考えたほうが
いいような気がするんです。通りに沿わせてど
うのとかいうことを、その判断基準のまず優先
性にするんじゃないかって、あの中にその建物
を置いたときに、別々にやったほうがいいのか、く
つつけたほうがいいのかとか、どこらにどうい
う向きでつくったほうがいいのかというのをもう
一回やって、そのほうがいいような気はします。

だから、今のように、道路に沿わせて角度を
振ったとか、あるいはあそこにいた県民の人た
ちを避難させるためのスペースを確保するため
だってなったら、もう引き家のそういった経費
をかけたりとか、これからの老朽化した建物の
維持管理費とかをそんなものを比較していつら
あそこに新しいのをぼんとつくったほうが、
必要なスペースを、うんと信頼性も高いし、い
いから。あれをもともと残そうとしたのは、あ
の建物自体がやはり価値があると。だから、経
費はある程度突っ込んででも残そうというところ
が目的だったわけですから、それはやはり外
観見てもらって、いい建物ねとか、マッチする
よねと、公園と言っていいんか何かわからんけ
れど。そういう意味からは、やはりこの気にな
るところはもう一回検討されたほうがいいよ
うな気がするんです。

これは、土地もやはり無駄になります。角度
の違うものが2つというのが、こういう配置だ
と死に地が結構出てきますよね。だから、やは
り僕もいろんな話を聞いてから、そうやなとい
う気がします。

○上山総務課長 今、坂口委員、中野委員がお
っしゃったような観点からも、防災拠点庁舎だ
けではなくて、楠並木あと本館も含めた形で、そ
こら辺の空間の使い方については、また今後研
究していきたいと思っておりますので、よろし
くお願いしたいと思います。

○坂口委員 本当、くどくなりますけれど、将
来、やはりいろんな法律なりそういった制度な
りの整理ができれば、あそこの道路を撤去して
から、だだっ広い、こちらと向こうをつなぐ方
法だって将来はやはり構想の中の一つに持つと
かんといかんかもわからん。あの楠並木通りが
あるだけでかなり制約されます。その同じ道路、
あの道路がいつまでも必要かということ、必要
ならばアンダーなりオーバーなりがやれないか
とか、向こうの宮銀のところですか、市役所か
らの、あれを倍ぐらいのスペースをとってそち
らに振れないとか、いろんなことになったと
きに、これはやはり土地を有効に利用しよう
という視点からの方向というのも一つ大事じゃ
ないかなと。未来永劫残るということを前提で、
それに角度を振るということだけじゃなくて、
もうちょっと柔軟性持っていていいかなとい
う気がするんです、ぜひそういう視点からも。

○満行委員 一つだけ、この南庭園。5号館も
南庭園があるからこういう形にならざるを得
ないんだろうと思うんです。そこを削れば5号
館きれいに並ぶんじゃないかなと思うんで、ぜ
ひ楠並木通りと南庭園、もう一回やはり検討
いただきたい。要望です。今まで言っています
ので。

お聞きしたいことは、この庁舎の食事はどう
対応するのか、シャワー室とか更衣室はどうな
っているのか、お尋ねします。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 食事につきまし
ては、1階に食堂を用意しておりますのが必要

最小限としておりますので、多くの職員につきましては、これまでどおり、お弁当屋さん依頼をするか、あるいは周辺の店舗で買うとか、こういった食事のとり方が多くなるのではないかと思います。

それから、シャワー室等につきましては、災害時にはもう必須となりますので、これはこの図面で申しますと3階の一部に、通常の災害監視業務で職員が宿泊をしておりますけれども、こういったときに使う施設も兼ねまして、シャワー室あるいは仮眠室については確保しているところでございます。

○満行委員 災害時には、何人ここに詰めるということを想定されてますか。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 最大規模の災害があって、政府、自衛隊、消防、その他関係機関がフルに詰めたような状態を想定しますと、1,400名程度がこの庁舎に入ってくるということを考えております。

○満行委員 だから、三度の食事も千何百食って、その災害時にとれるはずもなく、これはしっかり、何よりも食べないとどうもならないので、これもお願いしたいし。シャワー室、更衣室も千数百人がいて、とても足りないと思うんです。どう考えるか。

今後、ぜひそのことは、もう寝ずの努力をいただいているのに、風呂も入れん、着がえもできん、飯も食えんという状況で、それはあれだと思ってしまうので、ぜひこの改善は検討いただいて、今後進めていただきたいと思っております。

要望にしておきます。

○二見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、次に、最後にその他、何かありませんか。

○日高委員 危機管理局が出している消防団員募集の動画、こないだ初めて見つけたんです。こんなやつ出して、えらいユニークなやつ出して、誰が思いついたかなと、本当に危機管理局、とても、誰やろうかなという感じなんです、あれ、結構いいんですよ。

団員が出てきて、赤レンジャーみたいな、黄、緑ですか、青。相手がマッチマンですか、火をつけて回るやつが。あれがこうやるじゃないですか。広め方はもうちょっとないんですか。ああいうのをやはり見れば、またそういう動機づけにもなるし、情報の発信の仕方というのは、フェイスブックだったですけど、ほかにまだあればいいのかなと。せっかくあれだけつくったんですから。その情報発信、どうでしょうか。

○福栄消防保安課長 ありがとうございます。消防保安課としましても、消防団員募集ということで、国の事業を活用させていただいて今回つくったわけですけども。なかなか、皆さんに見ていただくというために、いろんな機会を使いまして、今、周知徹底を図っているところでありますけれども。

例えば、いろんな大会におきまして、これを放映したりとか、会合とかでも紹介をしたりという形で、何とか広めようという形で考えているところであります。

○日高委員 これは、消防関係のやつじゃなくても、例えば県庁のところに電光掲示板を財政課から予算をもらって、もう常にあそこを見たら、消防団が募集しているんだねとか。財政課長もやはり女性消防団で、ぜひ青、赤、ピンク入れて出てもらえれば、そういうのもアピールをして、子供のときから、地域の消防団に入るんだというようなことも意識づけというの必要。やはり、消防ではないようなところでも

見せていくのがPRじゃないかなと思いますので。

○福栄消防保安課長 これからも、課員一同で知恵を絞りながら、一人でも多くの県民の方に知っていただいて興味を持っていただくというように頑張っていきたいと思います。

○日高委員 普通の答弁、ありがとう。本当に、隣によろしく言っとってくださいね。

○二見委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後4時23分休憩

午後4時27分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○高原会計管理者 会計管理局の平成28年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、この厚いものでも、375ページをお開きください。

表の一番上、左から2列目の補正額の欄でございますが、会計管理局は、会計課と物品管理調達課を合わせまして、総額4,088万8,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄でございますが、5億3,078万6,000円となります。

それでは、次に各課別の内訳について御説明いたします。

次のページ、377ページをお開きください。

まず、会計課でございますが、補正額の欄でございますとおり、1,482万2,000円の減額をお

願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、4億3,194万7,000円となります。

その主なものについて御説明いたします。

379ページをお開きください。

上から4段目になりますが、(目)一般管理費の(事項)職員費705万9,000円の減額でございます。これは、主に職員の人事異動に伴う給料及び諸手当の減額による執行残でございます。

次に、中ほどになりますが、(目)会計管理費の中の(事項)出納事務費537万8,000円の減額でございます。これは、主に、指定金融機関等に支払う窓口収納事務手数料などの執行残でございます。

次に、その下の段でございますが、(事項)証紙収入事務費238万5,000円の減額でございます。これは、主に証紙売りさばき人に対して支払います売りさばき手数料の執行残でございます。

会計課については、以上でございます。

続きまして、物品管理調達課について御説明いたします。

381ページをお開きください。

補正額の欄にありますとおり、2,606万6,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、9,883万9,000円となります。

その主なものについて説明いたします。

次のページ、383ページをお開きください。

上から4段目になりますが、(目)一般管理費の(事項)職員費1,886万円の減額でございます。これは、主に職員の人事異動に伴う給料及び諸手当等の減額による執行残でございます。

次、その下の段でございます。(目)財産管理費の中の下から2段目、(事項)車両管理事務費690万2,000円の減額でございます。これは、主に、公用車の任意保険への加入などに要する

経費の執行残でございます。

物品管理調達課は、以上でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○日高委員 わからないもんですから、例えばこないだ何か土木事務所の公用車の車検が切れてわからなくてずっと乗っていたというケースが、これというのは、管理というのは、各そういう土木事務所ごとの管理なのか、それとも一括して管理しているのか、その辺はどうなのか。

○福嶋物品管理調達課長 車両管理の責任者は誰かという御質問ですけれども、公用車の管理は、財務規則によりまして、管理者は所属長とされております。公用車の維持管理及び安全運転の確保等の責任者となっております。

○日高委員 例えば、もう車検切れだよというのは、こちらでわかるんですか。例えば、その車が車検切れで車検をせないかんのにしてなかったというのもこちらでわからないですね。もう所属長なんですね。

○福嶋物品管理調達課長 原則は、車検証というのは各車の中に車検証というのがございます。その中に、次回の車検有効期限というのが書いてあるんですが、そこを所属が確認するというのが原則になっています。

ただし、うちのほうでも車検がいつかというのは全体的には把握はしております。

○日高委員 それで、例えばデータ化されていたとしたら、これは切れているのにまだやっていないなというのは気づかれるようないわゆるシステムではないということですね。

○福嶋物品管理調達課長 現在のところ、そういったシステムというのはつくっていないんで

す。その関係で、今のところ、各所属で管理していただくというのが原則になっております。

○満行委員 ちなみに、その県有車両って何両あるんですか。

○福嶋物品管理調達課長 県有車両というのはいろいろ種類があるんですけども、エンジンのついた車で公道を走っているものが、28年度の当初ですけれども、874台ございます。あと、公道を走っていない大型特殊トラクター類とかバイク類を合わせますと1,052台になっております。

○満行委員 県庁というのは、その出先機関とかもいろいろ複雑ですよ。だから、どこかやはり一括でデータベース化して管理したほうが、800台って、皆さん方も不安だと思うんです。だから、電算化してそのチェックをするという、それだけで済むと思うんですけど、どうでしょうか。

○福嶋物品管理調達課長 おっしゃるとおりだとは思っています。一応、私どものほうもいろんな対策、車検切れとかは、過去、私たちの知っている範囲ではなかったんですけども、今回初めて出てきたケースです。

今後、所属のほうで一応管理はしていただくんですが、私どもとしても何らかの方法で車検日の確認のそういうシステムみたいなものはちょっとつくるかどうかはまだはっきりしていませんけれども、そういった何らかの方法で啓発というか、その所属のほうにお知らせできるような方法を考えていきたいと思っております。

○日高委員 基本的には、重く受けとめてもらいたいんです。初めてのことだから、そういうのもいずれはせないかんというよりも、これが大きな問題にならんかっただけでもよかったということで。今後、これを機に、あれだけ新聞

にばんと書かれたら、やはり気持ちいいもんじゃないし、本人たちも悪気でやったわけじゃないと思うんです。忘れていたという。やはり人事異動とかでこころ変わるから。だから、こころ辺というのは重く受けとめて、その方向で、高原会計管理者も、最後パスをやはりお願いしたいなど。

○**高原会計管理者** 本当に、今回はたまたま事故が起きなかったのでよかったなというふうに思っております。

以前から、車両管理をする簿冊のほうには、必ず車検期限を書くようにしていたのですが、そこを実は所属のほうでは書いていなかったと、そういうミスもありました。

今度は、車両のほうに、例えばダッシュボードの上とかに車検はいつというのをちゃんと明記していただくとか、そういう対策はこないだ通知をさせていただいたところですよ。

うちが全部を所管するというのはあるんですが、まず基本はやはり使っているところが自分の車をしっかり管理する。ちゃんとお世話をするというか、掃除もしたり、きちっと管理していただくことが、やはり職員の啓発にもつながるというふうに思いますので、おっしゃる点は踏まえながらも、所属のほうにもしっかりといただくように指導していきたいと思っております。

○**中野委員** 我々も時としてうっかりするときもありますよね。それをうっかりせんように、車を買ったところから必ず通知が来ますよね、あなたのはいつ車検ですよと。そういう通知は来るシステムになっていないんですか。来るとすりゃ、どこに来るんですか。

○**福嶋物品管理調達課長** 1カ月前ですけれども、前になりますと、ディーラーのほうから車検ですよという通知が参ります。これは、所属

のほうに送ってまいります。

今回も、小林土木のほうには送って来ていたそうですけれども、業務等でやはり忘れてしまって、おくれてしまったケースもございました。

○**二見委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** その他、何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** では、以上をもって会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時39分再開

○**二見委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○**金子人事委員会事務局長** 人事委員会でございます。当局の平成28年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料455ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で759万7,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総額は、2つ飛びまして、1億3,562万1,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明をいたします。

459ページをお開きください。

このページの中ほどにあります(事項)職員費の397万2,000円の減額補正であります。これは、人事異動に伴う所属職員の職員手当の執行

残等の補正減であります。

次に、下から2段目の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の107万1,000円の減額補正であります。これは採用試験実施経費の執行残等に伴う減額補正であります。

なお、お手元に今年度の予算で作成をいたしました来年度の県職員採用案内パンフレットをお配りしております。これをちょっとお開きいただきまして、開いた左側であります。県の組織図と主な仕事、業務を書いております。それから、次の右側の3ページから各職種ごとに職種の紹介、それから主な配属先等を整理してございます。

その次のページをあけていただきまして、右側の5ページでありますけれども、先輩職員からのメッセージということで、各職種別に若手職員の声を載せているところでございます。これが、ずっと8ページまでございます。

それから、9ページでございますが、この福利厚生のところの中ほどにあります育児・介護と仕事の両立支援のための制度。昨今、やはり受験する方はここにかなり関心が高いものですから、今回紙面を多く割きまして、この記載を充実させたところでございます。あと、後ろのほうは手続等を書いてございます。

このパンフレットを県内外の大学や高校等に送付いたしますとともに、大学等での説明会にも今後活用してまいりたいと思っております。

それから、もう一つ、「宮崎県庁の技術系職員を目指す方々へ」ということで、この青い紙をお配りしておるかと思っております。チラシでございます。

これは、さきの本会議で人事委員長が答弁いたしましたように、最近特に競争倍率の低い土木や建築等、いわゆる技術系職種の大卒程度や

保健師、薬剤師の採用試験につきまして、来年度から教養試験の回答数を減らし、専門試験の配点を2倍にすると、そのような形でより専門分野を重視した受験しやすい内容に改めることといたしました。

受験者の確保については、こういった試験制度の見直しを初め、関係部局も、例えば大学での説明会への参加とか職種別の採用案内パンフレットの作成といった形で啓発・広報活動の一翼を担っていただいているところでございます。

ことしの就職戦線も売り手市場というふうに言われております。今後とも、関係部局との情報共有や連携を一層強化しながら、県職員の仕事の魅力ですとかやりがいを積極的に発信していくことで、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、何かありませんか。

○日高委員 職員課長、職員の勤務体系だとか残業も含めていろんな中についての勧告というやつは、民間は労働基準監督署がするんですが、行政職員に対しては人事委員会がいろんな形で勧告をしていくという形の考え方でよろしいんですか。

○和田職員課長 労働基準監督機関としての役割を人事委員会は持っております。そして、労働基準監督署とございます。県庁の場合は、その監督権限職権を行うのがその事業所ごとによって、うちの所管になるもの、そして例えば土木事務所なんかは労働基準監督署というふうになります。別個にいろいろ基準監督機関とし

てでなくて、人事委員会として職員の勤務条件関係について調査研究し、そして報告、勧告を行うと。労働基準監督機関としてじゃなくて人事委員会として、勤務時間の縮減に取り組む必要があるとか、そういう権限も持っておりますので、そういう中で職員の給与等に関する報告及び勧告というものを、10月6日でしたけれども、実施しております。そういうことで、任命権者のほうにしっかりと取り組んでくださいということで報告、勧告を行っております。

○日高委員 こないだ、私どもが、民間も80時間のいわゆる残業から過労死につながるということで、かなり働き方改革で労働基準監督署が、繁忙期とかそういったときにもっとちゃんと取り締まって、すごい今条件が厳しくなってきたけれど、職員の場合は、特にそれ以上やってもある程度許される部分があるけれど、同じ生身の人間だから、一般質問でもあったような感じがするんですけど、やはり職員こそ、そういうものを守っていかないかんとこのがある。

ただ、では、そのためには、人事委員会としては、やはりそういった部分については勧告をしながら、県の人事課のほうがある程度そういったノー残業デーとか、今、ちょっとつくってきている。

こないだ、人事委員長にお聞きしたら、人事委員会としては、職員を監督するような権限はうちにはないと言ったんです。じゃなくって、本当はあるということですね。

○和田職員課長 人事委員会といたしましては、そういう職員の勤務時間、勤務条件等を調査研究して、こうあったほうがいいですよということを任命権者のほうに報告、勧告いたします。そして、その報告、勧告を受けて、任命権者の

ほうで勤務時間を縮減するよとか、そういうことになっております。委員長が申し上げたのは、そういうことになります。

実際に、勤務時間命令をかけるのは、任命権者でございます。そして、その縮減を図るのは、やはり任命権者の責務としてあるというふうに考えてございます。

私どもは、中立の第三者機関として、こうあるべきですよと、職員のそういう勤務環境等考えれば理想的な形はこうですよというふうなことで、任命権者に報告、勧告をさせていただいておるとい形になります。人事委員会は、第三者機関になります。

○日高委員 なかなか厳しいですね。県庁職員も、200時間労働は結構おと思うんです。かなり。それを取り締まるというか、やはり改革していくのって、県庁職員については厳しいかしらんですね。

○和田職員課長 災害が起こった場合等は、時間外は縛りがなくなるんですけども、やはり普段の業務につきましては、国の働き方改革もございまして、そういう状況をにらみながらこうあるべきですよということで任命権者のほうに報告、勧告等を行っていきたくと考えてございます。

○満行委員 済みません、チラシですけど。私も質問をしました。非常に心配をしています。

このチラシは、大変ありがたいことなんですけれど、この2倍の200点にしたということで、志願者がふえるということを狙っているのかな、そこがちょっと、これでふえるのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○田畑総務課長 この試験制度の見直しの狙いというのは、技術系の大学に行っていらっしゃ

る学生さんが県庁を受けようというそういう一つの呼び水といいますか、インセンティブといいますか、そういう効果をちょっと考えてのことなんですけれども。

いわゆる公務員試験となりますと、結構、守備範囲が広くて、教養試験と専門試験、大きく2つに分かれますけれども、教養試験のほうも、結構、やれ歴史だ、やれ英語とかいろんな分野が幅広く勉強しないといけないということがあります。

それで、言われましたように、今、配点を100点と100点と1対1という割合にしています。それを、1対2、専門のほうにウエートを置くことによって、そういう一般教養のほうに対する負担感が少し軽減されるんじゃないかなということを期待して、出しております。

教養試験の配点を、一次試験の配点がトータル200点をトータル300点になるわけですけれども、それに伴いまして、二次試験の点数も引き上げまして、割合的には一次と二次の割合は同じ程度にしているんですけれども、その中で教養と専門のウエートをちょっと変えたということでのインセンティブを狙ったところがございます。

○満行委員 なかなか、その専門職もやはり公務員養成学校とか行かないと難しいとかそういう話になっているんです。だから、これはそういうことを狙って、新卒とか社会人でも受けやすいというのかもしれないと思いますが、様子を見たいと思うんですけれど。

これはモノクロですけど、これはカラーにはならないんですか。どこに配付をされる予定なんですか。

○田畑総務課長 申しわけありません。お配りしたのはモノクロなんですけれども、ホームペ

ージ上でもリンクを張ってしまっていて、そちらのほうは色刷りで出しております。申しわけありません、経費節減でちょっと白黒で刷らせていただきました。

○中野委員 今度の職員採用案内のことで、一番最後のページ、大卒の一般行政はここに書いて、ずっと、それから警察にも書いてあるんですが、学校事務、あれは何かまたもとに戻るといって前説明があったんですが、どこでどうなるんですか。

○田畑総務課長 学校事務について、以前は学校事務という試験区分で行っていたんですけれども、今年度、28年度の試験から、そういった区分は設けないんですけれども、この一番後ろにあります資料の、その一番左上、大学卒業程度の主な職種で一般行政というのがあります。この一般行政の試験の中で、通常の一次試験、二次試験やって、そして人事委員会のほうでは合格者の名簿を作成しまして、採用候補者名簿を各関係任命権者のほうに提示いたします。

これまでは、学校事務の区分を廃止した後は、知事のほうに名簿を提出しまして、そこで採用をし、そして教育委員会のほうに出向という形で職員を出しておりました。それを、ことしからその名簿を教育長のほうにも、教育委員会のほうにも提示しまして、合格した人、名簿に登載された方の意向を踏まえて、第1希望、第2希望、いやどちらでもいいと、要はそうした意向を踏まえた上で配属していくというような取り扱いになりました。

したがって、来年度からは、いわゆる教育委員会での採用の職員の方が生まれてくるというようなことでございます。

○中野委員 この書きぶりが来年度から変わるんですか、ここの区分試験という欄が。

○金子人事委員会事務局長 3ページをちょっとごらんいただいでいいでしょうか。パンフレットの3ページ、ちょっと字が小さくて恐縮ですけども。

一番左上に、一般行政一般事務というふうに書いてあります。これの後ろのほうに、先ほどの委員御質問のやつが書いてありまして、「なお、一般行政については専ら教育行政の分野に携わること希望することにより学校や教育委員会事務局で主に勤務することもできます」というふうなことを表示してありまして、試験は一般行政で同じなんですけれども、名簿掲載された後の採用が、任命権者が、教育委員会が握るところもあるということで、具体的には今年度の試験からこれをやっております、教育委員会によりますと、7名ほど教育行政のほうで採用されたというふうなことでございます。

これが、今年度1年目でございます、来年度も引き続きこういうやり方で、本人の希望が前提になりますけれども、こういった形で将来の教育分野の幹部候補生と言うんでしょうか、そういった方を採用するような方式を始めてきているということでございます。

○中野委員 それは、成績ではなくて、本人の希望を優先して、それでこっちのほうに配属するということですか。

○金子人事委員会事務局長 そうでございます。希望を、あなたは知事部局を希望しますか、あるいは教育委員会を希望しますか、両方希望しますかというような形で3区分ほどとります。

○中野委員 なら、もう受験のときからその学校事務のほうもあるということ承知して、そっちのほうに行くかもしれないということ承知して受験をしているわけですね。

○金子人事委員会事務局長 そのとおりでござ

いまして、前の試験の説明のときにもその旨最初からちゃんと明示をしまして、わかるようにしてございます。

○中野委員 3ページを見ればわかる話でしたが、そこ辺が括弧書きでも何かあればなと思いました。

それから、身障者の選考、それで高校卒業程度だけが一般事務と警察事務の中にありますが、この大学卒業程度のほうではその身障者の枠というか選考というのはないのですか。大卒の人が受けるとすれば、身障者のこの選考を受けるとすれば、この高校卒業程度のここで受けるということですか。

○田畑総務課長 身障選考については、基本的には年齢制限だけ、もちろん身障者の手帳も所持という条件も当然でございますけれども、年齢制限をかけております。その年齢制限は、高校卒業の方も受けられますし、大学卒業の方も受けられるような年齢制限を設けておりますので、大卒あるいは大卒見込みの方も身障の要件、ほかの要件を持っていらっしゃれば受験ができるということでございます。

○中野委員 その大学はどこで見分けるわけですか。この表のどこを見ればいいんですか。

○田畑総務課長 一番後ろの表の上のほうの一番下に、身体障がい者を対象とする職員採用試験という、この区分の中で大卒の方も受験していただくと。

そこに、受験資格のところに書いてございますけれども、一応は学歴不問ということで、これは17歳から28歳まで、これは試験を実施する年にこういった年齢の方が対象になるんですけども、この年齢の幅の方であれば、大卒の方でもこの区分で受験できるということでございます。

○中野委員 それで、ここで通った人は、大卒であっても全部一般事務ということになるわけですか。

○田畑総務課長 そのとおりでございます。

○中野委員 そうすると、一般行政の職員の待遇というか、区分にはもうならんわけ。障がい者の方で大学を卒業した人で、ここの選考の中で受験した人は、一般行政職というのにはなれないということ。

○田畑総務課長 身障手帳をお持ちで、大学の方は、例えばその表の一番上の一般行政職で、そちらの試験区分でも受験することは可能であります。そちらのほうで受験して合格、採用された場合は一般行政になりますし、身体障がい者の区分で受験されて入られた場合は一般事務という区分になります。

○中野委員 その行政と事務の区分がわからんとですが、大学卒業で身障者選考で入った人は、一般事務ということになりますよね。そうすると、仕事の内容がこの一般行政とちょっと違うところに配属をされるわけですか。

○田畑総務課長 このパンフレットで、例えば3ページのほうを見ていただきたいと思います。3ページの職種紹介、主な配属先、左上に一般行政と一般事務の仕事の中身といいますか、それをちょっと簡単に整理しておるんですけども。

そこの上のほう、一般行政の職務内容は、主に各種施策、企画立案云々と書いてありまして、4行目のところに、一般事務は各所属や学校現場での予算、庶務といった事務的な職務内容が主になりますが、明確に区別されてはおりませんということ、その人々がいろんな経験を積む中で、いろんな所属もあって、また適性を踏まえて、またいろんな仕事を与えられていくと

というようなことになろうかと思えます。

○中野委員 将来、採用された職員が一般行政職と一般事務職員で何か差別というか、昇進に影響があったり、昇給に影響があるということはないわけですね。

なかなか、今、幹部の人たちは一般行政職で入った人ばかりでしょう。そうすると、一般事務で入った人は幹部職員にはなれんわけ。これ、現実はどうなんですか。みんな、そこは一般行政で入った人ばかりじゃないの。

○金子人事委員会事務局長 一般事務で入った方でも県庁の管理職の方は、おられます。ちょっと名前は挙げませんが、おります。

○中野委員 特に、障がい者なんかの人は頑張っで入っているわけだから、一般行政職を合格できると言ったけれど、この障がい者枠というか、ここでも頑張れば、どんどん採用して、将来は副知事にもなれると。技術職が、今度は副知事になるわけですから、なると決めちゃおらんけれど、そういう予定ですが。やはり夢を与えたほうがいいと思います。「末は博士か大臣か」という言葉があるわね。

○金子人事委員会事務局長 採用された後は、任命権者のまさに人事の世界でありますけれども、やはり能力主義ということになれば、完全に行政と一般事務ときっちり区分けということではなくて、その人の能力、適性に応じた形で将来像は広がっていく可能性はあるというふう聞いております。

○中野委員 わかるように書いてください。尋ねんにゃわからんようじゃだめです。見てわかるように。見る人は、学生が見るんですから。議員歴17年でさえわからんわけやから。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって、人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時6分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○柳田監査事務局長 それでは、監査事務局の平成28年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスのある449ページをお開きください。

表の一番上の補正額の欄でございますが、総額で459万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように2億1,502万4,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

453ページをお開きください。

ページ中ほどの(目)委員費につきまして、113万4,000円の減額補正でございます。その内訳は、(事項)委員報酬が43万4,000円の減額、その下の(事項)運営費が70万円の減額で、いずれも執行残によるものであります。

次に、下から3段目の(目)事務局費につきましては、574万6,000円の増額補正でございます。その内訳は、(事項)職員費が703万6,000円の増額で、これは今年度当初の人事異動により、現員が1名増になったことによるものでござい

ます。

資料をめぐっていただきまして、454ページでございます。

(事項)運営費は129万円の減額で、これは執行残によるものでございます。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。議案についての質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしいですか。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、監査事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時10分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○甲斐議会事務局長 議会事務局の平成28年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

左から2列目の補正額の欄でございますが、1,665万7,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、右から3列目の補正後の額の欄でございますが、11億3,107万3,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをごらんください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、449万4,000円の減額補正でございます。

主なものといたしましては、(事項) 議員報酬の226万4,000円の減額であります。これは、9月に議員が辞職され、10月に補欠選挙により新たに議員が就任されたことに伴い、報酬等が日割り計算になったことなどによる執行残でございます。

6 ページをお開きください。

上から1段目の(目) 事務局費でございますが、1,216万3,000円の減額補正でございます。これは、その下の職員人件費や本会議の会議録印刷経費、議会一般運営に要する経費のうち、議会棟などの緊急補修分の工事請負費等の執行残でございます。

説明は以上でございます。

○二見委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって、議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時14分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、あした行いたいと思います。開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてですが、本来であれば採決後に御意見をいただくところで

すが、今回は日程に余裕がございませんので、この場で協議をさせていただきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後5時14分休憩

午後5時16分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

では、委員長報告につきましては、先ほどの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後5時16分散会

平成29年3月9日(木曜日)

午後1時9分再開

出席委員(8人)

委員	長	二見	康之
副委員	長	重松	幸次郎
委員		坂口	博美
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		日高	博之
委員		満行	潤一
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	長谷	恵美子
総務課	主任主事	日高	真吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、特にないようですので、これより議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 一括がよろしいですか。それでは、一括して採決いたします。議案第49号から第51号及び第62号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、以上で委員会を終了いたします。

午後1時10分閉会